年三十五、葬地正鎭に同じ、法號を大空院圓岸自性と稱す。

正實（初正修・房五郎・因幡守・兵部少輔・信濃守）　武藏忍城主阿部正允の第四子なり、安永八年正賀の養子と爲り、九年十二月二十七日封を襲ぎ、天明元年從五位下因幡守に叙任せらる。寬政四年十一月二十日致仕し、天保二年十二月八日卒す年六十八、葬地正鎭に同じ、法號を義德院覺心道性と稱す。

正簡（初正常・豫三郎・繼太郎・駿河守）　阿部正保（隱岐守）の長子なり、寬政四年正實の養子と爲り、十一月二十日其の領地を襲ぎ、從五位下に叙し駿河守に任せらる。文政八年二月二十三日卒す年五十四、葬地正鎭に同じ、法號を盛德院治容中正と稱す。

正暠（鋼五郎・因幡守・山城守）　正簡の第三子なり、文政五年從五位下に叙し山城守に任せられ、八年四月二十一日封を襲ぐ。天保七年三月二十五日致仕し、嘉永六年五月十日卒す年四十八、葬地正鎭に同じ、法號を明德院厭離眞實と稱す。

正身（初正守・倫三郎・采女助・駿河守）　龜井玆尙（大隅守）の第二子にして母は阿部正識の女なり、天保六年正暠の養子と爲り、七年封を襲ぎ從五位下に叙し駿河守に任せらる、十三年領內天羽郡大坪山に礮臺を築き戍兵を置き以て海防に備ふ。安政元年七月二十七日致仕して菊山と號す、明治元年七月十一日卒す年五十一、花香谷村勝隆寺に葬る、法號を大成院光譽正身菊山と稱す。

正恒（倫三郎・因幡守・駿河守）　正身の長子なり、安政元年八月十五日封を襲ぎ從五位下因幡守となる。明治元年三月德川氏の脫兵望陀郡木更津村に屯し正恒に逼りて援兵を出さしむ、正恒力之に敵すること能はざるを計り、伴りて之を諸し急を官軍に報ず。使者賊の爲に遮られて速に達するを得ず、賊遂に林忠崇等と兵を合はせ、前橋藩の望陀郡三本松陣屋を取り、佐貫城に迫りて兵員を增し海を渡りて江戶を襲はんと謀る、正恒城を棄て領內に避く、閏四月藩兵賊に與みし前橋藩守る所の周淮郡富津陣屋を奪ふ。既にして官軍木更津に到り命を正恒に傳へ、悉く城郭武器彈藥を輸し、君臣皆寺院に入り謹愼して後命を待たしむ、佐倉藩前橋藩前後代りて領內を鎭す、五月官命して佐倉藩をして房總の殘賊を鏖滅せしむ、正恒兵を出して先鋒たらんことを請ひしも聽されず、十月七日謹愼を解き歸城を許し武器彈藥を還付せらる。十一月請うて支家正誠（繼太郎）の家を併す、正誠は其の先嘗て廩米二千俵を分與せられし者なり。二年六月廿二日版籍を奉還し、更

に佐貫藩知事に任ぜらる、四年五月請うて佐貫城を廢す、七月十四日藩廢せらる。

小久保（舊天羽郡）　**田沼氏**

田沼意尊（アキタカ）（金彌・之丞・番頭・從五位下）　意留（備後守）の嫡子なり、父に繼いで遠江に於て一萬石を領し榛原（ハイバラ）郡相良（サガラ）に居る。明治元年九月領地を天羽周准二郡に移され、三年間毎年現米二百石・金三千兩を賜ふ、六月二十四日版籍を奉還し、更に小久保藩知事に任ぜらる、七月始めて上總に入り藩廳及び居を天羽郡小久保村に營み小久保藩と稱す。十二月二十五日卒す年五十二、周准郡新御堂村最勝福寺に葬る、法號を寬隆院曜德自照と稱す。

大多喜（夷隅郡）　**本多氏**

本多忠勝（鍋之助・平八郎・中務大輔）　忠高の嫡子にして母は植村氏義の女なり。其の先は太政大臣藤原兼通より出づ、兼通の裔助秀豐後本多に住す、因りて氏とす、助秀の子助定足利尊氏に事へて功あり、尾張横根・粟飯原二鄕を給せらる、其の裔助時三河に住し世々德川氏に仕ふ、忠高は助時の曾孫なり。忠勝幼時より德川家康に仕へ戰功群に超ゆ、天正十六年四月一日（一に十四年十月に作る）從五位下中務大輔に叙任せらる、十八年小田原の役家康の先鋒たり、敵將北條氏勝山中城に敗れ、退きて甘繩城を保ちしかば忠勝說いて之を降す。豐臣秀吉淺野長政・木村重玆等をして關東の諸城を攻めしむ、忠勝鳥居元忠・平岩親吉等と共に之に屬し、上總下總武藏上野下野の四十八城を攻陷す、乃ち忠勝をして廳南城を守り二總を鎭せしむ。既にして北條氏降り關東悉く平ぎて八月家康關東に移る、家康忠勝に上總に於て十萬石を與へ大多喜城に居らしむ、慶長六年二月（一に正月に作る）伊勢桑名に移封せられ、慶長十五年十月十八日卒す年六十三、桑名淨土寺に葬る、西岸寺長譽良信と號す。二子あり、忠政・忠朝といふ。

忠朝（內記・出雲守）　忠勝の次子にして母は阿知和右衞門の女なり、忠朝年十九、關ヶ原の役に從つて功あり、六年從五位下出雲守となる。初め父忠勝功大なるを以て家康五萬石の地を加へんとせしが忠勝固辭す、是の日忠勝を桑名に移し、其の故地大多喜五萬石を更に忠朝に與ふ。十九年安房國主里見忠義罪有りて封を收めらる、忠朝命を受けて內藤政長と共に安房に到り、其の城郭を毀ち其の地を成る。大阪冬の役先鋒第二たり、夏の役小笠原秀政・淺野長重等と共に突進して

敵陣を衝き、森勝永の兵と遇ひ縦横奮戰首七十四級を獲て遂に戰歿す、時に五月七日なり年四十四、大阪一心寺に葬り、法號を三光院岸譽良玄と稱す、一子あり政勝といふ。

政朝（鍋之助・忠氏・忠郷・甲斐守・從四位下・侍從）　忠政の第二子にして母は松平信康の女なり、慶長十七年從五位下に叙し甲斐守に任せらる。元和元年大阪の役戰功有り、七月朔日命せられて叔父忠朝の遺領を襲ぐ、三年九月十八日播磨龍野に轉封す。寛永八年父卒して亦其の遺領を承け姫路城に移り、十五年十二月卒す年四十二、二子あり政長・政信といふ。

同　阿部氏

阿部正次（德千代・善九郎・備中守・從四位下）　正勝（伊豫守）の嫡子にして母は江原定次の女なり、天正十八年下總の地を賜はり、父の後を繼ぎて書院番頭となる、是の冬從五位下に叙せられ備中守と稱し、相模一宮五千石を加賜せられ、總べて一萬石を領し武藏鳩ヶ谷に居る、後封を加へられ武藏・相模・下野三國に於て二萬二千石を領す。大坂の兩役戰功あり、元和三年九月大多喜城に轉じ八千石を加へられ、五年再ひ小田原に轉ず、正保四年十二月大坂城に卒す年七十九、二子あり正澄・重次といふ。

正能（德千代・正舍・東市正・播磨守・從四位下）　正澄（修理亮）の長子、正次の孫にして母は加藤清正の女なり。寛永十五年四月二十二日正次の領地夷隅郡に於て一萬石を分與せられ大多喜に居る、慶安四年八月十四日叔父重次の遺領夷隅郡の新田六千石の分與を受く。承應元年六月二十五日阿部忠秋（武藏忍城主）の養子と爲り、七月二十四日請ひて一萬石は故の如く之を領し、重次の遺領六千石は之を重次の子定高に還與す。尋いで從五位下に叙せられ播磨守と稱す、延寶元年老中となり後從四位下に叙せらる、次いで疾を以て致仕し、剃髪して養拙と號す、子正武嗣ぐ。

正春（長松・吉兵衛・利重・正長・因幡守・伊豫守）　重次（對馬守）の次子正次の孫にして母は松平定勝の女なり、父重次初め三浦重成（監物）の養子と爲る、既にして重成子重勝を生む、由りて嗣を辭し、其の采地三千石の分與を受けて別に一家を成し、尚三浦氏を稱せり、兄正澄卒するに及び正次の嗣と爲る。是に於て正春をして三浦氏を稱せしめ、慶安四年八月十四日重次の遺領夷隅郡の新田一萬六千石を分與し大多喜に居らしむ、承應二年從五位下に叙し因幡守に任せらる。萬治二年兄定高（備中守）病篤し、其の

子正邦猶幼なるを以て正春をして家を嗣がしめんことを請ひて聽さる。是に於て正春定高の遺領を繼ぎ阿部氏に復し、前に領する所の地を合せて十一萬五千石餘を領し、移りて武藏岩槻城に居る。寛文十一年十二月十九日正邦漸く長せしを以て、請うて定高の遺領を讓り、正春は故の如く一萬六千石を領して大多喜に復す。元祿十二年幕府命じて大多喜の舊城を再築して居城と爲さしむ。十五年九月七日封を參河刈谷に移さる。

同　稻垣氏

稻垣重富（大藏・和泉守・對馬守）　重昭（信濃守）の嫡子なり、父の領地を襲ぎ參河刈谷城二萬石を領す。元祿十五年九月七日大多喜に轉じ五千石を加へらる、此の月二十八日領地狹隘なるを以て更に下野烏山に轉せらる。

同　松平氏

松平正久（初則綱・一學・彈正忠・備前守）　正信の子なり、父の領地を襲ぎて二萬石を領し相模甘繩に居る、元祿十六年二月十日領地を夷隅郡及び三河・大和二國に移され、大多喜城に居り、享保五年五月六日卒す年六十二、武藏野火止平林寺に葬る、法號を圓光院通玄道機と稱す。

正貞（主膳・正河・內守・備中守・備前守）　正久の長子なり、元祿九年從五位下に叙せられ、享保五年六月二十七日封を襲ぎ、新田二千石を弟正佐（數馬）に分與す、十五年奏者番と爲り、寬延二年正月廿九日卒す年六十八、葬地正久に同じ、法號を雲興院龍峯玄門と稱す。

正溫（初祝盈（トキミツ）已之助・金彌・信濃守・備前守・彈正忠）　松平信祝（伊豆守）の第三子なり、正貞の養子と爲り其の女を室とす、寬延元年從五位下に叙し信濃守に任ぜられ、二年三月二十四日封を襲ぐ。明和四年九月二十五日致仕し、天明二年十一月二日卒す年五十八、江戸駒込蓮光寺に葬る、法號を圓理院頓譽壽齡と稱す。

正升（ノリ）（元吉・織部正・備前守・彈正忠）　正溫の嫡子なり、寶曆七年從五位下に叙し織部正に任ぜられ、明和四年九月二十五日封を襲ぐ。享和三年五月二十三日致仕し、十一月二十三日卒す年六十二、葬地正久に同じ、法號を潤德院一機宗轉と稱す。

正路（初正通・岩次郎・備中守・兵部少輔・彈正忠）　正升の子なり、天明八年從五位下備中守となり、享和三年五月二十三日封を襲ぐ、文化五年六月五日卒す年四十三、葬地正久に同じ、法號を全性院哲巖宗濬と稱す。

正敬（元吉・織部正）　正路の嫡子にして文化五年封を襲ぎ、七年從五位下織部正に叙任せらる。文政八年九月二十七日致仕し、天保三年七月十六日卒す年三十九、葬地正久に同じ、法號を龍雲院天路心齋と稱す。

正義（與之助・備中守）　正路の第四子なり、正敬の嗣と爲り文政八年其の領地を襲ぐ、九年從五位下備中守に叙せられ、天保八年七月十一日卒す年三十二、葬地正久に同じ、法號を天授院俊巖紹英と稱す。

正和（龜二郎・主膳・備前守・備中守・織部正）　正敬の長子なり、正義の嗣となり天保八年封を襲ぎ、九年從五位下に叙し備前守に任せらる。文久二年九月二十六日卒す年四十、葬地正久に同じ、法號を秀芳院梅閣宗清と稱す。

正質（鮑德・備中守・豐前守）　間部詮勝（下總守）の第五子なり、正和の養子と爲り其の女を室とす、文久二年封を襲ぎ從五位下備中守に叙任せらる。明治元年正月德川慶喜に從ひ、若年寄を以て大坂に在りしが、伏見の變に會して朝譴を蒙り、閏四月城地を收めらる、八月赦されて城地を復す。二年六月二十四日版籍を奉還し、更に大多喜藩知事に任せらる、三年請ひて城郭を廢す、四年七月十四日藩廢せらる。祖先以來久しく松平氏を冒しゝが明治の初め正質本姓に復し、大河內氏と稱す。

刈谷（夷隅郡）**及び八幡**（市原郡）　堀氏

堀直之（三右衞門・式部少輔）　直政の第五子なり、堀秀治及び其の子忠俊に仕ふ、忠俊故ありて領地を收めらる。直之兄直寄に從ひて江戸に至り、慶長十六年德川秀忠に仕へて書院番士と爲り、大坂冬夏の役に皆從へり、元和元年五月六日道明寺の戰及び七日天王寺の戰共に功ありしを以て、武藏に於て改めて采地千石を賜はり使番と爲る。二年采地を越後に移され、四千石を增し新田五百石を加へられ、總べて五千五百石を食む。寬永四年從五位下式部少輔に叙任、八年九月町奉行となる。十年四月二十三日夷隅・市原・埴生・長柄四郡に於て四千石を加へられ總べて九千五百石を食む、此の時居を夷隅郡刈谷に移す。十五年職を辭せしが十二年十二月（一に十一年正月に作る）復寺社奉行と爲り、十九年七月十日卒す年五十八、江戸湯島養源寺に葬り法號を宗覺といふ、二子あり、直景・直廣是なり。

直景（右衞門太郎・三右衞門・式部少輔）　直之の長子にして母は柴田勝全の女なり。元和七年書院番と爲り相模・下總二國に於て五百石を與へらる、寬永七年使番と爲り、後埴生

郡及び武藏下總二國に於て五百石を加へられ、十年甲斐に於て千石を加へらる。十九年閏九月朔日父の遺領を繼ぎ、己の所領二千石の內五百石を合せて總べて一萬石を領し、千五百石を弟直氏に分與す。承應二年使番を罷め、萬治三年從五位下式部少輔に叙任せられ、寛文八年八月十日致仕し宗三と號す、延寶三年二月十八日卒す年七十二、駒込養源寺に葬る、法號を龍華院級翁宗三と稱す。

直良（三郎四郎・三右衞門・飛彈守）　直景の長子にして母は內藤忠興の養女なり、寛文八年八月十日封を襲ぎ、從五位下飛彈守に叙任せらる、是よりさき居を市原郡八幡に移し元祿四年二月十五日卒す年四十九、葬地直景に同じ、法號を總持院等嶽宗與と稱す。

直宥（サダ）（初直虎・直勝・三四郎・三右衞門・式部・式部少輔）　直良の長子にして母は植村家貞の女なり、元祿四年四月二十六日封を襲ぎ、十一年三月十一日領地を越後に移さる。

勝浦（夷隅郡）　**植村氏**

植村泰忠（二位法印・土佐守）　其の先は土岐賴忠より出づ、土岐氏世々美濃に居り、賴忠の孫持益明應中遠江上村に移る、因りて上村を氏とし後植村と改む。持益の孫泰職德川清康廣忠に仕へて屢戰功あり、其の子泰忠幼にして父を喪ひ、從祖父三河鳳來寺の僧二位法印教圓に養育せられ、僧となりて土佐と稱し安養院と號す、元龜三年三方原の戰に泰忠僧兵を起して家康を吉井渡口に迎へ擊ちて敵軍を卻く、家康之を賞し遠江に於て采地を與へ、還俗して土佐守泰忠と稱せしむ。天正十八年小田原の役泰忠本多忠勝に從つて岩槻城を攻め、先登力戰す。此の年八月家康關東に移り、泰忠に夷隅郡の地三千石を與へ勝浦に居らしむ、慶長六年同郡に於て二千石を加へらる。十二年再び薙髮して二位法印と稱し、十六年正月十九日卒す年七十三、勝浦覺翁寺に葬る、法號を善福院轉心不覺といふ、長子泰勝嗣ぐ。

泰勝（大番頭）　關ヶ原の役本多忠勝に屬して岐阜城を攻め先登して功有り、轉じて關ヶ原に戰ひ又功有り、大阪夏の役本多忠朝に屬し、力戰して功著し。元和五年大番頭と爲り從五位下に叙せらる、寛永十年四月十三日四千石を加へられ總べて九千石を食む。十一年十二月二十日卒す年五十七、江戶無量院に葬る、法號を覺翁といふ、泰朝嗣ぐ。

泰朝（土佐守・大番頭）　寛永九年従五位下に叙し土佐守に任せらる、正保二年大番頭となり、寛文三年職を辭し八月十四日卒す年六十一、新宮村覺翁寺に葬る、法號を淨入院見寶宗悅と稱す。

忠朝（土佐守・書院番頭・大番頭）　泰朝の次子なり、萬治元年従五位下に叙し土佐守に任せらる、寛文三年十月九日父の遺領を繼ぎ、八年書院番頭と爲り、九年大番頭に轉ず。天和二年四月二十一日二千石を加へられ夷隅・市原二郡及び安房・近江・丹後三國において總べて一萬一千石を領す。元祿六年大番頭を辭し、九年十月十六日卒す年六十七、新宮村覺翁寺に葬る、法號を直覺院清岸源澄と稱す。

正朝（大學・土佐守）　忠朝の第三子なり、元祿十年三月十日封を襲ぎて一萬石を領し千石を弟忠元（式部）に分與す。寶永六年従五位下に叙し土佐守に任せられ、享保八年大番頭と爲り十三年大坂定番に轉ず。十四年十月二十七日大坂に卒す年六十、葬地忠朝に同じ、法號を眞客院實譽道惠と稱す。

恒朝（小次郎・大學・長門守・土佐守）　正朝の次子にして母は酒井忠義の女なり、享保十三年従五位下に叙し長門守に任せらる。十四年十二月二十七日封を襲ぎ寛保二年大坂定番と爲り、延享四年職を辭す。寶曆元年八月二十四日支族植村千吉曩に朝比奈萬之助の殺す所と爲る、然るに恒朝告ぐるに實を以てせざりしに由り領地を收められ、十月十二日族植村家道の家に幽し終身月俸三十口を給せられしが、三年八月八日に至りて赦され、五年七月二十二日卒す年五十五、江戸小石川無量院に葬る。

一宮（豐長・柄郡）　**加納氏**

加納久通（孫市・角兵衞・近江守・遠江守）　政直の次子なり、同族久政の養子と爲り、其の家を嗣ぐ。

加納氏の先は松平泰親の庶子備中守久親にして、世々三河加茂郡加納村に居住す、其の後裔久直德川家康に仕へ本多重次の部下に屬す、此の時松平の稱を憚り改めて加納氏と稱し、又故ありて姓を藤原と改む。久直の子久利常陸に於て二百石を食み、德川賴宣水戸を領するに及びてこれに屬す、後賴宣に從つて紀伊に移る、其の子を久政とす、續いて紀伊に仕ふ。久通德川吉宗に紀伊に仕へしが吉宗入りて宗家を嗣ぐに及び、從つて江戸に移り旗下に列す、享保元年側役と爲り伊勢に於て采地千石を與へられ、從五位下に叙し近江守に任せらる。二年下總

に於て千石を加へられ、十一年正月十一日長柄郡及び伊勢に於て八千石加賜、總べて一萬石を領するに至る、後一宮を以て居處とす。延享二年若年寄に進み、寛延元年八月十九日卒す年七十六、江戸四谷戒行寺に葬る、法號を報光院江山日久と稱す。

久堅（頼母・大和守・遠江守）　加納政信（紀伊家の臣）の子なり、久通の長子久武病有り嫡を辭し、次子久英早世せしを以て久通の養子と爲る、延享二年従五位下に叙し大和守に任せられ、寛延元年十月封を襲ぐ。寶暦元年大番頭と爲り奏者番に轉じ、明和四年若年寄に進む、天明六年八月二十四日卒す年七十六、葬地久通に同じ、法號を報壽院宗詮日成と稱す。

久周（久弼・備中守・遠江守）　大岡忠光（出雲守）の次子なり、久堅の子久致（ヨシ）父に先だちて卒せしを以て、安永元年十月四日久堅の養子と爲り其の養女を室とす、十二月十八日従五位下に叙し備中守に任せられ、天明六年十月十七日封を襲ぐ。七年三月十七日大番頭と爲り、六月廿六日側用取次に進む、寛政五年正月二十七日本務を以て若年寄に准し八年九月朔日上野に於て三千石を加賜せらる。九年閏七月四日職を辭す、十二年十一月二十八日伏見奉行となり、文化四年十二月二十日亦之を辭す、五年六月二十日致仕して長翁と號す、八年六月二日卒す年五十九、葬地久通に同じ、法號を仁讓院忠烈日義と稱す。

久愼（チカ・初久敬・備中守・大和守）　久周の長子にして母は久堅の養女なり、寛政三年従五位下備中守となり、文化五年六月二十日封を襲ぎ六年大番頭となる。文政四年八月十三日卒す年四十六、葬地久通に同じ、法號を莊嚴院溫恭日敬と稱す。

久儔（英次郎・遠江守・備中守）　久愼の子にして母は植村家長の女なり、文政四年十月六日封を襲ぎ、從五位下遠江守となる。同十年大番頭、天保四年伏見奉行と爲り、九年奏者番に轉ず。十二年職を辭し、十三年十月二十一日致仕して寛山と號す、弘化四年七月十日卒す年五十二、葬地久通に同じ、法號を溫良院寛山日靜と稱す。

久徵（玖次郎・大和守・備中守・駿河守・遠江守）　久儔の長子にして母は高木正剛の女なり、天保九年従五位下大和守となり、十三年十月二十一日封を襲ぐ。嘉永二年大番頭と爲り安政二年講武所總裁を兼ぬ、三年兼職を罷め四年奏者番に轉じ、文久元年若年寄と爲り、二年職を辭す。元治元年三月二十日卒す年五十二、葬地久通に同じ、法號を

德性院勇達日徹と稱す。

久恒（官一郎 大和守） 黒田直靜（豐前守）の次子なり、久徹子無く養子久成も亦卒す、久恒由りて久徹の養子と爲り、其の養女を室とす。元治元年五月二十二日封を襲ぎ、從五位下に叙し大和守に任せらる、慶應三年七月二十九日卒す年二十二、葬地久通に同じ、法號を志篤院純實日悟と稱す。

久宜（嘉元・次郎 遠江守） 立花種道（式部）の次子なり、久恒子無し慶應三年其の養子と爲り、十月二十一日封を襲ぐ。明治元年四月籾二千俵永二百五十貫文を大總督府に駿河に進り、尋いで從五位下に叙し遠江守に任せらる。明治二年六月二十三日版籍を奉還し、更に一宮藩知事に任せらる、四年七月十五日藩廢せらる。

石川氏

成東（蕃武郡） **石川康通**（左衛門太夫・長門守） 家成（日向守）の子なり、其の先は源義家の孫義基より出づ、義基河内石川郡を領し石川氏と稱す、其の後裔親康始めて松平親忠に仕へ偏名を授けらる、是より世々德川氏に屬す。家成は親康の曾孫なり、天文十二年家康今川氏眞を掛川城に攻めしとき、家成先鋒と爲り攻めて之を拔く、氏眞和を請うて

退く、家康乃ち掛川城を家成に與ふ、天正八年致仕し、十八年伊豆梅縄に於て隱栖料五千石を賜はる。康通天正八年家を嗣ぎ遠江掛川城主と爲る、十八年家康關東に移り改めて鳴戸（後成東に作る）に於て二萬石を領せしむ。此の時家康從士を五分して交番せしむ、康通井伊直政・本多忠勝・榊原康政・平岩親吉と丶もに其の隊長と爲る。慶長五年關ヶ原の役松平家清と共に福島正則の居城尾張清洲を守り、又諸將と共に佐和山城を攻め、城陷りて後之を戍る、此の年領地を美濃に移され大垣城に轉ず、慶長十二年七月（一に十一年八月に作る）卒す年五十四。

同　青山氏

青山忠成（於熊・藤七郎・藤藏・藤右衛門・常陸介・播磨守） 忠門の子にして母は卯野小兵衞の女なり、其の先は右大臣藤原家忠より出づ、其の後裔師重尹良親王に從ひて、上野吾妻郡青山鄕に居り青山氏と稱す。其の子忠治三河に移り松平氏に事ふ、忠門は忠治七世の孫にして元龜二年戰死す。忠成幼にして德川家康の小姓と爲り、父忠門戰死するに及び其の遺領を繼いで百々村を食む、屢〻戰功有り、天正十八年小田原の役、次子忠俊と共に德川秀忠に從ふ。家康關東に移るに及び忠成先づ江戸に到り諸

事を斡旋し、八月十九日相模に於て采地五千石を與へらる、元祿元年八月秀忠に從つて上京し、在京の料として近江に於て二千石を給せらる、三年從五位下に叙し常陸介に任ぜらる。慶長五年秀忠の眞田昌幸を上田城に攻むるや、忠成子忠俊と共にこれに從ひ、六年二月三日上總及び下總に於て一萬一千石を加へられ成東城に居る。本多正信內藤清成と共に奉書加判の命を受け、尋いで市井の司及び關東の奉行職を兼ぬ、十年從五位下に叙し常陸介に任じ、後播磨守に改めらる、十一年正月旨に違ひて屏居を命せられしが十一月赦さる、後屢、加封有り、相模・近江・上總・下總四國に於て都べて二萬八千石を領す。十八年二月二十日卒す年六十三、江戸芝增上寺に葬る、法號を圓相院珠光道的と稱す。四子あり、長は忠俊、次は泰重彌太郎朝比奈氏を嗣ぐ、次は幸成、次は通直天方氏を繼ぐ。

忠俊伊勢千代藏藤九郎・伯耆守　忠成の次子にして母は天方通與の女なり、文祿四年兄忠次卒せしを以て嗣となり、慶長五年十一月從五位下伯耆守に叙任せられ、八年常陸に於て五千石を與へらる。十二年德川家光に屬し、十五年書院番頭と爲る、十六年下野に於て五千石を加へられ、十八年父の遺領を繼ぐ、前に與へられし所を合せて凡そ三萬五千石を領し、弟幸成・通直に各千五百石を分與す。大阪の兩役德川秀忠に從つて戰功有り、元和元年酒井忠世・土井利勝と共に命を受けて家光を輔佐し、二年老中となり家光に屬すること故の如し、六年（一に五年に作る）十月二十日武藏に於て一萬石を加へられ、都べて四萬五千石を領し武藏岩槻城に轉ず。九年十月十九日旨に忤ひて領地を削られ、夷隅郡大多喜城に轉じ二萬石を領す、尋いで命あり大多喜城を收め、舊領下總網戸に蟄居せしめられ、後相模溝郷に移る。寬永二年又遠江小林村に移り千石を給せらる、九年赦に遇ひ弟幸成の領地相模今泉に移り、二十年四月十五日卒す年六十六、相模天應院に葬る、法號を泰雲院春室宗信と稱す、子あり宗俊といふ。

折戸 射郡武　山口氏

山口重政竹丸・長次郎・半兵衛・但馬守・修理亮　盛政平兵衛の長子にして母は岡部正房の女なり。其の先は大內義弘より出づ、義弘の次子持盛の孫僧と爲りて尾張愛知郡星崎に居り、其の子盛幸始めて山口氏と稱す、盛政は盛幸の孫なり。重政初め織田信長の臣佐久間正勝に屬す、正勝の父信盛重政をして佐久間氏を冒さしむ、重政屢、戰功

有り、天正十四年宗家を嗣ぎて本姓に復し、星崎城主と爲り一萬石を領す。後織田信雄に事へ伊勢茂福城に移り三千石を加へらる、十八年信雄罪有り下野那須に謫せらる、重政之に因り食邑を失ひ、伊勢朝熊に閑居す。十九年五月十一日徳川家康召して旗下に列し、上總に於て采地五千石を與ふ、慶長五年徳川秀忠に從つて上田城を攻め、秀忠西上の後重政止りて城に備ふ。六年十一月從五位下に叙せられ但馬守と稱し、更に修理亮といふ、後武藏に於て五千石を加へられ、十一年大番頭と爲り、十四年伏見城を守る、十六年下野に於て五千石を加へられ總べて一萬五千石を領し武射郡折戸村に居る、十八年正月六日ゆゑ有りて家康の旨に忤ひ、武藏越生(おごせ)龍穩寺に蟄居し、薙髪して宗愚と號す、大坂の役起るに及び功を樹てゝ自ら償はんと欲し、子重信弘隆と共に馳せて箱根に至りしが、關吏に扼せられて果さず還りて復寺に入る。大坂夏の役子重信と共に服を變じて間行し、井伊直孝に屬して戰功有り、重信は戰死し重政は後高野山に閑居す。元和八年子弘隆重恒と共に本多忠政に謫付せられ、其の居城姫路に移る、寛永五年父子皆赦され、六年近江・常陸二國に於て一萬五千石餘を與へらる。十二年九月江戸に卒す、法號を瑞巖院大安全勇と稱す、四子あり、重信・重長・弘隆・重恒といふ。

松尾(書武射郡)　**太田氏**

太田資美(すけよし)(總次郎・備中守・從五位下)　資功(備中守)の嫡男なり、父に繼ぎ遠江・伊豆・駿河三國に於て五萬三千三百五十石を領し、遠江掛川城に居る。明治元年封を徙され、十一月十日改めて武射山邊二郡に於て五萬三千四百石餘を賜はり、三年間毎年現米千石金一萬五千兩を賜ふ、假廳を武射郡柴山村に設け柴山藩と稱す。二年六月十九日版籍を奉還し、更に柴山藩知事に任ぜらる、七月二十日始めて藩地に入り、更に藩廳及び居處を武射郡八田・猿尾・大堤三村の地に營み、改めて松尾藩と稱す、四年七月十五日藩廢せらる。

大網(書山邊郡)　**米津氏**

米津政敞(賢之助・伊勢守)　初め長瀞藩知事に任じ、治處を羽前村上郡長瀞に置き、一萬一千石を領す。明治二年十一月十一日請うて治處を山邊郡大網に移し、改めて大網藩と稱し、尋いで大網藩知事に任ぜらる。四年二月十五日再び治處を常陸龍ヶ崎に移す。

第三節　下總

佐倉印旛郡

久能氏

久能宗能（三郎左衞門・寶舟・宗安）　忠宗（三郎左衞門）の第二子にして兄元宗（六郎・四郎）の嗣となる。其の先は工藤爲憲より出づ、爲憲の後を宗仲と云ひ、其の裔遠江の久野に住し始めて久野氏を稱す。父忠宗兄元宗今川氏に仕へ、元宗は永祿三年五月十九日桶狹間の役に於て戰死せり、宗能も亦今川氏に屬し遠江久野城を守る、永祿十一年三月德川家康の遠江を略せしとき宗能城に據り固く守りて屈せざりしが、高力清長說きてこれを降す、宗能是より德川氏に屬す。後武田氏の將秋山光家遠江を侵して宗能を招きしが應せざりしを以て之を久野城に攻む、宗能逆へ戰ふ、既にして家康の來り援くるを聞き光家軍を引いて去る。宗能子千菊を以て家康に質とす、十二月二十一日本領上久野・下久野・上末元・下末元・別所・村松等二千五百貫文の地を賜ふ。十二月家康將に掛川を攻めんとす、十七日宗能の支族久野宗益及び宗政・采女佑等今川氏眞に應じて宗能を誘ふ、宗能肯せず、二十日宗益等氏眞の軍と內外相應じて城を攻め、以て宗能を殺さんことを謀る、宗能之を知り援を家康に乞ふ、家康榊原康政をして之を救はしめ、遂に宗益等を誅し、八月二十八日固守し、且天正元年三月石川家成と共に攻めて可久輪城を拔く。十二年小牧の役宗能久野を守り海賊に備ふ、十八年德川氏關東に移り、宗能に佐倉を與へ一萬三千石を領せしむ、十九年陸奧九戶の亂に家康に從ひ岩手澤に至る。後薙髮して宗安と號す、子宗朝死して封を收めらるゝに及び、家康其の老を憫み下總の內千石を與ふ、慶長八年二月遠江國久野の舊領七千五百石を賜ひ併せて八千五百石を領せしむ、十四年十月八日卒す年八十三。

宗朝（初宗秀・佐太夫・民部少輔）　宗能の第二子なり、宗能致仕するに及び封を襲ぐ。慶長元年德川秀忠に從ひて京師に到る、十二月五日三宅某と私鬪して之を斬り宗朝も亦死す、德川氏乃ち其の邑を沒收す。其の子を宗成（金五郎・丹波守）と云ふ、宗朝の死せし時尙幼稚なりしかば本多忠勝之を養育す、後祖父宗能の嗣となる。

同　武田氏

武田信吉（ノブヨシ）萬千代・鍾五郎　徳川家康の第五子にして母は秋山虎康の女（都摩局下山殿）なり、家康武田氏の絶滅するを傷み、信吉をして武田氏を冒さしめ、天正十八年十二月二十九日下總小金の地三萬石を與へ、武田氏の遺臣をして之に隷せしむ。十九年十月六日母秋山氏卒せしを以て、穴山梅雪（信良）の寡婦武田氏（晴信の女賢性院と號す）に命じて信吉を養育せしむ。文祿元年三月佐倉に轉封し四萬石を領す、信吉多病にして常に幽居す、慶長五年關原の役留りて西城を守る、七年十一月八日常陸水戸城に移り封を加賜せられて十五萬石を領す。八年九月十一日卒す年二十一、法號を淨鑑院英譽善香崇巖といふ。

同　松平氏

松平忠輝（長千代・鷹上總介）　徳川家康の第六子にして母は山田氏（阿茶局、後朝覺院と云ふ）なり、忠輝出でて武藏深谷城主松平康忠（長澤と稱す）の後を嗣ぐ、年代異説多し故に記さず　慶長七年十一月深谷より佐倉に移り四萬石を領す、十二月從五位下に叙し上總介に任せらる、八年二月六日信濃川中島に轉封し十八萬石を領し、十年四月從四位下に叙し左近衞權少將に任せられ、十五年閏二月越後に轉封せらる。後家康の譴を受けて剃髮し、天和三年七月三日信濃の諏訪に卒す年九十二。

同　小笠原氏

小笠原貞次（和泉守）　貞朝（和泉守）の子なり、初め徳川家康命じて松平忠吉（薩摩守）の傅となし尾張に居らしむ、慶長十二年三月忠吉卒せしを以て其の夏貞次を佐倉に封じ二萬八千石を賜ひ、十三年秋常陸笠間城に轉封し二千石を加賜す。

同　土井氏

土井利勝（松千代・甚三郎・大炊助・大炊頭・侍從）　其の先を土岐氏の支流とす、土岐光定の曾孫貞秀土居氏と稱す、後數世利昌に至り徳川家康に仕ふ、之を利勝の父とす、利勝實は水野信元の子にて利勝養ひて子と爲ししなり、初め土居を氏とせしが後土井に更めたりと云ふ。利勝徳川秀忠に侍し天正七年庚米二百苞を給せられ十九年采地千石を賜ふ、慶長五年秀忠に從ひ上田城を攻め五百石を加賜せらる。十一月徒頭となり、七年十二月二十八日下總小見川の地一萬石を賜はる、十年四月二十九日從五位下に叙せられ大炊助と稱す、十三年領地を加賜せられ、十五年春小見川より佐倉に轉封して三萬二千四百石餘を賜はる、此の年老中となる。十六年正

月佐倉城を改築し七年を歴て功を竣ふ、十七年封を増されて四萬五千石を領し幕府大小の政與かり聞かざるなし。十九年大坂の事起り十月八日秀忠の命を以て駿河に至り家康の旨を承けて還る、二十三日秀忠に從ひ江戸を發す、十一月十日家康利勝及び酒井忠世・本多正純に命じ常に秀忠の左右に在りて軍事を參贊せしむ。元和元年四月十日また從ひて大坂に到り、五月七日忠世等と共に秀忠の前軍たり、此の歳封を增されて六萬五千二百石となる。二年四月十七日家康薨じ遺命により久能山に葬る、利勝秀忠に代りて葬儀に扈從す、三年三月家康の柩を日光山に改葬す、利勝命を奉じて之が警衞たり。此の年秀忠に從ひ上洛し時に來聘せし朝鮮國信使の事を掌る、是より來聘ある毎に利勝之に當る。九年五千石を加賜せられ、後又屢、加封あり、寛永二年七月朔日請うて佐倉城を修理す、九月二日領地判物を賜ひ、香取・埴生・印旛・匝瑳・相馬・海上の六郡、上總國武射郡、常陸國鹿島・信太・河内の三郡、近江國蒲生・甲賀二郡の内に於て十四萬二千石を領す。三年將軍家光に從ひて上洛し八月十九日從四位下に叙せらる、九月六日後水尾天皇二條城に行幸あり、利勝諸事を奉行せしかば勅して酒井忠世と共に侍從に

任せらる。五年三月十三日再び佐倉城を修理し復岩富村に別館を造る、十一月秀忠來り臨む、六年十二月秀忠東金に放鷹し佐倉泉村の亭を過ぐ。七年九月明正天皇の卽位の禮を行ひ給ふや、秀忠の命を奉じて京師に至り參朝して龍顏を拜す。八年東叡山に鐘樓及び五層塔を建つ、十年四月七日封を轉じて古河城に移る、十五年六月連署を免し大老職に補せられ、正保元年七月卒す年七十二、法號を寶池院穩譽泰翁覺玄といふ、五子あり、利隆・勝政・利長・利房・利直是なり。

同　石川氏

石川忠總（宗十郎　主殿頭）　大久保忠隣（相模守）の第二子にして母は石川家成の女なり。慶長元年元服して諱字を秀忠より受け近侍となる、五年冬德川家康の命を以て大久保氏を改めて石川氏と稱す、十四年十月廿九日家成卒す、是よりさき家成の長子康通卒し子忠義幼なり、忠總因りて幕府の命を以て家成の嗣となり封を襲ぎて美濃大垣を領す。大坂の兩役に從ひ功あり、元和二年秋豐後の日田に移る、寛永十年六月七日日田より佐倉に移り一萬石を加賜せられ、前後合せて七萬石を領す。十一年從四位下となり閏七月六日近江の膳所城に移封せらる、慶安三

年十一月卒す年六十九、法號を日觀と稱す、六子あり、康勝・總長・貞當・泰總・邦總・總氏と云ふ。

同　松平氏

松平家信（初家副・紀伊太郎又七郎・紀伊守）　家忠（紀伊守）の第二子にして母は酒井正親の女なり、祖先を佐渡守與嗣（一に興副に作る）とす、三河國寶飯郡形原郷に住せしを以て形原の松平と稱す。慶長十五年春從五位下紀伊守に叙任せられ、五年高槻城に移り二萬石を食む、寛永十二年高槻城より佐倉に移り二萬石を加賜せられ、合せて四萬石を領す。十五年正月十四日卒す年七十、佐倉光忠寺に葬り法號を常立院大信上譽露雪と云ふ、數子あり、康信・秀勝氏信等是なり。

康信（又七郎・若狹守、致仕して別峯と號す）　家信の子にして母は太田輝資の女なり、慶長五年上總五井に生れ、十七年從五位下に叙し若狹守に任せらる。十九年大坂の役に井上正就に屬し、元和元年大坂再役のとき父宗信病あり康信代りて兵を率ゐ德川頼宣に屬す。五年九月將軍秀忠に從ひて上洛し、父の領地の内五千石を分賜せらる、寛永十五年五月十六日封を襲ぎて三萬六千石を領し、弟氏信（修理・信忠新九郎に

各二千石の地を分與す。十七年九月廿八日攝津高槻に轉封、慶安二年七月四日また丹波多紀郡篠山に移り一萬四千石を加へられ總べて五萬石を領す、七年十二月二十八日從四位下に陞り、九年九月二十九日致仕す、天和二年六月十三日卒す年八十三、法號を大安院德譽別峯と云ふ。

同　堀田氏

堀田正盛（三四郎・權六・出羽守・加賀守・侍從）　正吉（勘左衞門初名正利）の長子にして母は稻葉正成の女なり、正盛春日局の縁により、幼時より將軍家光に近侍し寵遇せらる。元和九年十二月從五位下出羽守に叙任せられ後加賀守に轉ず、寛永三年小姓番頭に補し上總の内一萬石を賜はる、十年三月六人衆に補し、十二年武州川越城を賜はり從四位下に陞り六萬石を給せらる、此の歳番頭を免す。十五年封を信州松本に移され十萬石を領す、寛永十九年七月十六日松本城より佐倉に移り一萬石を加賜せられ前後合せて十一萬石を領す。二十年四月二十一日將軍家光正盛の淺草別莊に臨み、井上政重をして邪宗の徒を糺問せしむ、七月二十二日家光再び來り臨み、南部重直・松平忠之の領地に於て虜にせし蠻人二十人を糺問す。慶安四年四月二

十日家光薨す、正盛二十二日を以て之に殉す年四十四、一に四十六に作る上野現龍院に葬り法號を玄性院心隱宗卜と云ふ。正盛眷遇せらるゝこと優渥にして、家光屢、其の邸及び別莊に臨み恩賜少からざりしと云ふ、子數人あり、正信・安吉・正俊・正英等是なり。

正信　與一郎上野介　正盛の長子にして母は酒井忠勝の女なり、正保元年十二月晦日從五位下に叙し上野介に任せらる、慶安四年八月十四日封を襲ぎ雁間に候す。新墾田一萬石を弟正俊に、三千石を正英に、三千石を勝直に分與す。萬治三年十月八日書を幕府に上り直に封邑に赴く、十一日將軍家綱堀田正俊喜多見重勝・安藤總兵衞を佐倉に遣し正信を諭す、正信乃ち弟正俊の所領相馬郡守谷に移る、十一月三日其の告げずして封邑に還り、且言ふ所採る可きものなきを以て重科に處すべけれども、父正盛の勳勞により之を赦し、封邑を沒收し信濃の飯田に遷して弟脇坂安政の家に幽せしめ、特に廩米を子正職に賜ふ、寛文十二年五月二十五日酒井忠直の邑若狹の小濱に配流し、扶助米貳千苞を給す。延寶五年六月十四日復親戚の邑に幽せしむ。正信潛に配所を出でて京都石清水八幡宮及び清水寺に參籠す、其の罪死に當るも父の殊功により特に之を宥し、松平綱直（阿波守）の邑阿波の德島に配す、一に淡路に配すに作る八年家綱薨ず、五月二十日正信之を聞きて自殺す年四十九、六月六日遺骸を江戸に還葬するを許し、淺草金藏寺に葬り法號を忠三と稱す。

正信配所にあるの日忠義士拔書・驢鞍橋拔書・楠三代忠義拔書・一願同心集捨心同心集等の書を著す、一子あり正職一名正休といふ。

同　松平氏

松平乘久　源次郎・宮內少輔・和泉守　乘壽（ナガ）和泉守の長子にして母は赤城氏なり。寛文元年閏八月三日上野の館林城より佐倉に移り、五千石を加賜せられ前後合せて六萬石餘を領す。延寶六年正月二十三日肥前の唐津に移封し一萬石を加賜せられ、孫乘邑に至りて復佐倉に移さる。

同　大久保氏

大久保忠朝　初教廣・大藏・木工之助・出羽守・加賀守・侍從・木工頭・後木工入道と號す　敎隆（右京亮）の第二子にして母は松平家乘の女なり、寛文十年三月八日大久保忠職（モト）（加賀守）の養子となる。延寶六年正月

二十三日肥前唐津城より佐倉に移り、八萬三千石を領す、八年正月十二日埴生郡及び播磨國印南・可西二郡の内一萬石を加賜せられ、八月十八日侍從に進む、貞享三年正月二十一日相模國小田原城に徙封し、一萬石を加賜せらる、二子あり、忠增・敎寬といふ。

同　戸田氏

戸田忠昌（初忠治・主膳・伊賀守・越前守・山城守・侍從）　戸田忠次（宗兵衞）の長子にして母は家臣伴忠好の女なり、寛永十六年九月二十六日戸田忠能（因幡守）の養子となり、萬治元年從五位下に叙せられ伊賀守と稱す。寛文十一年正月奏者番となり寺社奉行を兼ね、尋いで肥後富岡城より常陸下館城に移る、延寶中京都所司代となり從四位下侍從にすみ越前守と更め、尋いで老中に列し山城守と稱す、累に食邑を加賜せられ移りて武藏岩槻城に居り、貞享三年正月二十一日岩槻城より佐倉に移り一萬石加賜、元祿七年四月二十一日河內國志紀・若江・丹北三郡の内二萬石を加賜せらる。十二年九月十日卒す年六十八、江戸牛込松源寺に葬り法號を松源寺法雲龍澤と稱す、子あり忠眞といふ。

忠眞（基十郎・主膳・日向守・能登守・山城守・侍從）　忠昌の次子にして母は秋元富朝の女なり、寛文五年十二月二十七日從五位下に叙し日向守に任せらる、貞享二年六月十二日能登守となり七月二十二日奏者番を命せられ、四年五月十八日寺社奉行を兼ね下總國相馬・豐田二郡及び常陸國筑波郡の内一萬石を賜はる。元祿十二年閏九月二十三日封を襲ぎ六萬七千八百石餘を領し、弟忠章（大和守）に三千二百石及び新墾田三千八百石を分與し、前に賜ふ所の一萬石を收む。幕府後職を解き雁間に候せしめ、十四年六月十四日越後高田城に徙封す、忠眞從四位下・老中・侍從等を經享保十四年十月卒す年七十九。

同　稻葉氏

稻葉正往（初義雅・正通・宇右衞門・丹後守・侍從・內匠頭）　正則（美濃守）の長子にして母は毛利秀元の女なり、元祿十四年正月十一日老中となり、六月十四日越後高田城より佐倉城にうつり十萬二千石を領す。寶永四年八月二日病を以て老中を辭し二十一日致仕す、十一月二十七日內匠頭と稱し、享保元年十月九日卒す年七十七、江戸湯島養源寺に葬る、法號を高德院仁裕龍澤と云ふ。

正知（宇右衞門・美濃守・長門守・丹後守）　正往の長子なり、元祿十二年十二月十八日從五位下に叙し美濃守に任せられ、十四年正月十五日雁間に候し、十一月二十六日長門守に改めらる。寶永四年八月二十一日封を襲ぎ、新墾田三千石を弟正佐（織部）に分與す、十一月二十七日丹後守に改められ、享保元年十二月十八日從四位下に陞り八年五月朔日封を轉じて山城の淀城に移る。

同　松平氏

松平乘邑（初乘徒・源次郎・和泉守・左近將監・侍從）　乘春（和泉守）の子乘久の孫にして母は奥平能昌の女なり、享保八年五月朔日山城淀城より佐倉にうつり六萬石を領す、十二月十五日從四位下に叙し九年十二月九日侍從に任せらる。十年三月二十七日將軍吉宗の小金原に狩せしとき乘邑老職を以て其の事を掌る、十三年四月十三日吉宗日光山に詣る、乘邑又其の事を掌り之に從ふ、延享二年三月十八日下總の內一萬石を加賜せられしが十月九日罪ありて老職を免じ出仕を停め、十日舊領六萬石を子乘佑に賜ひ、新恩一萬石を收め、八町堀の邸に蟄居を命せらる。三年四月十六日卒す年六十一、西久保天德寺に葬り法號を源壽院月心英忠と稱す。

乘佑（源次郎・主水正・和泉守）　乘邑の長子にして母は柳瀨氏なり、享保十三年九月六日雁間に候し、十二月二十一日從五位下に叙し主水正に任せられ十五年七月十一日和泉守に改めらる。延享二年十月十日父の領邑六萬石を賜ひ、父の罪によりて謁を停めらる、閏十二月三日赦されて五日帝鑑間に候す、三年正月二十三日出羽の山形に徙封せらる。

同　堀田氏

堀田正亮（アキ・左源次・相模守・侍從）　正盛の曾孫正武（主水）の子にして母は小林氏なり、享保四年二月四日正武の兄正虎（伊豆守）の養子となる、十四年正月二十二日正虎卒し、三月十五日其の遺領出羽村山郡の內新墾田三千石を分賜し寄合に列せらる。十六年二月更に甥正春の家を承ぎ延享二年十一月十三日老中となり、十二月十五日侍從に任せらる。三年正月二十二日山形城より佐倉城に移り十萬石を領し、四年二月二十一日出羽の內二萬石の地を下總及び武藏・常陸・上野・下野五國の內に轉じ、寬延二年八月三日再び出羽の領地を下野の內に移さる。九月二十八日命せられて老職の首座となり、三年七月五日日光山東照宮修理の事を行ひ、十月朔日

國用出納の事を掌る。十二月六日下總の香取・海上・匝瑳三郡の内一萬二千石の地を管す、寶曆十年二月十一日將軍家重に代り日光に詣づ、四月朔日一萬石を加賜せられ總べて十一萬石を領す、九月十三日武藏國賀美・那賀・橘羅・榛澤・兒玉の五郡、上野國佐位・那波二郡の内一萬七千八百石餘の地を管す。十一年二月八日卒す年五十、江戸淺草日輪寺に葬り法號を青雲院松山月溪惟心陵阿と稱す。

正順（銃藏相模守・大藏大輔・侍從）　正亮の第六子にして、母は町田氏なり、十一年三月二十六日封を襲ぐ。六月七日父の所管下總及び武藏・上野等の地を幕府に收む、十二月十八日從五位下に叙し相模守に任せらる。十三年四月二十六日下總及び武藏・常陸・上野・上總五國の領地を割いて武藏橫見郡・出羽村山郡の内を換賜し、明和元年閏十二月九日下野の領地を割いて陸奥の内を換賜せらる。七年三月朔日關宿城主久世廣明大坂城代となりしを以て、正順關宿城を兼管す、安永三年二月十一日奏者となり十月罷む、十二月二十一日下野及び陸奥信夫郡の領地を出羽村山郡に移さる。天明三年七月二十八日寺社奉行を兼ぬ、六年十二月二十九日千葉・印旛二郡の領地を割いて下野都賀郡の内に移さる、七年四月十九日大坂城代に進み從四位下に叙せらる、六月十七日下野出羽二國の内四萬四千三百石餘の地を攝津二郡・河内三郡・美作七郡の内に移さる。寬政四年八月十四日京都所司代に轉じ侍從に任せらる、六年正月二十九日常陸眞壁郡の領地を下野都賀郡に移され、九年四月三日大藏大輔に進み、十年十一月六日病を以て職を辭す、十二月二十五日攝津・河内・美作三國の領地を出羽村山郡・下野都賀郡の内に復せらる。文化元年十月常陸河内郡女化原に土寇起りしかば幕府命じて兵を遣り之を鎭撫せしむ、二年七月五日卒す年五十七、第三子正功（鍋次郎）嗣となり從五位下に叙し相模守に任せられしが享和二年父に先だちて卒す年二十四。

正時（總次郎・大膳・相模守）　正亮の季子なり、享和二年五月正順の世子正功卒せしかば正順請うて正時を以て養子となす。十二月從五位下に叙し相模守に任せられ、文化二年封を襲ぎ八年四月四日卒す年五十一。

正愛（鍋太郎・雄之丞・相模守）　正功の子なり、文化五年六月正時の養子となり八年五月封を襲ぎ、十二月從五位下に叙し相模守に任せらる。十三年四月將軍家齊に代りて日光大猷院の廟に詣づ、文政六年幕府上總の富津・竹岡二ヶ所の邊防を修む、九月正

愛に命じ邊警あらば報を待ちて兵を發し二所を戍らしむ。是に於て千葉町猪鼻山に小堡を造り、士卒を置き以て緩急に備ふ。七年十二月二十八日卒す年二十六。

正睦（マサコシ）初正篤・左源次・相模守・備中守・侍從　正時の第二子なり、文政七年十二月正愛の養子となり、八年三月封を襲ぐ、十二月從五位下に叙し相模守に任ぜらる。十年六月無賴の博徒群をなして下總及び上總の間を劫掠せしかば、幕府正睦に命じて之を捜捕せしむ。十二年奏者番となり、天保五年八月寺社奉行を兼ね備中守に改めらる、八年大坂城代となり從四位下に叙せらる。未だ任に赴かずして更に西城の老中を命せられ侍從に進み、十二年三月本城の老中となり、十四年九月職を免せられ溜詰格となる。弘化元年富津・竹岡の戍を免じ、更に九十九里濱の邊防を命せらる、嘉永二年邊防に備へんがため領邑武藏埼玉郡の内六百三十四石餘の地を收め、代ふるに匝瑳郡の内七百十石餘の地を以てせらる、乃ち小堡を栗山川の北岸木戸村に建て、士卒を遣し之を戍る。安政元年四月溜間班に進み、二年十月九日再び老中となり首座に班す、三年十月名を正睦と改む。是の時に當り北亞米利

加合衆國の使節ハリス來りて和親條約を定めんことを請ふ、國家多事にして朝野紛然たり、正睦其の衝に當り日夜苦慮し、首として開國の說を唱ふ。五年正月幕府急に命じて上京せしめ該條約の勅許を請はしめしも、事成らずして歸る。時に井伊直弼大老となり、議諧はず、六月二十三日罷められて帝鑑間に班し、六年九月致仕して見山と號す。文久二年十月幕府其の在職中輕易事を處せしを追謹して之を禁錮す、三年請うて佐倉に移り屛居せり、元治元年三月二十一日卒す年五十五、同月二十九日幕府其の罪を赦し始めて喪を發す、文明と謚す。正睦常に心を藩政に用ひ政見るべきもの多し、又西洋の醫術を善くする者を招き藩醫の子弟に命じて之を學ばしめ、士の才學ある者をして洋學を修めしむ。

正倫（鴻之丞・相模守）　正睦の第四子なり、安政六年九月封を襲ぎ、元治元年五月從五位下相模守に叙任せらる、此の年領邑武藏埼玉郡下總海上郡の内二千五百四十二石餘の地を收め、代ふるに下總香取郡佐原村等二千六百二十九石餘の地を以てせらる。時に水戸の藩士黨を樹て相軋り、武田耕雲齋等兵を以て那珂港に據る、正倫幕府の命を奉じ屢兵を出して之と戰ふ。明治二年五月十八日封土を奉還

し更に佐倉藩知事に任せられ、四年七月十五日藩廢せらる。

臼井（印旛郡）**酒井氏**

酒井家次（小五郎・宮内大輔・左衛門尉）　忠次（左衛門尉）の長子にして母は松平清康の女なり、徳川家康の偏名を受けて家次と稱す、天正十六年十月父忠次致仕す、家次封を襲ぎて三河吉田城に居り、十七年十一月二十九日從五位下に叙し、宮内大輔に任せらる。此の年冬豊臣秀吉將に北條氏を小田原に征伐せんと欲し、家次をして令を參河の諸士に傳へしむ。十八年家次下總臼井城を攻めてこれを降し尋いで此の處に封ぜらる、後封を轉じて上野碓氷城を賜はり三萬石を食む。慶長五年徳川秀忠に從ひ信濃上田城を攻む、後上野高崎城に移り二萬石を加賜せらる、大坂の兩役に功あり、元和三年越後高田城に封ぜられ十萬石を食む。四年三月十五日卒す年五十五、法號を梅林院圓譽宗慶と稱す、七子あり、忠勝・重次・忠直・勝吉・了次・忠時・政時といふ。

岩富（印旛郡）**北條氏**

北條氏勝（左衛門大夫）　氏繁（常陸介）の長子にして母は北條氏康の女なり、北條氏に屬して相模甘繩（鎌倉郡）の城主となり、天正十八年四月徳川氏に降り下總岩富城に移封せられ一萬石を領す。慶長五年關原の役に三河岡崎城を守り、尋いで尾張犬山城を守る、事平ぎて後丹波龜山城を賜ひ三萬石を食む。十六年三月二十四日卒す年五十三、法號を上嶽寺角翁良牛と稱す。

氏重（久太郎・出羽守）　保科正直の第四子なり、氏勝の養子となり、慶長十六年封を襲ぐ。十八年八月小田原城を番衛し、九月二十一日從五位下出羽守となり、同年下野富田に移封せらる。

關宿（東葛飾郡）**松平氏**（久松）

松平康元（初勝元・三郎太郎・因幡守）　久松俊勝（佐渡守）の第二子にして母は水野忠政の女（徳川家康の生母、後傳通院と云ふ）なり、俊勝は菅原道眞二十五世の孫尾張阿古屋城主二郎左衛門尉定義の長子なり、永祿三年三月徳川家康阿古屋に到りしとき、康元弟康俊定勝と共に之に謁す、家康其の異父弟たるを以て松平氏を與へ名を康元と賜ふ。五年三河西郡城を俊勝に與ふ、俊勝常に岡崎城を留守するを以て康元をして西郡城を守らしむ。康元三方原及び長篠の役に功あり、天正十年駿河沼津城を守り、また攻め

て尾張常滑城を抜く、十二年長久手の役常滑城を守る、十八年小田原城降りしを以て康元をしてこれを守衛せしむ、尋いで下總關宿城を賜ひ葛飾郡の内二萬石を領す、十九年陸奥九戸の役兵を率ゐて下野小山に次す、家康命じて先鋒となし凱旋の後二萬石を加賜す。慶長五年關原の役留りて江戸城を守る、八年八月十四日卒す年五十二、關宿宗英寺に葬り大興院傑傳宗英と謚す、寺は康元の創建する所なり、五子あり、忠良・政良・康良・良助及び慶存とす、慶存は僧となる。

忠良（三郎太郎・甲斐守）　康元の長子にして母は松平重吉の女なり、徳川秀忠偏諱を與へ忠良と稱せしむ、慶長元年五月八日從五位下に叙し甲斐守に任ぜらる。五年關原の役に從ひ、八年封を襲ぐ。大阪の兩役に從つて皆功あり、二年正月二十五日一萬石を加賜せられ美濃の大垣城に移り、寛永元年五月卒す年四十三、法號を嘯月院鄰安宗啜と稱す、四子あり。

同　松平氏（能見）

松平重勝（傳三郎・次郎右衛門・越前守・大隅守）　重吉（次郎左衛門）の子にして母は松平親長の女なり、初め松平信光の第八子次郎右衛門光親三河額田郡能見に住して能見松平氏と稱す、天文五年四月十五日歿す。重吉は其の第二子なり、松平清康及び廣忠に仕へて功あり、天文十八年德川家康の駿河に赴きしとき重吉鳥居忠吉と共に岡崎に留り總奉行たり、後屢、軍功あり、天正八年八月二十七日能見に卒す年八十三。重勝家康に仕へ永祿七年年十六にして大番頭となる、天正三年長篠の役及び十二年長久手の役に皆功あり、慶長八年從五位下に叙し、越前守に任じ後大隅守に改めらる、十年伏見城を守り、十七年松平忠輝の家老となり越後蒲原郡三條に二萬石を賜ふ、元和二年忠輝罪せられて後將軍秀忠に仕ふ、三年正月二十一日關宿城を賜ひ二萬六千石を領し、五年十月遠江横須賀に移り駿府城代を兼ぬ。六年十二月十四日駿府に卒す年七十三、三子あり、長は重忠父の後を繼ぎ丹波守と稱し杵築を領す、次は重長淡路守と稱し、次は勝隆從四位下に叙せられ出雲守と稱す。

同　小笠原氏

小笠原政信（左衛門佐）　元和五年十月二十日古河城より移り、檢出の地を併せて二萬二千七百石餘を領す、寛永四年九月十四日從五位下に叙し左衛門佐に任ぜら

れ、十七年七月二日卒す年三十四、關宿總寧寺に葬り法號を圭山瑞雲と稱す、後總寧寺を國府臺に移し、其の地に改葬す。

貞信（伊勢松・新五郎主膳・土佐守）　高木貞勝（權右衞門）の長子にして母は政信の父信之（左衞門佐）の女なり、十六年九月政信の養子となり、十七年九月十四日封を襲ぎ帝鑑間に候す、二十八日年幼なるを以て美濃高須に轉封す。

同　北條氏

北條氏重　初め印旛郡岩富を領す、其の家系事蹟既に岩富の條に記せり、岩富より下野富田に轉じ後遠江久野に移され、寛永十七年九月二十八日久野より關宿に移り、一萬二千石を加賜せられ前後合せて二萬二千石を領す、正保元年三月十八日駿河田中城に轉封し五千石を加賜せらる。

同　牧野氏

牧野信成（チラシ千鍋・九右衞門豐前守・内匠頭）　康成（讃岐守）の第三子にして母は小笠原安治の女なり、正保元年三月十八日武藏足立郡石戸より關宿に移り、封を增加せられて一萬七千石を領し、石戸の地五千石は子親成に賜ふ。四年十一月二十六日致仕して哲心と號し、隱栖料として石戸五千石を賜はる、慶安三年四月十一日卒す年七十三、武藏鴻巢勝願寺に葬り法號を知見院性譽哲心と稱す。

親成（半右衞門・佐渡守・侍從致仕して哲山と號す）　信成の第二子にして母は土岐定政の女なり、親成將軍家光に仕へて小姓となり、寛永九年十二月六日從五位下佐渡守に叙任せられ、十年正月十七日膳番となり、八月九日徒頭に遷り、上總高根村の内千石を賜はり、十九年三月十九日書院番頭となる。正保元年三月十八日四千石を加賜せられ、父信成の領地武藏石戸五千石を領す、四年十一月二十六日封を襲ぎ、慶安三年六月二十六日父信成の隱栖料石戸の地を分ち、弟尹成（太郎左・八太夫）に二千石、永成（衞門・成房兵部）に各千五百石を與ふ。承應二年九月十八日久世廣之・内藤忠清・土屋數直と共に側役となる、三年十一月二十八日京都所司代板倉重宗年老いたるを以て之が副となり、河内高安郡の内一萬石を加賜せらる。明曆元年二月四日侍從、二年正月二十九日從四位下に進む、此の時轉封せられて、攝津・河内に於て三萬二千六百石を賜はる。

同　板倉氏

板倉重宗（初重統・十三郎・五郎八・又右衛門・周防守・侍從・右少將）　勝重（伊賀守）の長子にして母は粟生永勝の女なり、慶長十四年從五位下に叙せられ周防守と稱す。元和六年父に代りて所司代となり在職三十餘年、獄を決すること明白にして寃民無し、人號して神明と云ふ。九年十一月從四位下に陞り尋いで侍從に進み、寛永元年父の遺領を繼ぐ、正保二年五月右近衞權少將に任せられ、尋いで從四位上に陞り、承應三年七月職を辭す。明曆二年八月十五日攝津の領地を割き、山城・近江二國の領地を轉じて下總の葛飾・猿島・相馬・豐田四郡の內に移り、關宿城を賜はり五萬石を領す、十八日封邑に就く。十二月朔日卒す年七十、法號を松雲院秀峯源俊と稱す、二子あり、重鄕・重形といふ。

重鄕（新十郎・長門守・阿波守）　重宗の長子にして母は戶田氏鐵の女なり、寛永十三年十二月二十九日從五位下に叙し長門守に任じ十四年阿波守に改めらる、慶安元年父重宗江戶に來りしを以て命じて重鄕をして京都に赴かしむ、明曆三年三月二十三日封を襲ぎ雁間に候す。萬治元年七月四日奏者番となり寺社奉行を兼ぬ、寛文元年十一月二十六日職を辭す、十二月十三日五千石及び新墾田四千石を弟重形に分與し、十七日卒す年四十三、法號を惠日院德峯源清と稱す。

重常（新十郎・隱岐守）　重鄕の長子にして母は酒井忠吉の女なり、萬治元年從五位下隱岐守となり、寛文二年二月十八日封を襲ぎ四萬五千石を領す、九年二月二十五日封を轉せられて伊勢の龜山に移る。

同　久世氏

久世廣之（三之丞・大和守・侍從）　廣宣（三左衞門）の第三子にして母は今川氏の臣奧原經重の女なり、寛文九年六月二十五日上總の大多喜より關宿に移り、一萬石を加賜せられ前後合せて五萬石を領す。十年十二月二十九日侍從となり、延寶七年六月二十五日卒す年七十一、宗家久世廣賢（三四郎）の江戶四谷別莊に葬り、法號を自證院心光日悟と稱す、後小日向別園に改葬す。

重之（勝之助・出雲守・讃岐守・大和守）　廣之の第三子にして母は戶田忠能の養女なり、延寶元年十二月二十八日從五位下出雲守となり、七年八月六日封を襲ぎ弟廣次（平九郎）に新墾田三千石を分與す。九月十三日奏者番となり、天和元年十二月二十七日罷む、三年八月二十一日備中庭瀨に轉封せられ、後復關宿に移る。

同　牧野氏

牧野成貞（初成恒・藏人・兵部・備後守・侍從）　**成儀**（越中守）の第二子にして母は朝倉在重の女なり、成貞父に繼ぎ從五位下備後守となり、館林の老臣に列し三千石を食む。綱吉入りて大統を承くるに及び、從ひ入りて遂に侯籍に列し、天和三年九月二日常陸より關宿に移り、二萬石を加賜せられ、前後合せて五萬三千石を領す。貞享二年十二月二十六日侍從に進み、元祿元年四月二十一日將軍綱吉其の邸に臨み二萬石を加賜す、後屢、邸に臨み恩賜殊に多かりき。八年十一月二十九日致仕す、寶永六年正月十日綱吉薨ずるに及び削髮して大夢と號し、正德二年六月五日卒す年七十九、江戸深川別莊要津寺に葬り法號を東光院長威虎雪と稱す。

成春（秀壽丸・式部・備前守）　實は家臣大戸吉房の子にして母は大戸吉勝の女なり、元祿六年四月十八日將軍綱吉の命を以て成貞の養子となり、八年十一月二十九日封を襲ぐ。十年正月十五日從五位下に叙し備前守に任ぜられ、同十四年十二月十八日從四位下に進む、寶永二年十月晦日三河吉田城に轉封し七千石を加賜せらる。四年三月二十六日卒す年二十六、法號を心了院本源惠覺と稱す、四子あり、成央・成福の外は早世す。

同　久世氏

久世重之（侍從）　寶永二年十月晦日三河吉田城より再び關宿城に移り、正德三年八月三日老中となり、二十三日從四位下に叙せられ、四年八月二十五日侍從となる。享保三年三月一日一萬石加賜、合せて六萬石を領す、五年六月二十七日卒す年六十一、江戸本郷丸山本妙寺に葬り法號を眞如院消殘露月日成と稱す。

暉之（源五郎・隱岐守・讃岐守）　重之の第四子にして正德三年三月七日從五位下に叙し隱岐守に任ぜらる、享保五年八月十二日封を襲ぎ五萬八千石を領し弟廣籌（民部）に二千石及び新墾田三千石を分與す。十年七月八日下總の領地を常陸・下野の內に轉ぜらる。延享元文五年六月十五日再び下總の領地を常陸・下野の內に轉じ、四年七月二年九月三日讃岐守となり、四年七月二十五日復下總の領地を割いて陸奥信夫郡に移さる。寬延元年八月廿二日致仕し二年八月十八日卒す年五十一、本妙寺に葬り法號を實相院教海常照日住と稱す。

廣明（熊太郎・出雲守・大和守・侍從）　久世廣武（若狹守）の長子にして母は松平忠根の女なり、寬保三

年七月九日暉之の養子となり、延享二年十月十八日從五位下に叙し出雲守に任せられ、寛永元年八月二十二日封を襲ぐ。寶暦七年十二月二十一日封内洪水あり金五千兩を貸與せらる、十年十二月十九日奏者番となり、明和二年八月二十一日寺社奉行を兼ね六年九月二十四日大坂城代となり從四位下に陞る。十一月十五日關宿城を收め、河内・美作兩國の内を賜はりしが、安永三年八月十三日再び關宿城を賜はる。六年九月十五日京都所司代に轉じ侍從に進む、九年七月二十五日封内また洪水ありしを以て金五千兩を貸與せらる、天明元年閏五月十一日西城老中に補せられ大和守となる。六月十四日河内の領地の内七千石を舊領常陸の内に轉じ、九月十八日老中に進む、同年十一月二十八日竝に三年十二月十四日水害を以て各金五千兩を貸與せらる。四年五月十五日封内屢〻水害あるを以て在職の間下總及び下野・常陸等の内二萬石の地に代へて伊豆・相模・武藏の内を賜はる、五年正月二十五日卒す年五十五、本妙寺に葬り法號を常靈院法月照門日明と稱す。

廣譽（初廣敦・勝之助　隱岐守・大和守）　廣明の長子にして母は岡部長篤の女なり、明和二年十二月十八日從五位下に叙し隱岐守に任せられ、天明五年四月十日封を襲ぐ。七年十月二十八日父廣明在職中換賜せられし地を舊領に復せらる、寛政七年三月十二日大和守となり、八年五月朔日名を廣譽と改め、文化七年十二月十六日從四位下に陞る、十四年十一月七日病を以て致仕し文政四年三月八日卒す年七十一、隆光院昌德榮顯日統と號す。長子を綏之（初廣愷　雄之助）といひ、寛政三年十二月十六日從五位下出雲守に叙任せられ、文化十年九月二十日病の故を以て父廣譽請うて廢嫡す、天保十年五月二十九日卒す年六十九、觀理院惠光照岳日圍と號す。

廣運（吉九郎　長門守）　綏之の子なり、文化十年九月廣運嫡孫を以て廣譽の後を承け、十一年十二月十六日從五位下長門守となり、十四年十一月七日封を襲ぎ、天保元年八月十四日卒す年三十二、法號を泰領院法山英意日紹と稱す。

廣周（謙吉・隱岐守・大和守・出雲守・侍從）　大草高好（能登守）の第二子にして廣運の養子となり、天保元年十二月十二日封を襲ぎ、四年十二月十六日從五位下隱岐守に叙任せられ、八年八月十五日奏者番となる、十一月六日大和守に改められ、十四年十月八日寺社奉行を兼ね、十二月二十三日出雲守となり、嘉永元年十月十八日西城老中を命せられ

十八日從五位下に叙し隱岐守に任せられ、天明五年四月十日封を襲ぐ。七年十月二十八日父廣明在職中換賜せられし地を舊領に復せらる、寛政七年三月十二日大和守となり、八年五月朔日名を廣譽と改め、文化七年十二月十六日從四位下に陞る、十四年十一月七日病を以て致仕し文政四年三月八日卒す年七十一、隆光院昌德榮顯日統と號す。長子を綏之（初廣愷　雄之助）といひ、寛政三年十二月十六日從五位下出雲守に叙任せられ、文化十年九月二十日病の故を以て父廣譽請うて廢嫡す、天保十年五月二十九日卒す年六十九、觀理院惠光照岳日圍と號す。

廣運（吉九郎　長門守）　綏之の子なり、文化十年九月廣運嫡孫を以て廣譽の後を承け、十一年十二月十六日從五位下長門守となり、十四年十一月七日封を襲ぎ、天保元年八月十四日卒す年三十二、法號を泰領院法山英意日紹と稱す。

廣周（謙吉・隱岐守・大和守・出雲守・侍從）　大草高好（能登守）の第二子にして廣運の養子となり、天保元年十二月十二日封を襲ぎ、四年十二月十六日從五位下隱岐守に叙任せられ、八年八月十五日奏者番となる、十一月六日大和守に改められ、十四年十月八日寺社奉行を兼ね、十二月二十三日出雲守となり、嘉永元年十月十八日西城老中を命せられ

また大和守となる。十二月十五日從四位下に叙し二年二月十五日侍從に任せらる、四年十二月二十一日老中となりしも、安政五年十月二十七日職を免せられ雁間に班す。萬延元年閏三月朔日再び老中となり、十二月十五日一萬石を加賜せらる、文久二年病を以て職を免じ、尋いで在職中罪ありしを以て加賜の地一萬石を收め致仕謹愼を命せらる。十一月二十日在職中處事宜しきに適せざりしを以て、再び廣文の領地の內一萬石を削られ、廣周は永く蟄居を命せらる、元治元年六月二十五日卒す年四十六、法號を自讓院儉德忠山日秀と稱す。

廣文（謙吉出羽守・隱岐守）　廣周の長子なり、文久二年父廣周致仕を命せられ廣文封を襲ぐ、十一月二十日父廣周の罪に座して一萬石を削られ出仕を停められしも、三年二月三日宥さる。慶應元年十二月二十五日從五位下出雲守に叙任せられ、明治元年正月十九日隱岐守となる、十二月八日是よりさき德川氏の脫兵上野に屯集す、廣文の家臣私に脫走して其の徒に黨し王師に抗せしを以て、領地の內五千石を削り致仕を命せらる、二年九月二十八日罪を宥し、更に從五位に叙せらる。

廣業（順吉）　廣周の第二子なり、明治元年十二月兄廣文罪ありて致仕を命せられ、十四日廣業に命じ封を襲ぎ四萬三千石を領せしむ。二年三月四日領地和泉國大鳥郡・和泉郡の內五千石を收められ、千三百四十九石餘を下總葛飾郡に換賜せらる。六月廿日封土を奉還し、更に關宿藩知事となり、八月二十四日從五位下に叙せられ、九月二十八日兄廣文の罪を赦さる、二十日請うて廣文を以て養父となす、四年七月十五日藩廢せらる。

山崎東葛飾郡　岡部氏

岡部長盛（半彌・綱次郎・內膳正）　正綱（次郎右衛門）の長子にして母は三浦範時の女なり。其の先は駿河權守清綱に出づ、清綱岡邊氏を稱し、子泰綱に至り岡部氏に改む、泰綱十二世の孫美濃守常慶今川義元に仕ふ、正綱は卽ち其の子なり。正綱父と共に今川氏に屬し、永祿十一年武田晴信の駿府城を襲ひしとき今川氏眞拒く能はずして遠江に奔る、正綱留り城を固守して數日屈せず、晴信和を乞ひしを以て城を致して清水に退居す。德川家康幼にして駿府に在り正綱と善し、正綱の清水にあるを聞き屢書を賜ふ、天正十年家康の甲斐に入るや正綱其の先導となる、六月甲斐亂る、家康正綱及び曾根下野守正清を遣して惠林寺を修し景德院を天目山に建

て晴信勝頼の靈を祀る、國人大に悦服す。又酒井忠次等と乙骨に陣し、北條氏直の兵を拒き殿戰して功あり、家康之を賞し駿甲の地七千六十貫文を與ふ、十一年十二月八日卒す年四十二、駿府寶泰寺に葬り、吸江院好雪道屠と號す。長盛天正十二年二月十日家を承く、四月九日長久手の役先鋒となり三好秀次・堀秀政の兵と戰つて之を破る、十三年大久保忠世等と眞田昌幸を上田に攻めしも德川氏の軍屢、利を失ふ、閏八月二十日長盛柴田康忠と共に斥候となり昌幸に逢ひ擊ちて之を破る。十六年四月二日後陽成天皇聚樂第に幸す、豐臣秀吉德川氏の功臣十八人を選んで叙爵す、長盛與かり從五位下に叙し內膳正に任せらる、家康も亦源氏及び偏名を與へ康綱と名づく、長盛辭して稱せず。十八年八月德川氏の關東に遷るや下總及び上總の內一萬二千石を長盛に與へ葛飾郡山崎に居らしむ、後家康其の生母水野氏の子松平康元の女を養ひ、妹に准して長盛に嫁せしむ。慶長五年那須氏の族と下野黑羽根城を援け、三城を守りて以て上杉氏に當る、十四年八月丹波の內二萬石を加賜せられ龜山城に移る。

栗原東葛飾郡　成瀨氏

成瀨正成（小吉・隼人正）　正一（吉右衛門）の長子にして母は熊谷直連の女なり、幼にして德川家康に仕へ小姓組となり、屢、戰功ありて家康の稱揚する所となる。天正十八年德川氏東遷の後葛飾郡栗原鄉四千石の地を賜ひ、慶長五年六月使番となり關原の役に從ふ、後本多正純・安藤直次と共に政務を掌り甲斐の內二萬石、三河の內一萬石を加賜せられ栗原に居り、十二年閏四月十八日從五位下隼人正となる。二十六日德川義直の尾張に封せらるゝや、正成其の傅となりて國政を定め、駿府に還り政務を掌ること故の如し。十五年義直を輔佐し兼ねて政務を聽く、十六年正月甲斐の領地を割いて尾張の內四邑を賜ふ。十七年平岩親吉卒して後正成專ら尾張の國政を沙汰す、十九年十月大坂の役、正成義直に從ひ軍を率ゐて大坂に至り正純等と共に軍議に參す。元和元年大坂の再役復義直の先鋒たり、二年尾張犬山城に移り三千石を加賜せらる、寛永二年正月卒す年五十九、法號を白林寺宗心と稱す。子あり、正虎。之成といふ、正虎も亦父に繼いで從五位下隼人正となり子孫相傳へて尾張藩の附屬たり。

之成（初正重・童名阿竹・藤藏・伊豆守）　正成の第二子にして母は森川氏俊の女なり、慶長十六年將

軍秀忠に仕へて小姓となり武藏の幡羅郡の內千石の地を賜はる。大坂の役に從軍し、元和元年閏六月二十一日從五位下伊豆守となり、二年正成尾張犬山に移るに及び、其の舊領葛飾郡及び三河加茂郡の內一萬四千石を之成に賜ひ、前後合せて一萬五千石を領す、九年近江國の內千石を加賜せらる。寬永十一年十月二十八日卒す年三十九、葛飾郡栗原鄉寶成寺に葬り法號を見性院傳翁直心と稱す、子あり之虎といふ。

之虎（藤藏）　之成の子にして母は片桐孝利の女なり、寬永十一年十二月封を襲ぎ、十五年十二月二日歿す、寶成寺に葬り法號を松露院幼滴と稱す、嗣なくして家斷絕す。

小見川（香取郡）　松平氏

松平家忠（又八郎主殿助）　伊忠（主殿助）の長子にして母は鵜殿長持の女なり、文祿元年二月十九日武藏忍より下總上代に移され、三年上代より小見川に移り一萬石を領す。慶長四年春德川家康の命を以て伏見城を守る、家康上杉景勝を征せんとして大坂を發し、十七日家忠及び鳥居元忠・內藤家長・松平近正に命じて伏見城を留守せしむ。七月十八日小早川秀秋等兵十餘萬を率ゐ來りて之を圍む、元忠・家長本城を守り、家忠近正西城を守る、秀秋等之を攻めて拔く能はず。晦日夜城中反者あり敵に應じて火を放つ、城遂に陷り家忠奮戰數創を被りて自殺す年四十六、法號を慈雲院賀屋源慶と稱す。

忠利（初忠俊・童猿・又八郎・主殿頭）　家忠の長子にして母は水野忠分の女なり、慶長元年冬德川秀忠諱字を賜ふ、五年關原の役に小見川城を守る、六年二月封を轉じて三河の深溝に移さる、九年夏從五位下主殿頭となり、十七年冬封を吉田に徙され三萬石を食む、寬永九年卒す年五十一、法號を壽松院超山源越と稱す、子あり忠房といふ。

同　土井氏

土井利勝　慶長七年小見川を賜はり一萬石を領し、十五年封を佐倉に移さる。

同　安藤氏

安藤重信（彥十郎・五左衞門・對馬守）　基能（木工助）の第二子なり、祖父太郎左衞門家重德川氏に屬し、天文九年六月六日三河の安城繩手に於て戰死し、父基能は元龜三年十二月二十二日遠江の三方原に於て戰死せり。重信天正十二年長久手の役に家康に從

つて功あり、後秀忠に屬す、慶長五年秀忠に從つて上田城を攻め、九年從五位下對馬守となる、是よりさき千六百石を領せしが、十五年上野多胡郡の內五千石を加賜せられ、十六年奉行職に列し政務に參す、十七年下總小見川一萬石を加賜せられて小見川に居り、前後合せて一萬六千六百石を領せり。十九年十月大坂の役秀忠に從ふ、元和元年和議成り重信塡壕の役を董す、亂再び起るに及び子重長を して兵を率ゐしめ、自ら常に秀忠の左右に入りて諸軍を督す、城陷るに及び重信檢使となり、井伊直孝等と共に城中に入り火を倉廩に放ちしかば、豐臣秀賴自殺す。八月鹿島結城等二萬石を加賜せらる、五年福島正則の罪ありて國除かれしとき、重信安藝の廣島に至り城を收め諸事を沙汰す、十月上野高崎城に徙り、二萬石を加へられ、七年六月（一に八年九月に作る）卒す年六十五。

同　三浦氏

三浦正次（龜千代、甚太郎、左兵衞、志摩守）　正重（五左衞門）の長子にして母は土井利昌の女なり其の先は三浦駿河守義村の第四子式部太夫家村より出づ、寶治元年三浦氏亡び家村遁れて三河國に閑居す、家村十二世の孫は卽ち正重なり。正次慶長八年三月父と共に江戶に來り、勇士井利勝に寄る、十二年五月朔日年甫めて九歲德川家光に侍す、十七年二月二十八日將軍秀忠の命により三浦氏を改めて土井氏と稱す。元和四年十二月十三日下總矢作鄉七百八十石餘の地を賜はり、八年正月小姓組組頭となる、十一月上總の內二百二十石を加賜せられ、前後合せて千石を領す。九年二月命を以て三浦氏に復す、六月將軍家光に從ひて上洛し、七月二十七日從五位下志摩守となり命によりて源氏を稱す。寬永元年正月書院番組頭に轉じ、十一月上總の內千石を加賜せらる、三年五月前將軍秀忠に從ひ上洛し、五年十月小姓組番頭に進み十二月二日更に上野の內三千石を加へられ、七年正月復上野の內五千石を加賜せられ、前後合せて一萬石を領す。三月二十三日松平信綱阿部忠秋堀田正盛太田資宗阿部重次と共に國務の小事を議せしむ、是を六人衆と云ふ。十三年十一月二十二日下總小見川大和田の地五千石を加賜せらる、十五年肥前島原の賊未だ平定せざるを以て二月十六日命を奉じて出發し二十六日原城に至る、二十八日賊誅に伏す、因りて直に還り其の事を具上す。十二月五日小姓組番頭の職を罷め、十六年正月十四日下野の壬生城に徙封し一萬石を加賜せ

られ、十八年十月二十七日卒す年四十二、嫡子志摩守安次家を繼く、二子越中守共次父の領を分ち賜はる。

同　内田氏

内田正信（權九郎　信濃守）　正世（平左衞門尉、一に正利に作る）の第二子にして母は小川三益の女なり、其の先を工藤次郎左衞門尉高景と云ひ、伊勢安濃郡長野を領す、高景八世の孫正利遠江勝間田郷内田郷を領し勝間田氏と稱し菊間城に居り、今川氏に屬し武田氏と戰ひて敗死せり。子正之は初め新八郎、後遠江守と稱し、德川氏に屬し天文十八年復今川義元に屬す、内田郷及び駿河國瀨名を領して内田に居り、始めて内田氏を稱す、永祿十一年德川家康に仕へ天正四年四月二十四日三河國田原に卒す年六十、其の子は卽ち正世なり、幕府に仕へ大納戸番頭となる、寛永十二年致仕し武藏中野領の内五百石を賜はり營中の夜話に侍す。正信寛永七年將軍家光の近侍となり、九年十二月三日廩米三百苞を賜はる、十二年十二月二十一日奥小姓に列し、父正世の采地八百石を襲領し曩に賜ひし所の廩米を收む、十三年六月御手水番を兼ぬ、十四年相模の海老名千石を加へられ、十五年六月二十九日從五位下信濃守となり、十六年十一月十日下總香取郡常陸鹿島郡の内八千二百石を加賜せられ、併せて一萬石を領す。翌十一日小姓組番頭に進み、十一年家光日光山に詣でしとき、正信先づ發して路次を檢し四月供奉に列す、慶安二年八月十一日五千石を加賜せられ君側出頭を兼務す、後居所を都賀郡鹿沼に營む。四年四月二十日家光薨じ正信之に殉死す年三十九、江戸東叡山中現龍院に葬り、法號を理明院光德徹宗と稱す。

正衆（もろ　長十郎　出羽守）　正信の第二子にして母は酒井直次の女なり、慶安四年八月十四日家を承ぎ、萬治元年閏十二月二十七日從五位下出羽守に叙任せらる。寛文三年四月將軍家綱日光山に詣で、二十一日歸路正衆の鹿沼の居所に臨み刀及び衣服を賜ふ、屢、駿府加番、大坂加番、日光祭禮奉行等となる。元祿十二年二月四日卒す年五十五、淺草龍寶寺に葬る、法號を快壽院實譽眞岸惠相と稱す。長子正勝（右京）元祿七年五月十一日父に先だちて卒す年二十八、白銀瑞聖寺に葬る、法號を瑞峯院鐵翁元柱と稱す。

正倫（主膳、信濃守）　正勝の子にして母は青山幸實の女なり、元祿十二年祖正衆卒し

三月二十九日嫡孫を以て家を承ぎ、一萬三千石を領し、千五百石を叔父正長（若狭守）に、五百石を久世正廣（三之丞、正衆の第四子）に分つ。寶永六年三月從五位信濃守となり享保九年十月二十九日喪心して妻を傷けたるを以て譴を獲て幽せらる、寛保三年二月二十九日卒す年六十一、一に五十一に作る。龍寶寺に葬り法號を澄霽院飲譽觀道融清と稱す、子正親繼ぐ。

正親（千松・親貞　出羽守）　正倫の長子にして母は毛利元次の女なり、享保九年十月二十九日父正倫罪を獲て領地の内三千石を削られ下總及び下野の内一萬石を領し居を小見川に營す、十二年十二月十八日從五位下に叙し出羽守に任せらる、延享三年五月十八日龍寶寺に葬り法號を清聚院義俊篤宗と稱す。

正美（卯之助　出羽守）　正親の長子にして母は水野忠定の女なり、延享三年七月十二日封を襲ぎ寶暦二年十二月十六日從五位下に叙し出羽守に任せらる。三年五月二十四日卒す年十九、龍寶寺に葬り法號を純德院譽靖清白節貞と稱す。

正良（主殿・主殿頭・近江守）　支族内田正記（伊織）の第二子にして母は窪田忠種の女なり、初め内田正傳（刀帶）の養子となりしが、寶暦三年五月正美終に臨み嗣なかりしを以て其の養子となる、廿六日封を襲ぎ、十二月十八日從五位下に叙し主殿頭に任せらる。八年大坂加番となり、明和六年八月十九日近江守に改められ、天明二年二月十四日病を以て致仕し泰山と號す、文化四年十月十二日卒す年七十三。

正純（長十郎・和泉守・伊勢守）　正良の長子にして母は伊東長丘の女なり、天明二年二月十四日家を承ぎ、十二月十八日從五位下に叙し和泉守に任せらる。三年大坂加番となり、寛政元年四月十二日伊勢守に改められ、文化三年十月六日病を以て致仕し文政八年三月十日卒す年七十。

正肥（長十郎　近江守）　正純の子にして母は水野忠見の女なり、文化三年十月六日封を襲ぎ十二月十六日從五位下近江守に叙任せられ、七年十一月大番頭となる、十二年九月病を以て職を辭し、十三年六月十四日卒す年二十七。

正容（貞吉・伊勢守）　石河貞通（甲斐守）の第三子にして正肥の養子となり、文化十三年八月封を襲ぎ十二月十六日從五位下に叙し伊勢守に任せらる、天保八年八月十四日命に依りて致仕す、明治三年正月二十七日卒す年七十一。

正道（豐祿・豐後守）　正容の長子なり、天保八年八月十四日封を襲ぐ、九年四月四日命

あり下總及び下野の領地一萬六百石餘を收められ、更に陸奥白河郡の內八千石を賜ばり總べて一萬石を領す。十三年十二月十五日從五位下豐後守となり、弘化三年十一月晦日陸奥の領地の內四千石を下總舊領の內に換賜せられ、嘉永二年大坂加番となる、四年五月七日卒す年二十四。

正德（喜內・主殿頭）　正容の第二子なり、正道子無きを以て養子とす、嘉永四年八月封を襲ぎ、十二月十六日從五位下主殿頭に叙任せらる。安政三年大坂加番となり萬延元年三月十五日大番頭となり、文久二年八月十五日軍艦奉行に轉ず、三年五月二十日卒す年三十五。

正繩（峻次郎・加賀守）　正容の第三子なり、正德子無きを以て養子となす、文久三年六月封を襲ぎ十二月十六日從五位下加賀守となり、元治元年六月二十五日卒す年三十一。

正學（騎一郎・主殿頭）　支族內田正路（左膳）の子にして正繩の養子となり、元治元年九月十九日封を襲ぎ、十二月十六日從五位下主殿頭に叙任せらる。慶應元年大坂加番となり、明治元年三月下總に賊徒蜂起せしを以て、小見川に至り領內を鎭撫す。

二年六月二十四日封土を奉還し、更に小見川藩知事となる、四年七月十五日藩廢せらる。

多古（香取郡）

松平氏（久松）

松平康俊　其の本姓を久松氏といふ、久松佐渡守俊勝の第三子にして初め源三郎勝俊と稱す。康俊の母は水野右衞門大夫忠政の女にして德川家康の生母なり、康俊永祿三年三月始めて家康に謁し、松平氏及び偏諱を賜はる。七年今川氏に質となり駿府に居りしが十一年今川氏敗れて又武田氏に質となり甲府に移る、元龜元年十一月逃れて三河に歸り、天正十一年正月遠江久野城を賜はり七千石を領す。康俊病を以て陣に臨む能はず十四年四月三日卒す年三十五富塚村西來院に葬る、法號を善照院泉日澄清と稱す。

勝政（豐前守）　水野藤次郎忠分の第五子にして康俊の嗣となる、文祿元年始めて采地五百石を賜はり、慶長七年十月千石を加へらる、八年三月從五位下豐前守に叙任せられ、大坂の役に從ふ。元和二年八月二千五百石加賜、五年八月大番頭となり、寬永九年一月駿府城番を命ぜられ、十年二月八日三千石加賜、前後合せて八

千石を領し駿府の城代となる。十二年六月十日駿府に卒す年六十三、駿河國慈悲尾增善寺に葬る、法號を松月院休室道罷と稱す。

勝義（源三郎、因幡守、豐前守）　勝政の長子なり、寛永九年十二月二十八日從五位下に叙し因幡守に任ぜらる。十二年十一月家を承ぎ豐前守に改められ八千石を領す。承應三年九月二十七日大番頭となり、寛文四年七月大坂城を守る、五年正月二日天主閣に雷火あり、勝義走り入りて家康用ひし所の金扇馬標等を出す、將軍家綱使を遣してこれを賞す。十年十一月十七日大坂に卒す年六十五、山城國大和田萬滿寺に葬る、法號を英雄院節山道確と稱す。長子あり勝就（初勝則、源三郎）といふ、其の母は安藤重能の女なり、萬治元年閏十二月二十七日從五位下に叙し攝津守に任じ後備中守に改めらる、寛文九年七月二十六日父に先たちて卒す年四十八、江戸下谷白泉寺に葬る、法號を法運院雄山宗英と稱す。

勝易（初勝忠、兵部少輔、左衞門、豐前守）　勝義の第二子にして母は安藤重能の女なり、慶安二年三月十一日書院番となり廩米三百苞を賜はり、寛文九年七月十七日書院番組頭となり更に三百苞を加賜せらる。十年十二月十八日是よりさき兄勝就卒せしを以

て嗣となり采地の內千石を弟勝光（織部正、勝忠）に分賜す。十一年椿新田を開墾せしを以て采地の內大寺村を轉じ、下總及び上總の內七村を換賜せらる、五月四日書院番頭にすゝみ、十二年十二月十八日從五位下豐前守となり、延寶二年八月二十五日大番頭に轉じ、四年六月三日駿府城代に進み、上總の內二千石を加へられ前後合せて九千石を領す。八年五月二十四日駿府に卒す年五十八、增善寺に葬る、法號を慈明院梅室道雨と稱す。

勝以（初勝識、權之助、平左衞門、甲斐守、豐前守、大藏少輔）　勝義の第七子にして母は野村氏なり、兄勝易子なきを以て幼にして其の養子となり、延寶四年十二月廿六日從五位下甲斐守に叙任せられ八年七月十一日家を承ぐ。貞享元年十一月命を奉じ松平重治の封を收め上總に至り佐貫城を毀つ、四年正月二十五日小姓となり二月二十三日病を以て職を罷む。元祿六年七月朔日豐前守に改められ、八年二月二十八日新に火消役を置かれ勝以之に與かる、十年二月二十八日小姓組番頭となり、十二年二月十五日書院番頭に轉ず。寶永四年七月十三日將軍の世子家宣の長子家千代の傅となり、大藏少輔に改めらる、九月二十八日家千代夭せしを以て十二月十五日

家宣の側役に轉じ、正德三年八月三日大坂城番となり攝津の內三千石を加へられ、前後合せて一萬二千石を領す。享保十年三月六日病のため職を辭し、八月七日攝津の領地を轉じて下野の內を換賜せらる、十三年二月十四日卒す年六十八、白泉寺に葬る、法號を德芳院興岩道盛と稱す。

勝房（源三郎・美濃守・大內記）　勝以の子なり、享保元年十二月十八日從五位下に叙し美濃守に任ぜられ十三年四月九日封を襲ぐ、元文元年四月六日病を以て致仕し大內記に改めらる、延享三年十二月晦日卒す年四十二、白泉寺に葬る、法號を德光院隨巖道善と稱す。

勝尹（初勝延・源三郎・玄蕃頭・大藏少輔・豐前守）　支族松平勝久（宇右衞門）の子にして享保十四年十一月二十三日勝房の養子となり、元久元年四月六日封を襲ぐ、十二月六日從五位下玄蕃頭となり延享元年十一月六日大藏少輔に改めらる、二年二月九日大番頭となり、四年五月二日病を以て職を罷む。寶曆元年二月五日豐前守に改められ、明和五年三月二十九日卒す年五十六、白泉寺に葬る、法號を德現院禪巖道悅と稱す。

勝全（ムケ・源三郎・豐前守）　勝尹の長子なり、明和五年五月二十四日（一に六月朔に作る）封を襲ぎ、十二月十八日從五位下に叙し豐前守に任ぜらる、安永九年二月二日大坂加番となり天明元年八月十二日代を得て歸る、寬政六年十月五日病を以て致仕し八年二月三日卒す年四十七、白泉寺に葬る、法號を德彰院維隣道榮と稱す。

勝升（辰次郎・源三郎・中務少輔）　勝全の第二子なり、安永八年四月二十五日兄勝從（源三郎）早世せしを以て嗣子となり、寬政六年十月五日封を襲ぎ十二月十六日從五位下に叙し中務少輔に任ぜらる。文政元年八月十九日卒す年四十一、白泉寺に葬る、法號を德誠院泰山道光と稱す。

勝禮（雄三郎・源三郎・相模守）　井伊直中（掃部頭）の第五子にして、文化十二年四月五日勝升の養子となり、文政元年十月二十六日封を襲ぎ、八年十二月十六日從五位下に叙し相模守に任ぜらる。弘化元年七月二十五日命あり、犯人神代直次郎（長崎唐大通事）を其の家に監護せしむ、嘉永元年十月七日病を以て致仕す、明治元年閏四月二十三日卒す年六十三、下總香取郡南中村妙興寺に葬る、法號を至德院厚仁惠相日惠と稱す。

勝行（信之助・源三郎・豐後守・大藏少輔）　勝權の子なり、嘉永元年十月七日封を襲ぎ十二月十六日從五位下豐後守となる。二年十二月十九日監護人神代直次郎逃去の罪を以て

閉門を命ぜられ、三年五月二十一日宥さる、十二月罪によりて領地下總上總の内一萬四百三十石餘を轉じ、陸奥楢葉郡・石川郡の内八千三百二十八石餘を換賜せらる。安政二年二月二日大坂加番となり三年代を得て歸る、文久二年閏八月十九日幕府二條の在番を廢して定番を置き、勝行を以て之に補し、役料三千石を賜ふ。元治元年七月二十一日大藏少輔に改められ、慶應二年九月六日職を罷めて江戸に歸り、明治元年二月二十四日本姓久松氏に復す、二年六月二十三日封土を奉還し、更に多古藩知事に任ぜらる。八月三日卒す年三十八、白泉寺に葬る、法號を德善院慈隣城山と稱す。

勝慈（源三郎 豐前守）　勝行の長子にして母は本多忠考の女なり、明治二年六月十九日從五位下豐前守となり、十月九日家を承ぎ多古藩知事に任ぜられ、四年七月廢藩となる。

高岡（香取郡）　**井上氏**

井上政重（清兵衛 筑後守）　清秀の第四子にして正就（主計頭）の弟なり、母を永田氏と云ふ。井上氏は源賴季に出づ、賴季は井上掃部助と稱せり、賴季二十一世の孫半右衛門清宗は道見と號し、慶長元年閏七月二十九日卒す年八十八、其の子清秀半右衛門と稱し、慶長九年九月十四日卒す年七十二、淨光院玉林榮昌日長と號す。政重慶長十三年將軍秀忠に仕へて書院番となり、廩米二百苞を賜はる、元和元年大坂の役に從ひ、二年九月十五日德川家光に屬す、四年采地五百石を賜はり廩米を收められる、九年八月家光に從ひて上洛し五百石を加賜せらる。寬永二年目付となり更に千石加賜、四年十二月二十九日從五位下筑後守に叙任し、九年十月三日二千石を加へられ、十二月十七日大目付に進む。十五年正月肥前の島原に賊起りしかば使命を奉じて彼地に至る、十七年六月十二日六千石を加賜せられ、下總國一萬石を領す。前後命を奉じて屢、西國に往還し、又長崎に赴き外國商船及び耶蘇教禁制等の事を裁決す、十八年五月二十三日生駒高俊國除かれしを以て、青山幸成と共に讃岐の高松に至り命を傳へ、又長崎に赴く、二十年五月二十三日三千石を加賜せらる。萬治元年閏十二月八日職を辭し、三年七月九日致仕し幽山と號す、寬文元年二月二十七日卒す年七十七、江戸九山淨心寺に葬り玄高院幽山日性と號す。子政次（清兵衛）　寬永十五年正月父に從ひ肥前の島原に至る、慶安二年五月

二十七日政重其の不才なるを以て之を幽し、孫政清を以て嗣となす。政次三年八月二十二日父に先だちて卒す年四十九、法號を心性院宗挂日悟と稱す。

政清（内記・筑後守）　政次の長子にして母は井上正友の女なり、嫡孫を以て祖を承け萬治三年七月九日封を襲ぎ、一萬一千五百石を領し、千石を弟正則（源藏）に、五百石を政明（内藏丞）に分賜す、寛文元年十二月二十八日從五位下に叙し、筑後守に任せらる。三年七月十日命を奉じて近江の水口城を守衞し、延寶二年駿府城守衞に副たり、三年五月二十八日駿府に卒す年四十八、淨心寺に葬る、法號を玄性院清山日淨と稱す。

政敞（アキラ・虎之助・宮内・筑後守・敞一に敝に作る）　政清の第二子なり、初め叔父政則（源藏）の養子となり其の家を繼ぐ、後實兄内記卒せしにより延寶二年九月四日請うて家を義弟正強（千之助）に讓り宗家を嗣ぐ、三年八月五日封を襲ぎ上總下總の内一萬石を領し、千五百石を弟正式（猪之助）に分賜す、四年十二月二十六日從五位下に叙し筑後守に任せられ、月朔日卒す年五十六、淨心寺に葬る、法號を玄悟院義山日登と稱す。

正隣（監物・筑後守）　政敞の長子にして享保元年四月二十三日封を襲ぎ、七月二十二日從五位下に叙し筑後守に任せらる。十六年八月七日致仕し、寛寶三年閏四月八日卒す年五十二、淨心寺に葬り法號を玄峯院後山日頂と云ふ。

正森（六之助・宮内・山城守）　政敞の第六子にして、享保十五年二月三日正隣の嗣となり、十六年八月七日封を襲ぎ、十月二十三日從五位下に叙し山城守に任せらる。寶暦十年十二月七日致仕し寛政十二年五月十三日卒す年八十八、淨心寺に葬り玄智院周山日輝と稱す。

正國（直之丞・筑後守）　徳川宗勝（尾張中納言）の第十子にして、寶暦五年三月二十二日正森の養子となり、十年十二月七日封を襲ぎ、十八日從五位下筑後守となる。十三年五月四日上總の内三千六百石餘の領地を下總の内に換賜せらる、明和四年十一月八日大坂定番となり、天明八年三月二十二日奏者番に轉ず。寛政元年三月二十四日職を辭し、三年三月七日致仕、八月十三日卒す年五十三、淨心寺に葬り法號を高津院普山日德と稱す。

正紀（芳次郎・壹岐守）　竹腰勝紀（山城守）の第二子にして、天明六年八月九日正國の養子と

なり、七年十二月十八日從五位下壹岐守に叙任せられ寛政三年三月七日封を襲ぐ。文化三年十月十三日卒す年三十七、淨心寺に葬り法號を玄隆院堯山日體と稱す。

正瀧（瀧吉、筑後守）　正紀の長子にして文化三年十二月七日封を襲ぎ、十一年十二月十六日從五位下筑後守となる。天保十二年十一月十四日致仕し如水と號し、文久二年正月二十三日卒す年六十三、淨心寺に葬り法號を玄陽院逢山日治と稱す。

正域（瀧橋、山城守、筑後守）　正瀧の長子にして、天保十二年十一月十四日封を襲ぎ、十二月十六日從五位下山城守となり、後筑後守に改めらる。弘化三年九月十三日卒す年二十、淨心寺に葬り法號を玄靜院秀山日仁と稱す。

正和（筑後守）　正瀧の第二子なり、弘化三年九月兄正域卒し子なきを以て嗣となり、十月封を襲ぎ、嘉永元年十二月二十四日從五位下に叙し筑後守に任せらる。慶應三年三月二十八日致仕し明治四年十一月二十四日卒す年三十九、淨心寺に葬り法號を玄勇院廣山日成と稱す。

正順（宮内少輔）　正和の子にして慶應三年三月二十八日封を襲ぎ、明治元年五月從

伊能忠敬肖像

伊能忠敬の書翰

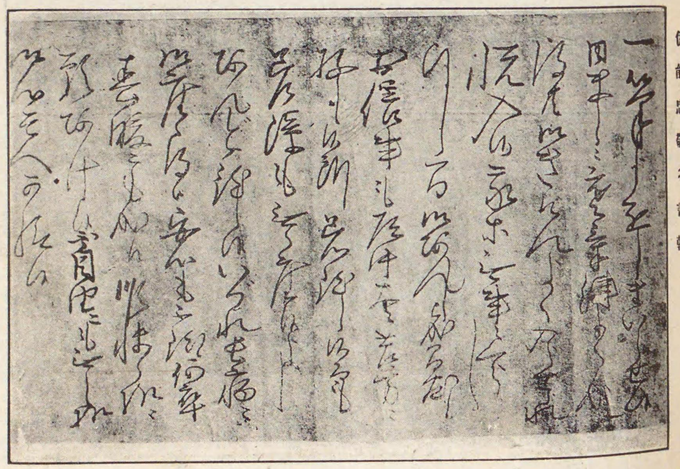

然　善　藤　佐

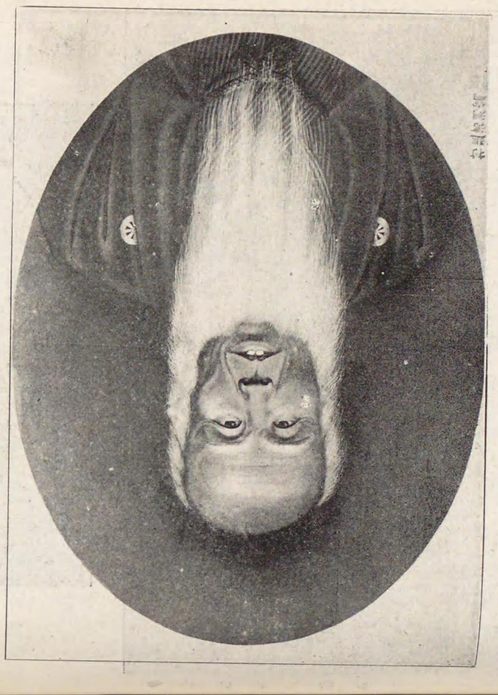

（町南鷺郡北豊）墓の向日露

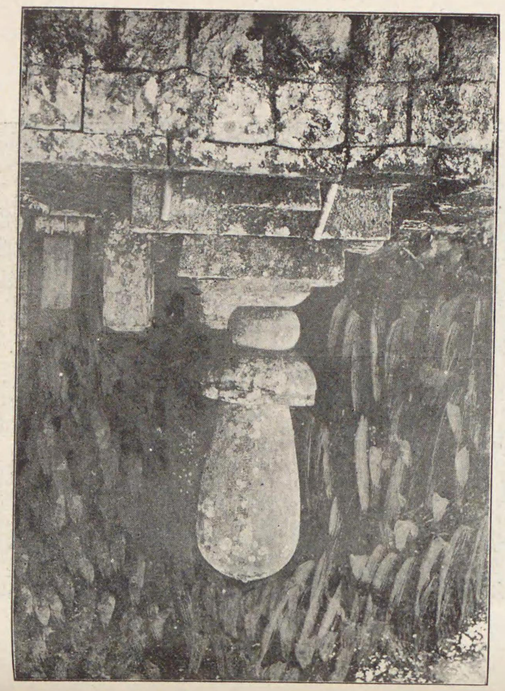

伊能忠敬夫妻墓（佐原町観福寺）

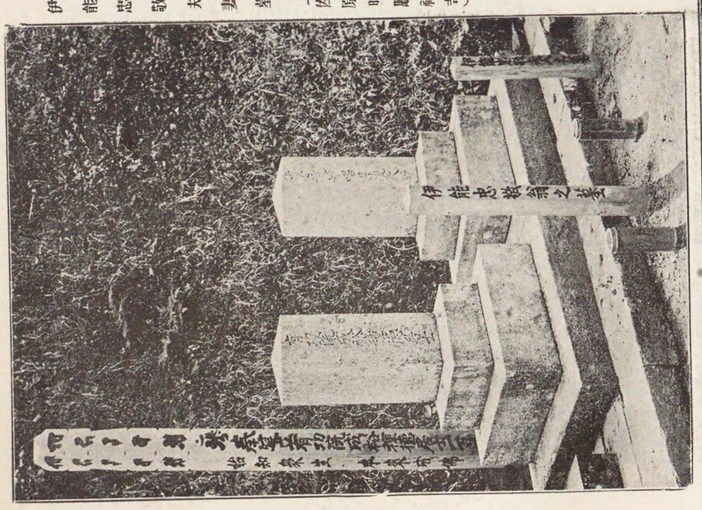

道信墓の墓（印旛郡臼井町）

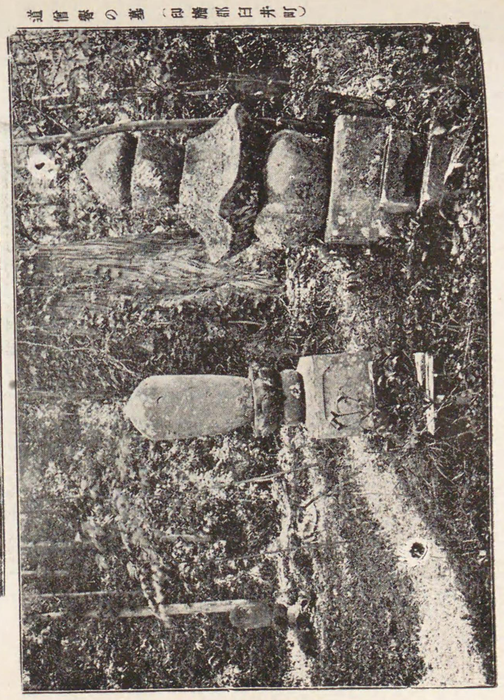

堀田正睦

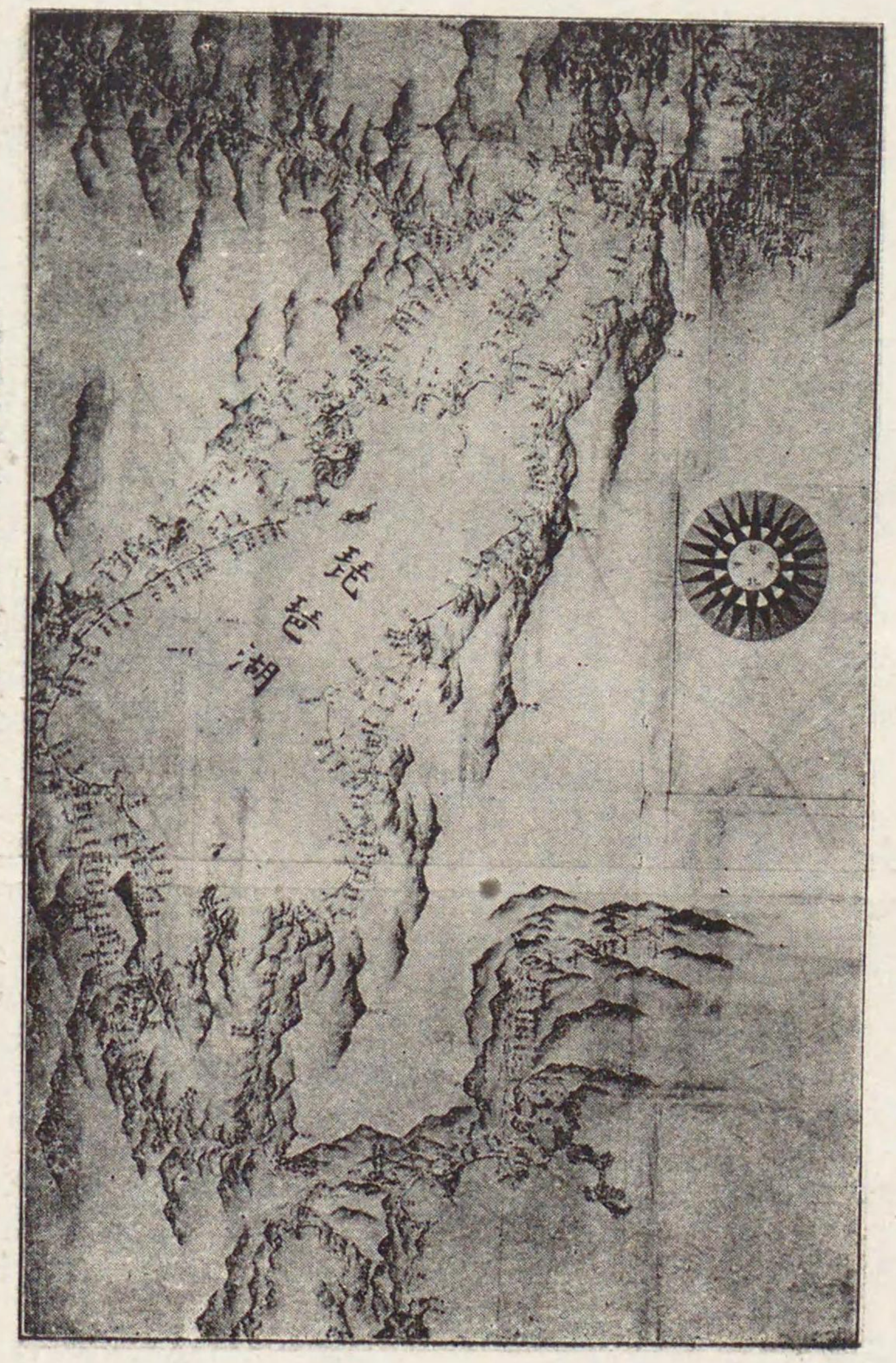

伊能忠敬の實測圖（佐原町伊能家所藏）

清宮秀賢

五位下宮內少輔となる。二年封土を奉還し、尋いで高岡藩知事となり、四年七月十四日藩廢せらる。

矢作香取郡 **鳥居氏**

鳥居元忠鵜之助・彦右衞門　**忠吉**伊賀守　の第二子なり、德川家康に仕へて屢、戰功あり、天正十八年八月甲斐の谷村城より移り、下總矢作城主となりて四萬石を領す。慶長五年六月家康上杉景勝を征せんとして伏見城に入り、元忠に命じて其の城を留守せしめ、松平近正・內藤家長・松平家忠を以て副たらしむ、七月石田三成兵を擧げ、宇喜多秀家・小早川秀秋・島津義弘等兵十萬を率ゐて來り圍む、元忠家長及び佐野綱正と牙城を守り、家忠等西城を守る、兵凡そ千八百餘人、晦日城中叛く者ありて火を放ちしかば、敵軍勢に乘じて疾く攻め、八月朔日城遂に陷る、元忠奮戰して屢、敵兵を却け、身數創を被りて自殺す年六十二、家忠等皆之に死す。三成元忠の首を大坂京橋口に梟す、京師の商佐野四郎右衞門常に元忠の恩顧を受けしを以て夜密に其の首を竊みて之を京師智恩院中の長源院に葬る、法號を龍見院賀岳宗慶と稱す、墓碑・畫像等今猶存す。十六年子忠政追福のため其の領邑陸奥磐城

に一寺を創建し、法號を改めて長源院淵室と云ひ、寺を長源寺と號す、家康之に寺領百石を付す、元忠六子あり、廣忠・忠政・成次・忠勝・忠賴・忠昌といふ。

忠政（新太郎左京亮）　元忠の第二子にして母は松平家廣の女なり、天正十二年四月德川氏の功臣始めて叙任の時忠政從五位下に叙し左京亮に任せらる。慶長五年四月家康に從ひて東下し、亂平ぐに及び父元忠の忠節により六萬石を賜はり、封を陸奥の磐城に轉じ、尋いで上總の佐貫二萬石を加賜せらる。大坂の兩役忠政江戸を留守す、元和八年出羽の最上に轉封、二十萬石を食みて奥羽の鎭護となり、寬永三年八月從四位下に叙せらる。五年九月卒す年六十二、三子あり忠恒（或は忠政の弟に作る）・定盛・忠春と云ふ。

生實（千葉郡）　**森川氏**

森川重俊（長十郎、內膳正、出羽守）　氏俊（金右衛門）の第三子にして母は大村越前守の女なり。森川氏の系は佐々木定綱に出づ、定綱の玄孫左衛門尉宗綱堀部氏と稱し、子孫尾張の比良郷に徙り住す、宗綱九世の孫與四郎宗氏に至り堀場氏と改め、織田信長に仕ふ。宗氏の子與四郎氏兼永祿四年歿す、氏俊は其の長子なり、永祿七年始めて

德川家康に仕へ、命によりて森川氏と稱す、慶長三年七月二十日卒す年五十四。

慶長二年重俊始めて德川秀忠に謁し近侍となる、五年下野の宇都宮及び信濃の上田の役に從ふ、十年四月十六日從五位下に叙し內膳正に任ぜられ、十四年下野の內に於て采地三千石を賜はる。十九年大久保忠常の病に罹りしとき、重俊請はずして小田原に赴き之を問ひしを以て譴を蒙り、酒井家次の家に幽せらる。元和元年家次に屬し、大坂に至り、五月六日井伊直孝に屬して功あり寬永四年罪を赦されて再び采地を賜はる、後封を增されて一萬石を領し、生實に居る、八年奉行職に列し、永井尙政・青山幸成と共に連署に列し、書院番頭を兼ね、出羽守に改めらる。九年正月二十四日前將軍秀忠薨じ重俊之に殉死す年四十九、生實重俊院に葬り重俊院活國正基と號す、重俊院は重俊の創建せし所なり。

重政（半彌、伊賀守、一に重友に作る）　重俊の長子にして母は大久保忠隣の養女なり、寬永九年封を襲ぎ、明曆三年十二月二十七日從五位下伊賀守となる。寬文三年正月二十三日卒す年五十六、重俊院に葬り法號を一鑑院圓徹全照と稱す。長子重般（カズ）（長十郎）病を以て家を繼がず平入又廓翁と號す、享保二年十二月六日歿す年八十一、法號を

自得院月嘯と稱す。

重信（次郎八 出羽守） 重政の第二子にして母は板倉重宗の女なり、寛文三年三月二十五日封を襲ぎ、十二月二十八日從五位下出羽守となる。元祿五年六月二十七日致仕して知閑と號し、寶永三年六月七日卒す年六十二、重俊院に葬り法號を覺林院月窓知閑と稱す。

俊胤（初重範・重興・重令・半彌 內膳・紀伊守・出羽守） 重信の長子にして母は井上正利の女なり、元祿五年六月二十七日封を襲ぎ、十月九日奥詰となり、六年四月二十二日小姓となり五月四日大番頭に轉ず、十二月十八日從五位下紀伊守に叙任し、寶永五年正月十六日出羽守に改められ、六年四月六日側役に進む。七年九月二十一日奏者番となり、寺社奉行を兼ぬ、正德四年九月六日若年寄となる、享保元年二月十日西城修理の事を掌り、二年九月金穀出納の事を命ぜられ、十一月十六日職を罷む。九年十二月朔日將軍吉宗の世子家重の諱を避けて名を俊胤と改む、十七年閏五月二十一日致仕し悠計と號す、延享三年正月二十四日卒す年七十七、重俊院に葬り法號を英雄院一元顯光と稱す。 嫡子重能（金市郎） 正德三年十二月從五位下飛驒守に

叙任せられ、享保元年閏二月九日卒す年十八、法號を桃源院別峯芳林と稱す。

俊常（初重紹・重基・文三郎・右衞門・內膳正） 俊胤の第二子にして享保元年兄重能卒せしにより庶子を以て嗣となる、七月二十二日從五位下に叙し內膳正に任ぜらる、十七年閏五月十一日封を襲ぎ、八月十九日大番頭となり、十九年七月一日大坂城に卒す年三十八、重俊院に葬り法號を功全院忠林玄心と稱す。

俊令（初俊方・源之丞・兵部少輔・內膳正） 同族森川重良（勘兵衞）の第二子なり、享保十九年俊常の終に臨み養子となり、九月三日封を襲ぐ。十二月十八日從五位下兵部少輔となり、寬保三年四月二十八日大番頭を命ぜられ、延享二年閏十二月十五日大坂定番となり、寬延二年八月十五日奏者番に進む、寶曆四年五月十五日名を俊令と改め、十年正月二十二日內膳正と稱す、明和元年正月二十七日職を辭し、四月六日致仕して善應と號す、天明七年五月十六日卒す年七十一、重俊院に葬り法號を不二院無關善應と稱す。

俊孝（大之丞・半彌・紀伊守） 俊令の長子にして母は俊常の女なり、寶曆七年十二月十八日從五位下に叙し紀伊守に任ぜらる。明和元年四月六日封を襲ぎ、安永元年六月

十一日大番頭となり、天明八年三月二十二日奏者番に進む。六月二十八日卒す年四十六、重俊院に葬り法號を泰崇院貫元隆道と稱す。

俊知（初俊敏、源之丞、兵部少輔）　俊令の第二子にして母は森川俊顯の女なり、八年俊孝の養子となり、八月二十二日封を襲ぐ、寛政八年十二月十九日從五位下に叙し兵部少輔に任せらる、文化三年十一月八日大番頭となり、十三年十二月二十六日奏者番に轉ず、文政五年八月十五日西城若年寄に進み、天保八年四月二日若年寄に轉ず。九年八月六日病を以て職を辭す、未だ允されずして同月九日卒す年五十五、重俊院に葬り法號を德隣院謙忠宗恭と稱す。初め文政四年四月諏訪忠粛（因幡守）の第二子俊一（爲三郎）を養ひて子となす、五年十二月十五日俊一從五位下に叙し伊賀守に任せられしが十年七月五日父に先だちて卒す年二十六、法號を天亮院眞元道如と稱す。

俊民（萬龜之助、彈正忠、紀伊守、出羽守）　松平忠馮（主殿助）の第五子にして文政十一年十一月晦日俊知の養子となり、十二年十二月十六日從五位下に叙し彈正忠に任じ、後紀伊守となり又出羽守に改めらる、天保九年九月晦日封を襲ぎ、弘化三年七月十七日大番頭、嘉永元年十月十八日奏者番となり、五年七月八日若年寄に進む。安政二年九月二十二日病を以て職を辭し、十一月五日卒す年五十二、重俊院に葬り雄月院德山含章と稱す。長子俊用（源之丞）嘉永三年十二月十六日從五位下に叙し、兵部少輔に任せられしが、安政二年七月二十五日父に先だちて卒す年二十五、法號を雄眞院源忠德卿と稱す。

俊位（萬龜之助、出羽守）　俊民の第二子なり、安政二年十二月二十六日封を襲ぎ、三年十二月二十八日從五位下に叙し出羽守に任せらる、五年七月二十六日卒す年十八、法號を謙恭院儀山公賢と稱す。

俊德（禎三郎、出羽守）　石川總知（日向守）の第二子なり、安政五年九月十四日俊位の養子となり封を襲ぐ、十一月二十三日從五位下に叙し出羽守に任せらる、文久二年十月二十四日卒す年十九、法號を玉應院眞室靜繁と稱す。

俊方（傳吉郎、內膳正）　酒井忠方（石見守）の第二子にして、文久二年十月二十三日俊德の養子となり、十二月十六日封を襲ぎ、二十八日從五位下內膳正となり、明治二年六月廿四日封土を奉還し、更に生實藩知事に任せらる、四年七月十五日廢藩となる。

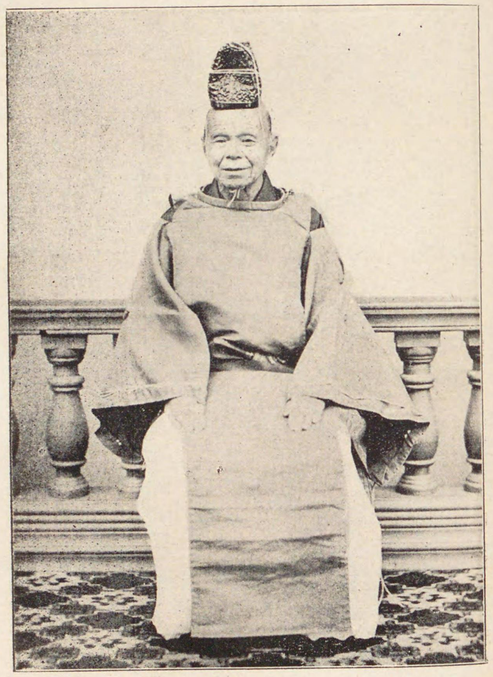

立野眞道

曾我野（千葉郡）　**戸田氏**

戸田忠至　宇都宮城主戸田氏の族なり、歴朝の山陵を修理せし功を以て諸侯に列せられ、一萬石を領して曾我野に居る、明治三年三月十九日曾我野藩知事に任ぜられ、四年七月廢藩となる。

網戸（海上郡）　**木曾氏**

木曾義就（千二郎・伊豫守、一に義利に作り又義綱に作る）　義昌（左馬頭）の子なり、天正十八年八月德川氏に屬し網戸に封ぜられ一萬石を領せしが、後德川氏のために食邑を收めらる。

第三章　各種の人物

第一節　安房郡

安房郡

丸子連大歳（マロコノムラジオホトシ）　舊朝夷郡の上丁にして天平年中の人なり、和歌を以て名を知らる、其の歌載せて萬葉集にあり、

伊倍加是波比爾比爾布氣等、和伎母古賀、伊倍其登母遲底、久留比等母奈之。

丈部與呂麻呂（ハセツカベノヨロマロ）　舊長狹郡の上丁にして丸子連大歳と同時代の人なり、亦和歌を以て其の名を知らる、萬葉集に

多知許毛乃、多知乃佐和伎爾、阿比美豆之、伊母加已已呂波、和須禮世奴可母。

伴直家主　舊安房郡國分村（今館野村の大字）の人にして父母に孝なり、父母歿して後は口に滋味を絶ち、廟を建て像を設け四時供養すること生に事ふるが如し。承和三年勅して三階に叙し、身を終るまで戸田租を免し、其の門閭に旌す。傳へ云ふ、

家主恩命に感泣し、毎歳八月八日を以て新穀を獻ず、朝廷これを嘉みして姓を八月八日と賜ひ之を保津美と訓す、今の館野村の八月八日善右衞門は其の裔なりと。

源親元　永長元年正月二十三日安房守となる、深く佛法を信じ俸祿の餘を以て精舍を建て、吏民を勸めて佛を念せしめしにより民佛乘に歸するもの多し。任滿ちて京に歸る、庶民路を遮り涕泣して之を留め、恰も父母に別るゝが如し。長治二年十一月七日卒す年六十八、傳へ云ふ、親元京に歸る時衣袖を解き民に遺りて紀念となす、後民皆像を畫き之を祠る、其の影像に左袖なしと。今柏崎（館山町）に國司神社あり、親元を祠り、陰曆正月十六日を以て祭日とす、親元是の日を以て京に歸りしといふ。

僧信誓　もと高階氏にして安房守兼博の子なり、密教を學び兼ねて法華を誦す。父に隨ひ任に赴きしとき天下時疫あり、信誓及び父母みな病みて將に死せんとす、偶〻異夢に感じ覺めて病癒ゆ。然るに父母を顧れば膚體已に冷かなり、信誓悲泣して經を誦し、其の回生を禱ること一日一夜にして父母共に蘇生せりと云ふ。

長狹常伴（六郎）　舊長狹郡の人なり、治承四年八月源賴朝石橋山に敗れて安房に航し、平北郡より上總に赴かんとし日暮れて民家に宿す、常伴志平氏にありしを以て之を襲はんとし、却りて三浦義澄に襲撃せられ、遂に敗死す。

左中太常澄（サチユウダツネスミ）　長狹常伴の從士なり、養和元年七月二十日鶴岡若宮寶殿上棟の時、賴朝を狙撃して故主の仇を復せんとせしが、未だ果さずして下河邊（シモカウベ）行平に捕へらる。髻中に書あり、安房國長狹六郎々黨左中太常澄と記せり、行平詰問せしに、答へて曰く、復讐の念已まずして此に至る、事若し成らずんば己か氏名の知られざるを恐る、故に書して之を有せりと、遂に固瀨川原に梟首せらる。

郡司太郎　蓋し舊朝夷郡の人なり、承久の役北條時房に從ひしが、遠江國に於て官軍佐々木賴綱の家臣筒井高重と糒刺して死す。

佐久間家盛（太郎）　舊平郡佐久間村（今佐久間村大字佐久間中・佐久間下及び勝山町大字下佐久間あり）の人なり、承久の役北條時氏に從ひ宇治川を亂る、諸軍從ひて進み遂に一騎の溺るゝものなし。

僧日蓮　日蓮宗の開祖なり、舊長狹郡小湊村（今湊村の大字）の人にして、其の先は藤原

氏より出づ、父を貫名重忠郎次といひ、母は清原氏なり。貞應元年二月十六日を以て生る、年十二にして清澄山の道善に事へて名を藥王麿といふ。年十八にして僧となり眞言を學び、又禪律密法を修む、初め是成坊と號し、後蓮長と云ひ、更に日蓮と改む。吉田兼益に就いて神道を學び後專ら法華經を修め、建長五年四月二十八日始めて法華一派の宗門を唱ふ、道善怒りて清澄山より放逐す。日蓮由りて鎌倉に赴く、文應元年七月立正安國論を著して北條時賴に上る、其の書に諸宗を謗るの文あり、時賴怒りて之を伊豆の伊東に流す、時に弘長元年五月十二日なり。三年十一月赦されて鎌倉に歸り、文永元年小湊に老母を省み、邑主東條景信に小松原にて傷けらる、後鎌倉に於て復諸宗を誹謗せしを以て土牢に幽せられ、文永八年九月十二日龍口にて將に斬に處せられんとせしが、時賴の子時宗これを宥め、死一等を減じて佐渡に流す。十年二月十四日赦に遭ひて還り、五月甲州に赴き身延山を開き、後武藏池上本門寺に移る、弘安五年十月十三日池上に寂し、遺骨を身延山に送る年六十一。

僧日向　もと小林氏といひ安房の人なり、一に下總埴生郡の人に作る初め僧となり台門に入りしが後日蓮に師事し其の六老僧の第四となる、民部公佐渡阿闍梨安立院と號し、建治二年上總國茂原藻原寺に住す。日蓮歿して後身延山を兼職し、正和三年九月三日寂す年六十三。

工藤吉隆　舊長狹郡天津の城主なり、文永元年十一月十一日僧日蓮の東條景信の爲に小松原に圍まるゝや吉隆兵を率ゐて赴き救はんとせしが、衆寡敵せずして殺さる。子あり日蓮の弟子となり日隆と號す。

太田康資　源六郎　新六郎　道灌の曾孫にして武力人に過ぐ、國府臺の役里見氏に從ひ鐵棒を揮ひて北條氏の驍將遠山政景丹波守を擊ち殺す、軍敗れて後安房に住し、天正九年十月十二日歿す年五十一。

御子神忠明　典膳　蓋し舊朝夷郡御子神村今丸村大字宮下に屬すの人にして里見氏に仕ふ。後諸國を歷遊し劍法を學び、文祿二年德川家康に仕ふ、慶長五年信州上田の役戰功ありしが軍令を犯したるを以て罰せられ、六年九月赦されて秀忠の師となる。外祖の姓小野氏を冒し次郎右衞門と稱して三百石を食み、寬永五年十一月七日歿す。

僧宗分　安房の人なり、もと黒川氏にして字を別傳といふ。賢壽和尚及び愚堂禪師に參し大に得る所あり、堅く戒律を守る。後淺草解脫寺に寓せしが、戒を受くるもの日に千餘人、正保中深川慧然寺を創す、寛文八年寂す年七十一。

僧性源　安房の人なり字は獨本、もと法木氏といふ。僧春道に從ひて薙髮し、後隱元に師事して器重せられ、江戸海福寺の開山となる。隱元歿するに臨み偈を留めて性源に囑し、其の正脈を付す、天和元年相州石藏山淨業禪寺を創立し、元祿二年八月十一日寂す年七十二。寂するに先だち其の平生の語稿を把り之を燒かしむ、弟子海音窃に錄して數卷を存す。

僧德峯　舊長狹郡北小町村（今主基村の大字）前田氏の子なり、宇治興聖寺の僧梅峯に從ひて僧となり、四方を經歷して學益、進む。元祿中金澤大乘寺の卍山・玄光の二僧に代り、曹洞宗嗣法革弊の事を訴へしが事成らずして罪を得たり、然れども人其の勇銳を目して卽現沙羅門と號す。後卍山・梅峯・田翁等相繼いで出訴し、遂に志を達することを得たりと云ふ。

僧頑器　舊長狹郡北小町村の人なり、年三十九にして僧となり、元祿十二年江戸淺草增林寺に寓す、後上總寺尾村峯山大空菴に還る、僧侶來り訪ふ者輻輳し、其の名益、彰る、享保六年十二月小松村橫山の舊菴に寂す年七十三。

菱川師宣　舊平郡本鄕村（今保田町の大字）の人なり、友竹と號し通稱を吉兵衞といふ、世々縫箔師を業とせしが、少壯にして江戸に移住す、天性畫に巧にして遂に一家をなし、江戸繪の元祖たり、正德年間七十歲にして歿す。

義奴久八　舊朝夷郡平館村（今曦町の大字）漁夫藤兵衞の傭奴なり、天明四年十一月八日暴風難船の時、其の主の子藤吉を助けて陸に送り、再び本船に返り同儕五人を救はんとせしが力竭きて共に死す。領主源定寅爲に碑を建て其の義を旌す。

新井世傑　舊安房郡館山町の人、字は宏明、文山と號し、通稱を文左衞門といふ、佐藤一齋・松崎慊堂等に從つて學ぶ、館山侯召して經を講せしむ、後侯に仕へ郡奉行となり目付を兼ぬ、嘉永四年七月二十四日歿す年七十三、遺稿若干卷あり。

鈴木敬義　老梅居あやをと號し、通稱を謙助といふ、安房館山侯に仕へて副郡宰となり良吏の稱あり。國學を好み武技を善くす、聞見該博にして又俳諧に巧みなるを以て、其の名最も高く遠近贊を執るもの多し。文久三年七月江戸の邸

に歿す年四十六、後俳流の大家後月之本爲山及び故舊門人等其の遺詠及び追悼の句を輯め「おしまつき」と題して梓行す。

僧玄光　安房勝山寺の住僧にして睡庵と號す、睡庵譫語二卷を著す。

永井世雄　舊平郡佐久間中村（今佐久間村の大字）の人なり、字は戔卿、又右衞門と稱し、太田錦城に學ぶ、加知山侯在邑の時屢〻召して經を講せしむ。天保中凶荒あり世雄私貯を散じて窮民を賑はす、侯之を喜びて賞を賜ふ、事幕府に聞え亦褒賞せらる。

加藤濟　舊平郡平久里村（今平群村の大字）の人なり、字は世美、霞石と號す、又衰丘・掬翁等の號あり、幼にして孝を以て聞ゆ。醫を學び文墨を愛し、詩及び行草書を善くす、佐藤一齋・若山勿堂等の門に學ぶ、後長島侯に聘せられて江戸に移る、維新の後鄉に歸り、明治三年歿す、年六十九、品石風雅二卷を著す。

吉田德　舊安房郡北條村（今北條町の大字）の人なり、字は子明、藏六と號し、通稱を吉藏と云ふ、任俠にして人の難を救ひ困窮するものあれば陰に必ず之を助け、而して己は知らざるもの〻如くす。文武を好み射を善くし、多く兵器を貯ふ、家奴數人皆文武に熟す、文久の末諸方勤王の士に交りしを以て、名を聞いて來り訪ふもの多し、ために嫌疑に觸れ幽屏せらるゝこと數次、是より閑居してまた世事を問はず、明治二年七月八日歿す年四十二。

鳥山新三郎　名は正清字は義所、確齋は其の號なり、舊朝夷郡大川（今浦村の大字）の人なり。幼にして敏慧、好みて書を讀む、長じて越後流の兵法を莊內の藩士加藤環龜に學ぶ、嘉永四年年三十三、帷を江戸に下して兵學を授け、旁ら竊に蘭學を習ひ洋法を修す、是を以て學殖益〻淵博、當時俊秀の士皆推服す。夙に梅田源次郎・宮部鼎藏・桂小五郎等と交り、最も吉田寅次郎の服する所たり、寅次郎の亡命して東北に遊ぶや、江戸に歸りて長藩の第に入ることを得ず、因りて新三郎の家に寓す、爾來江戸に出づる毎に必ず新三郎に賴る。六年米艦俄に到り海內騷然として志士概ね江戸に出づ、新三郎の名を聞きて來り談ずる者日夜絕えず、是の時或問に答へて和戰論大旨を作る。安政元年正月米艦また來り時論益〻鼎沸す、寅次郎竊に米艦に駕して海外に遊ばんとし是の時亦新三郎の家に留まる、既にして告ぐるに宿志を以てす、新三郎其の動かす可からざるを見、泣いて其の行を壯とし、遂に送つて品川に至る。幾くもなく寅次郎事成らずして獄に下さる、新三郎乃ち藩

士と共に百計便を求めて贈遺し以て獄中の苦痛を免れしむ、爾來屢、奉行所に召喚せられて鞫訊を受く、因りて從容辯析し寅次郎の爲す所實に愛國の至情に出でたることを陳ぶ、尋いで寅次郎の罪案定まるや、新三郎も亦溝口氏の第に幽せらる、然れども數旬にして事漸く釋くることを得たり。既にして尊王攘夷の時論勃然として海內を動かし、事將に測られざらんとす、新三郎慷慨愈、自奮し、益、海防兵備の術を講述す。然れども是の時病漸く肺腑に入り、尋いで妣を失ひ、哀傷衰毀彌、甚だし、諸友みな攝養を勸むれども聽かず、依然として諸士を會し、言益、憤悱す、三年七月二十九日終に歿す年三十八。大正元年二月從五位を贈らる。

山口志道　明和二年舊長狹郡吉尾村に生れ、荷田訓之に從つて學び傍ら儒佛を究む、其の志古道を明かにして皇猷を贊するに在り、家に大古堉を藏せしを以て此に藉りて遂に言靈の妙を悟り水穗傳七卷を著す。天保中京師に遊びし時搢紳多く贊を執る、仁孝天皇召して古事記を進講せしめ給へり、光格天皇階前の梅花一枝を賜ひしかば志道感泣して長歌を詠じて上りしに、また「於道應千歲人」の六字を宸翰してこれを賜ふ。布衣にして帝者の師となり皇室中興の業に力を致したること鮮からずと云ふ。志道壯にして鄉を出でたるを以て餘齡世に傳はるもの罕なり、故居の址今永井某に屬す、鄉人相謀り碑を建てゝ以て其の德を表す。

野呂俊　字は俊臣、父省吾は龜田鵬齋の次子にして野呂氏を嗣ぐ、父子共に學を鵬齋に受く。年十六のとき父門人と共に外に趣き、俊母と共に家を留守す、三賊あり白刃を携へて室に入り、將に母に及せんとす、俊蹴りて一賊を踣し、刀を振つて之を斫る、二賊遁れ去る、官銀を賜ひて之を褒す。大津侯聘して講官となす又經を加知山侯の邸に講す、侯月俸を給し資師を以て之を遇し、藩士をして皆從つて業を受けしむ。維新の後に至り加知山に移り、後私塾を下佐久間村（勝山町の大字）に開く。

僧愚洞　舊安房郡眞倉村（今館山町の大字）の人にして俗姓を薦野氏といひ曹山と號す、博く經論に通じ兼ねて詩文を能くす。初め長狹郡神宮寺に住す、寺に不開の間と稱する室あり、內に入れば怪事あり死に至ると傳へ來りて開くことなし、愚洞其の室に入り晨夕坐禪觀法す、後絕えて怪異なし。愚洞嘗て手から地藏の像を

刻して慈恩院に安置す、靈驗ありと稱し來り賽するもの多し、館山侯常に衣食を遺る、明治十一年三月十三日寂す年八十五。

鱸元邦　舊平郡谷向村（今國府村の大字）の人なり、字は彦之、松塘と號す、初め鈴木氏と稱せしが後鱸に改む、父の名は章、字は子玉又道順といひ、希泰と號す、鍼醫を業とし撥鬚鍼訣二卷を著す。元邦梁川星巖に從つて詩を學び、小野湖山・大沼枕山・森春濤等と名を齊くし、七曲吟社を東京淺草向柳原町に開く、後安房に歸り明治三十一年十二月二十四日那古町に歿す年七十六。詩集若干卷あり、子元辰字は孟陽、透軒と號し、通稱を辰之助といふ、父の學を受け年少にして詩を善くす、年二十二にして歿す、透軒遺稿二卷あり。

神田吉右衞門　舊安房郡布良村（今富崎村の大字）の人なり、常に公益を計り善行を力む、明治九年布良村に大火ありて全村殆と灰燼となり吉右衞門亦災に罹りしが、窮民の救濟に奔走し二句の間衣帶を脫せず、自ら米薪を捐て窮民を賑せり。十二年虎列拉病大に行はる、吉右衞門身を挺んで〻病毒豫防の任に當り功績最も著し。又嘗て方法を案出して村債を整理し、勘定委員を設けて躬其の任に當るとき十三年、私財を費すこと少からず、遂に全く其の債を了し猶且若干の金を贏し共有金となして貯蓄するに至れり。其の他法を設けて小學校の學資金を蓄積し、難破船救助の順序を定め、水產蕃殖の法を講ずる等公益のために盡瘁せしこと勘からず、明治十八年六月官之を賞し藍綬褒章を賜ふ。

第二節　上總

市原郡

刑部直千國（オサカベノアタヒチクニ）　市原郡の上丁なり、萬葉集に天平勝寶七歲上總防人部領使少目從七位下茨田連沙彌麿（マムタノムラジ）の進めし歌の中に、其の詠歌を載す、

阿之可伎能（アシガキノ）久麻刀爾多知（クマドニタチ）豆（テ）、和（ワ）藝毛古我（ギモコガ）、蘇（ソ）豆毛志（デモシ）保（ホ）保（ホ）爾（ニ）、奈伎志曾母（ナキシゾモ）波由（ハユ）。

大坪慶秀（オホツボヨシヒデ）　慶秀或は廣秀に作り或は有成に作る、孫三郎・左京亮・式部大輔・大輔或は少輔に作る、入道道禪　上總の人なり、馭馬の術を善くし又能く鞍鐙を作る、大坪流馬術の祖なり。嘗て常陸に到り鹿島大神に祈りて夢に鞍鐙の尺度法を得たり、之を夢想鞍と稱す、世人謂ふ、慶秀は鹿島大神の直弟子なりと、伊勢貞繼（伊勢守入道照禪）に寄り悉く其の法を傳へ、建德文中の頃京師に至り

足利義滿の師となり其の術を授く、其の徒精妙に至る者多し。應永十四年十月十七日歿す（一に五月十八日に作る）年八十四、後世馭術を談ずる者概ね慶秀を祖とし、其の法に遵つて作る所を特に作の鞍鐙と稱して工の最良となす、市原郡に大坪村（今市西村の大字）あり、或は慶秀の邑ならんか。

多賀高方（兵衛佐）　高好の次子なり、兄高明家を嗣ぎ、池和田城主として里見氏に仕ふ。高方勇を以て聞え、永祿七年國府臺の役高明と共に軍に從ふ、里見氏敗れ北條氏尾擊し來りて上總に入るや、高方高明と共に池和田城を固守し、防戰百餘日に亘りて屈せず。既にして衆寡敵せず城將に陷らんとす、高方出て奮戰し敵兵數十人を殺傷す、伊達越前守山中左衞門尉左右より挾み射る、高方矢に中り馬より墮ち、片岡平次兵衞其の首を取る、時に永祿七年五月九日なり、法號を蓮光院州巖耕雲大居士と云ふ。

多賀忠郡（隼人内膳）　高明の嫡子なり、永祿七年北條氏の池和田城を陷るゝや高明の一族離散す、忠郡猶幼し、家臣に扶けられ逃れて長柄郡船木鄉八段目に隱る。長ずるに及び父の讎を復するの志有り、陰に事變を待つ居ること二十七年、天正十八年豐臣氏の北條氏を征するや、淺野長政等來りて上總の諸城を攻む、忠郡乃ち長政に屬す。此の年七月小田原城陷り土氣城主酒井氏の兵下總濱野村本行寺に入りて西軍に抗せんことを謀る、忠郡これを知り敵の入らざるに先だちて之を燒毀せんとし、八月朔日大島小太郎と共に兵五十人を率ゐ火を本行寺に放ちて悉く伽藍を燒く、歸途馬より墮ち血を吐いて死す、法號を轉迷院日明と云ふ、小太郎亦自ら火に趨いて死す、法號を順正院日了と云ふ、忠郡の後裔今猶長柄村船木に存す。

義僕市兵衞　市原郡姉崎村（今姉崎町の大字）の人にして、里正次郎兵衞の傭奴たり。時に猪鹿田圃を害せしを以て、元祿八年近邑七村の民相謀り獵夫を傭ひて之を獵せしが、誤りて人を銃殺す、七村及ひ近邑の里正相議して金を死者の兄に贈りて事を了す。既にして事幕府に聞え之を糺治す、皆答ふるに實を以てせず、幕府獵夫惣兵衞を死に處し、七村の里正等を八丈・三宅二島に流し、其の餘罪せらるゝもの多く且悉く其の所有の田宅を官沒す、次郎兵衞亦八丈島に配せらる、實に元祿九年八月なり。十一年片又木村里正次郎右衞門の子長兵衞、父の宥赦を請はん

とし江戸に赴く、市兵衞乞ふて同伴し、亦書を捧げて其の主を宥されんことを請ふ、他の子弟親戚等も皆次いで之を請ひ百方哀求すること九年、而して市兵衞情最も切なり、九年の間歎訴間斷無し、夜半人定まりて後鎭守姉崎神社に詣うで身を以て主に代らんことを祈る。而して末女は次郎兵衞配流の後生れたるものにして母は難産の爲に死せり。次郎兵衞父あり年老い子女三人皆幼し、女六歳、男五歳、市兵衞亦妻及び女二人あり、市兵衞は其の女を婢に出だし、己は他人の田を耕して内老幼を養ひ外歎訴に當り、毎月一二回は必ず江戸に至り、毎に次郎兵衞の子萬五郎を負ひて往く、江戸小網町二丁目に姉ヶ崎屋四郎右衞門といふもの有り、一小商なり、其の志を義とし毎に市兵衞を寄食せしむ、故に能く其の費を支ふことを得たり。寶永二年正月市兵衞復江戸に往き、身を以て主の罪を贖はんことを請ひて止まず、官之を義とし特に命を傳へ、萬五郎年十五に至らば法當に追放に處せらるべきも特に之を赦し、次郎兵衞の沒收地内に就き五町一畝四歩を市兵衞に賜ひ、以て老幼を養ふの資となさしむ。市兵衞更めて其の地を萬五郎に賜はらんことを請ふ、辭太だ切なり、幕府特に之を聽し、更に次郎兵衞の沒收地の内七町二反七畝六歩を市兵衞に賜ひ、且金七十兩を貸與し、代官樋口又兵衞も亦二十五兩を貸し、地頭荻原近江守の妻も亦二百兩を與ふ。是に於て市兵衞の義名一時に著る、市兵衞猶主の宥赦を歎訴して止まず、三年五月終に聽納せられ、次郎兵衞以下配流のもの皆歸るを得たり。四年春更に他の罪を得たるものを宥されんことを歎訴し、八月悉く赦されて歸村す、此に於て當初沒收の地大抵故主に復し事始めて局を結ぶ、村民傳へて鐵砲一亂と稱す。林大學頭命を受け、市兵衞の事を記して世に傳ふ、本件に關し市兵衞最も功有り、次郎右衞門の子長兵衞の功亦之に亞く、市兵衞沒收の地を得たる時里人相謂つて曰く、官兩人に親孝行の長兵衞、主孝行の市兵衞と名を賜ふの儀有りしと、然るに長兵衞は不幸にして次郎右衞門の赦に遭ひし前年を以て死し、父子相見るに及ばず其の名も亦著れずして已む、里人これを哀む。市兵衞正德四年十一月四日歿す年五十二、妙經寺に葬り法號を寶林院全了日忠と云ふ、今に至るまで遠近來りて其の墓を弔する者絕えず。

豐田勘助　同郡奈良村（今市東村の大字）の人なり、此の地往時山野多くして田圃少かり

しが、寛政年間勘助創めて山野の雜木を伐採して木炭を製し以て生業を助けんと欲し、其の製法を工夫し、數次實驗の後遂に良法を得たり、これを土竈燒と名づく。里民之に倣ひ競ひて炭窯を築き後益、改良を加ふ、其の炭を奈良長尺と稱して、頗る好評を得るに至れり。

文藏　同郡本郷村（今高瀧村の大字）の人なり、寛政五年孝行を以て褒賞を受く。

小柳常吉　同郡上高根村（今戸田村の大字）の人なり、もと高石氏、幼名を桂治といふ、年十一にして、江戸に到り、力士阿武松綠之助の弟子となり、相撲の技を學び小綠と稱す。文政十二年三月十五日將軍德川家齊相撲を觀、衣服一襲・大小刀及び金若干を小綠に賞與す、天保九年三月小柳常吉と改め、技名當時に轟く、嘉永四年三月大關に昇り、安政元年年寄と爲り阿武松と稱す。五年三月二十三日江戸に歿す、年四十二、深川淨心寺に葬る、後遺骨を上高根村寶壽院に分葬す。

鶴岡安宅　同郡高瀧村大字久保の人なり、安井息軒の門に入り經義を講究す、明治五年六月歿す年三十八。

立野良道　同郡海上村大字引田の人にして寛政四年十月生る、幼より學を好み、初め漢學を大橋盤谷に學び、國學を清水濱臣に學ぶ、後平田篤胤・小山田與清等に就き益、國書を研究す。明治二年十一月神祇官史生に擧げられ、尋いで日本書紀等の校正を命ぜらる、三年十二月神祇官出仕に進み四年八月之を罷む、九年七月二十七日歿す年八十五。良道壯年より上總安房國志編修の志を起し畢生の力を盡す、輯錄せし志料八十餘卷、之を神祇官に獻せしが、皇城罹災の時烏有に歸す、殘編今存するもの上總志總論・上總志外傳・上總志引用書目・安房志引用書目・歷代通覽略配流年表・合戰年表等若干卷あり、引用する所必ず某年某版の某書第幾卷何丁の表裏と註す、其の精緻皆此の類なり。此の他六國史・和名抄等の校本、役儀家言等の著書少からず、孫良弼概ね之を宮內省に獻ず。良道又和歌を好み詠する所頗る多し、左に一二を錄す。

海邊月

うきめかるうきか中にも心ありてあまや波間の月を見るらん。

八十になりける年の始に

嬉しくもよの長人といはれけりやそちの春を今日はむかへて。

君津郡

玉作部國忍（タマツクリベノクニオシ）　舊望陀郡の上丁なり、天平寶龜の間和歌を以て名を知られ、萬葉集に其の詠歌を載す、

多比（タビ）己呂母（コロモ）夜豆伎（ヤツキ）可佐禰（カサネ）豆、伊努禮（イヌレ）等母、奈保波太（ナホハダ）佐牟志（サムシ）、伊母爾志（イモニシ）阿良禰婆（アラネバ）。

勝眞勝（スクロ）　武田氏の族なり、初め久留里城主として武田遠江守と稱し、後里見氏に仕へて勝將監と稱す、西原村（今小櫃村の大字）に居り、歿して同村に葬る、法號を眞勝寺長山英存大居士と云ふ。眞勝の名は州人嘖々之を稱すれども、其の事蹟詳ならず、民間傳ふる所の久留里記（其の書數卷あり、殘闕して今存するは僅に一卷のみ、世傳ふる所の久留里記と同名にして異本なり。）に云ふ、里見義豐義堯皆兵法を眞勝に受く、天文二年義豐、義堯の父實堯を安房稻村城に襲ひて之を殺す、義堯眞勝を召して仇を報せんことを謀る、眞勝急に襲はんことを勸む、義堯之に從ひ兵を發して清澄に到る、眞勝の子兵庫之助出雲次郎上總三郎先に兵を潛め清澄の關を破りて敵の守將を擒斬し、義堯を迎へて共に稻村城に趨く、義堯遂に義豐を破る。後義堯義豐の遺孤を奉じて之を立てんとするや、眞勝聽さ

ざりき」と、其の書輒く信ずべからざれども姑く其の要を錄して參考に資す。

池田三郎左衛門　舊望陀郡田川村（今富岡村の大字）の里正なり、慶長中幕府の代官田畝を檢せしとき、丈量苛酷にして稅額增加し村民之を苦む。三郎左衛門江戸に至りて之を訴へしも聽かれず、三郎左衛門屈せず、哀訴數十回に及ぶ、十六年九月幕府代官をして再び之を檢せしめ稅額を減ず、村民始めて安し。幕議三郎左衛門の强訴は上を蔑にするものとなし、十一月十五日之を下郡村（今富岡村の大字）部多山の原野に刑し、所有の田畑九町八反三畝を沒收す、時に年二十三なり。是よりさき幕議其の罪狀を覆審して死に當らざるに決し、急に刑を停めしめんとせしも及ばず、村民遺骸を其の處に葬り、松樹を植ゑて標とし、竊に法號を破劫院蓮黃道地居士と稱し、別に十三堂を建て其の肖像を刻して鬚頭顱に擬し香花を供す、爾後今に至るまで每年之を祭り、旱天に會すれば其の像を洗濯して雨を祈るといふ。

三郎左衛門一女あり、長じて里見氏の遺臣神納右衛門を納れて婿とし、幕府を憚りて進藤氏と改む。大須賀忠政本村を領するに及び沒收の地を還付す、明治十

九年十二月村民碑を此の地に建て、其の事を勒す。

清九郎　同郡谷迎村（今松丘村大字大戸見に屬す）の人なり、寶曆十三年孝行を以て褒賞を受く。

れん女　同郡久留里市場町傳十郎の寡婦なり、明和二年官其の孝行を褒賞す。

要助　同郡平山村（今松丘村の大字）の人なり、天明八年孝行を以て褒賞を受く。

長兵衛長吉　同郡木更津村（今木更津町の大字）の人にして兄弟なり、父長兵衛早く歿し、母老病を以て起座するを得ざること十六年、後又中風に罹りて口言ふこと能はず。兄弟心を協せて孝養怠りなく、或は互に病母を負ひて神祠佛宇に詣で、以て母の心を慰め、寒夜には共に母の左右に臥し、身を以て之を溫むる等承歡至らざるなし、寬政三年領主金を賜ひて其の孝を賞す。

甚八　同郡河原井村（今平岡村の大字）の人なり、寬政七年孝行を以て褒賞を受く。

池田きち　同郡中郷村大字上望陀の人なり、幼より衣飾を好まず、家業を勉め父母を悦ばしむるを以て樂とす。後作右衞門を迎へて婿となす、三年にして夫勞症に罹り病床に在ること十一年、きち心を盡して看護せしも遂に起たず、尋いで父吉藏病に罹り年餘にして歿す。翌年後夫豐吉も亦病み、其の明年母亦病み、二人枕を駢べて呻吟す、病者の絕えざること前後二十五年、其の困苦勝げて言ふべからず。きち其の間に在りて獨力家計を經營し、醫藥を辨じ看護至らざるなく、痛苦を撫摩し甘味を供給し、苦心焦慮聞くもの感歎せざるはなし、官其の行を嘉し、明治十七年五月綠綬褒章を賜ひて之を旌す。

物部龍　舊周准郡（萬葉集種泚に作る、蓋し周准なるべし）の上丁なり、萬葉集に其の詠歌を載す、

於保伎美乃美許等加志古美伊豆久禮婆和努等里都伎豆伊比之古奈波毛。

末珠名娘子　舊周准郡の人なり美を以て著る、萬葉集に末珠名娘子を詠するの歌竝に反歌を載す。歌詞に由れば遊女に似たり。

水長鳥安房爾繼有梓弓末乃珠名者胸別之廣吾妹腰細之須輕娘子之其姿之端正爾如花咲而立者玉桙乃道行人者己行道者不去而不召爾門至奴指並隣之君者預己妻離而不乞爾鑰左倍奉人乃皆如是迷有者容艶縁而曾妹者多波禮豆有家留。

金門爾之人乃來立者夜中母身者田菜不知出曾相來。

藤右衞門　同郡大堀村（今青堀村の大字）の組頭なり、天明八年官其の奇特の行を褒賞す。

齊藤昌磨　同郡小濱村（今波岡村の大字）の人、源助又雲根齋と稱す、國學に通じ和歌を善くす。尊王の心厚く屢、志士と贈答し幕府の嫌疑を受け、安政三年九月飯泉某高橋某と共に獄に繫がる、獄中に在り夢浮橋と題する一書を稿す、將に刑せられんとせしが、諸侯の救に賴りて免る、慶應二年三月江戸に歿す、本村字山神免に葬る。

丈部鳥（ハセベノトリ）　舊天羽郡の上丁なり、萬葉集に其の詠歌を載す、

美知乃倍乃宇萬良能宇禮爾波保麻米乃可良麻流伎美乎波可禮加由加牟。

夷隅郡

春部直黒生賣（ハルベノアタヒクロフメ）（或は生を主に作る）　夷隅郡の人、貞節を以て稱せらる、貞觀九年四月二十日位二階に叙せられ、戸内の役を免し門閭に旌表せらる、黒生賣の跡今詳ならず。墨名村（今勝浦町の大字）の里傳に云ふ、村もと黒生名と名つけしが、名賣は訓相通ずれば蓋し黒生賣の邑ならんを、後世訛りて墨名に作りしならんと。又上布施村の東方に長者屋敷と呼ぶ處有り、房總志料以て黒生賣の遺跡となす、信否詳ならず。

平常仲　常景（伊西新介と稱す、上總介廣常の叔父なり）の子にして長狹六郎常伴の外甥、伊北の莊司なり。治承四年源賴朝の安房に到るや常伴之を襲はんことを謀りて殺さる、賴朝千葉常胤の許に至り、遂に下總國府に入る、常仲往いて之に謁す。既にして伊北に歸り賴朝に叛くの志あり、十月三日千葉胤正等來り攻む、常仲自殺す。

僧日保　興津村（今清海村の大字）妙覺寺の開祖なり。寺傳に云ふ、日保は幼名長壽丸、父を佐久間重貞（十郎左衞門、一に重郎左衞門に作り、又兵庫頭に作る）と曰ふ、重貞其の父重吉（兵庫助）に繼いで興津領主と爲り、文永元年十月僧日蓮に歸依して妙覺寺を建て、長壽丸をして其の徒弟たらしむ。長壽丸時に七歲薙髮して日保と稱し、叔父竹壽丸も亦薙髮して日家と號す、二人妙覺寺に居り修道怠らず、共に協力して小湊誕生寺を建て日家之に住す。爾後二僧交互兩寺に住し、竝に日蓮の中老僧と爲る、日保後妙覺寺に寂せりと。

眞里谷朝信　武田信長の裔にして上總に居り、里見氏に姻有りて安房天津城を守る。天文三年里見義堯父の讐里見義豐を伐ちて之を殺す、朝信夷隅郡興津砦に據りて義堯に抗せしかば義堯の將正木時忠來り攻む、朝信防戰利あらず、轉じて大多喜城に據る、時忠又之を攻む。此の時に當り四面義堯の黨に非ざるは

無く、朝信獨り時忠と戰ふこと十年に及べり、十三年八月七日城を出て川原に戰ひしが、兵敗れて自殺せり。勝浦吉宇・興津等の諸城砦猶朝信に屬せしも皆時忠の陷るゝ所と爲れり。

於萬局　正木賴忠の女なり、賴忠里見氏に事へて夷隅郡勝浦城に居り於萬を生む、天正中勝浦を去るに及び於萬を北條氏の臣蔭山氏廣に與ふ。氏廣於萬をして德川氏に奉仕せしむ、寵を家康に得蔭山殿と號し、賴宣・賴房を生む、家康薨じて後養珠院と號し賴宣に寄る。承應二年八月二十二日江戸紀伊の邸に歿す年七十七、法號を養珠院妙紹月心大姉と稱す。深く日蓮宗を信じ、曾て本遠寺を甲斐巨摩郡大野村に建つ、歿して本遠寺に葬る。

宇佐美惠　長者町（今長者町の大字）の人なり、字は子廸灑水と號し、通稱を惠助又は金八と云ふ。年十七にして江戸に到り物徂徠に師事し、居ること三年にして徂徠歿す、然れども尚留りて塾友と相劘切すること六年、徂徠の門弟板倉美中を伴ひて家に歸り、以て切劘を資く、久くして學大に進み再び江戸に至りて塾を開き生徒に授く。後儒を以て松江城主松平侯に仕へ、其の政を與かり聞き勤勞多かりし

と云ふ、安永五年八月九日（一に六月六日に作る）江戸に歿す年六十七、（一に六十四に作る）四谷戒行寺に葬る。惠篤く徂徠を信じ其の遺著を校刻せしこと多し、又辨道考・辨名考・古文矩文變考・絕句解考證・同拾遺考證・輔儲編等の著述あり。

中村國香　長者町（一に長者町に作る）の人なり、字は子蘭、善右衞門と稱し享保四年生る、幼にして學を好み長じて宇佐美灑水に師事す、博く經史に通じ、鄉里の子弟を敎育す。房總志料・房總考古錄・茗荷賦・酒賦等の書を著せり、行文質實潤飾を加へずして俗に通じ易し、房總志料最も世に重んぜらる。明和六年三月歿す年五十一、法號を華山國香居士と稱す。

田丸健長　安永三年五月國吉町大字今關に生る、幼にして學を好み年十七にして既に經書・文選・左傳等に通じ、傍ら詩歌を善くす。二十二歳に及び江戸に出て富永健草に就きて醫道を修め、年四十五の時佛門に入り常に僧衣をつけて病家に出入す。早く父を喪ひ祖父に養はる、晚年房總各地を巡歷して房總志料續編を著す、其の他醫佛に關する著書あり、弘化三年九月歿す年七十二、夷隅郡澁谷圓藏寺に葬る。

孝女志保　上布施村（今布施村打越の大字）の農傳八の女なり、年二十九にして夫を喪ひ、艱難の中節を守り、母に事へて至孝なり。地頭神尾內記之を聞き其の臣をして顚末を記せしめ、文化四年十一月十六日米錢若干を與へて之を賞す。

東條弘　舊八幡原村の人なり、字は士毅、一堂と號す、通稱を文藏、幼字を和七郎と曰ふ、家世々豪農なり、父自得醫を善くし業を江戸に開く、治術遠近に聞え、著書亦頗る多し。弘父祖の業を修むるを肩とせず、儒を以て世に立たんと欲し諸方に遊學して名聲大に擧がる、尾藤二洲・佐藤一齋・朝川善庵・羽倉簡堂・龜田綾瀨等と往來親交す。人と爲り溫厚にして禮節甚だ謹む、弘前藩聘して督學とせしも意を得ず、致仕して帷を江戸に下す、從學するもの頗る多し。福山侯阿部正弘歲俸を贈り賓師の禮を以て之を遇す、盛岡・庄內・沼津・敦賀・長島等の諸侯も亦贊を執りて師事す。著述及び校訂する所の書凡そ三十餘部あり、安政四年七月十三日歿す年八十、長子方庵父に繼いで益家學を振張す、奧殿藩（三河）聘して督學とし中老に進む、明治十三年二月五日歿す。

嶺田篤　字は士德、楓江釣人と號す、牧野侯の臣矩俊の次子にして、林大學頭復齋の門に遊び、又梁川星巖に從つて詩法を受く。嘉永二年海外新話を著して印行せしが官准を經ざりしを以て罪を得獄に投せらる、同四年赦されて江戸を去り、房總に遊びて望陀郡請西村（今眞舟村の大字）に住す。元治元年田邊侯に聘せられ藩政に參與す、明治八年再び上總に來り上埴生郡及び長柄郡茂原町に居り、生徒を敎授す、後家塾を望陀郡貝淵村（今木更津町の大字）に開く。十四年夷隅郡上布施村に移り薰陶學舍に在りて子弟を敎授す、十六年十二月二十八日歿す年六十七、安房概志・房總古事志等の著書あり。

長生郡

若麻績部羊（ワカヲミベノヒツジ）　舊長柄郡の上丁なり、萬葉集に其の詠歌を載す、

都久之閇爾（ツクシベニ）敞牟加流布禰乃伊都（ムカルフネノイツ）之加毛（シカモ）、都加敞麻都里豆（ツカヘマツリテ）久爾爾閇牟可毛（クニニヘムカモ）。

金田賴次（小大夫）　上總介平常隆の第四子にして廣常の弟なり、金田鄕（長生郡八積村に大字金田村有り）を領す、治承四年八月源賴朝の兵を伊豆に擧るや、賴次七千餘騎を率ゐて相模に至り、三浦義澄と軍を合す。壽永二年十二月賴朝廣常を殺す、賴次因りて蟄

居し病んで歿す、明年頼朝廣常の罪無きを知りて連坐の者を赦し頼次の遺領を以て嫡子康常（小大夫）に與ふ。康常勝見城（長生郡土睦村大字寺崎）に居り、源實朝に仕ふ、子盛常兵部少輔に至り寶治元年上總秀胤の事に坐し、所領を退いて下總に移り千葉氏に倚れり。

小林重隆　三郎と稱す、其の從兄弟和比八郎と共に上總の人にして、佐々木盛綱三郎に仕ふ。壽永三年九月二十六日源平の軍の備前國藤戸に戰ひしとき盛綱海を渉りて先づ進み、重隆・八郎及び盛綱の從士黒田源太等從つて進む、八郎平氏の士讃岐の人加部源次と力闘して、其の殺す所と爲る。重隆繼いで源次と闘ひ水底に相撲つ、源次弓を以て之を探る、源次弓を執りて上かる、重隆も亦源太の腰を抱いて上かる、源太卽ち源次を殺し、重隆依りて死せざるを得たり。舊長柄郡に小林村（今豐田村の大字）有り、重隆は蓋し其の地の住人ならん、八郎の住地詳ならず、印旛郡に和良比村（今旭村の大字）有り、上總に近し、或は其の地の住人ならんか。又其の近傍に内黒田・畔田（アゼタ）（今千代田の大字）等の村あり。

陰山長門守　足利義政に事へ優、義政を諫めしが用ひられず、讒に遭ひて東國

に謫せられ、其の從士野口圍右衞門と共に上總に來り、舊長柄郡澁谷村（今豐田村の大字）に居り、延德二年歿す。

安左衞門　舊長柄郡和泉村（今太東村の大字）の人にして里正たり、寛政三年孝行を以て褒賞を受く。

埴生時常　次郎（東鑑下總次郎に作る）　上總常秀の次子にして秀胤の弟なり、常秀歿して後其の遺領埴生（舊上埴生郡）を分領す。既にして秀胤の奪ふ所となり、恨を含むこと年あり、寶治元年秀胤北條氏に叛き一宮大柳館に據る、六月七日武石胤氏・東素暹等來り攻めしかば、時常之を聞き來りて大柳館に入り秀胤を援く、秀胤自殺するに及び、時常も亦自盡す、時人其の悌にして且勇なるを賞す。

白井烏酔　舊上埴生郡地引村（今東村の大字）の人なり、幼名は喜六、通稱を喜右衞門と云ふ、其の祖信勝は廳南城主武田豐信の族臣にして本村を領せり、豐信滅びて後農となる。享保十年烏酔江戸に出て松露庵柳居の門に入りて、俳諧を學び烏酔と號す、師の跡を繼いで松露庵二世と爲る。家に歸り廬を正善寺の境内に結び露柱庵と名づく、又大磯の鳴立庵及び大阪天王寺の金龍庵を再興し、柳居の遺骨

を品川海晏寺に葬り、廬を其の傍に結び松原庵と名つく、其の他江戸の土龍庵、上野下豐岡村の四卉庵は皆其の創むる所なり。明和四年四月江戸に歿す年六十八、著す所繪本婚禮手引草三卷稻ふね若干卷あり。

善兵衛　同郡下永吉村の人なり、寛政七年孝行を以て褒賞を受く。

山武郡

物部手刀良（デトラ）　舊山邊郡の上丁なり、和銅寶龜間の人にして和歌を以て名を知らる、萬葉集に其の詠歌を載す、

和我波波能、蘇豆母知奈（ワガハハノソヅモチナ）豆氐（デヅテ）和我可良爾（ワガカラニ）奈伎之許己呂乎（ナキシココロヲ）、和須良延努可毛（ワスラエヌカモ）。

板倉大藏　土氣城主酒井玄治の次子にして板倉氏を嗣ぐ、生來不具にして脛無し、然れども資性騎を善くし人之に及ぶ者無し。軍に從ふこと數回、戰功少からず、年七十九にして始めて子を擧ぐ、これを長門守道治と稱し、子孫今尚舊山邊郡に存す。

竹内太郎左衛門　酒井氏の臣にして半弓を善くす、永祿八年里見氏の兵來り侵すや酒井康治逆へ戰つて之を却く、太郎左衛門敵の歸路に伏し射て十數人を斃す、敵兵以爲らく大に伏兵有りと、驚いて敗走す。康治之を賞せんと欲し老臣に問ふ、宮田伊豆守曰く、渠十餘人を僵すは我が兵後に在ればなり、然らざれば渠必ず敵の殺す所と爲りしならん、其の殺されざりしは僥倖のみ、其の獲し所の兵仗を與ふれば足れり、何爲れぞ之を賞せんと。板倉長門守曰く、功ありて賞せずば何を以て士卒を勵まさん、若し我が兵の力に賴りて功を立てたりと謂はゝ、凡そ功を立つる者誰か單身にして能くせんや、必ず賞せざるべからずと、康治伊豆の言を用ひ賞せずして止む。

平賀平六　舊山邊郡金谷の人にして（山邊村に大字金谷鄉なり、公平村大字松之鄉に字金谷有り、未だ其の孰れなるかを知らず。）酒井康治に仕ふ、豐臣秀吉の小田原城を圍むや書を土氣城に傳へ、西軍に屬して淺野長政の指示を聽かしめんとす、時に康治小田原城に在り、留守の士其の書を康治に致して去就の命を得んと欲せしも、內外隔絕して到るを得ず、平六奮つて其の任に當り、海に游ぐこと七日、遂に其の書を康治に達す、人其の健捷を稱す。

富田彦兵衛　世々酒井氏に仕ふ、天正十八年酒井康治北條氏に與みして、悉く

城邑を奮はれ後小田原に死す、彦兵衞深く之を悲み百方酒井氏を再興せんことを謀る。代官三浦監物之を憐みて德川家康に告ぐ、家康乃ち康治の子重治を召し、采邑を與へて旗下に列す、彦兵衞重治の公務を失墜せんことを恐れ終身之に傅たり、寛永六年七月八日歿す、重治其の勞を懷ひ、之を我が墜地土氣善勝寺に葬り、法號を常榮院日善と云ふ。

市東刑部左衞門　東金城主酒井氏の臣なり、酒井氏亡びて後東金に土着して里正となる。慶長十九年德川氏檢田の擧あり、稅吏の所置頗る苛酷にして人民之に困み、哀訴すれども聽かれず、檢地倍嚴なり、刑部憤慨し遂に稅吏を殺して自殺す、衆之を義として爲に冢を營む。

僧日乘　市東刑部左衞門の子なり、八歲にして僧となり本漸寺の僧日信に從つて業を受く、日信歿するに及び繼いで本漸寺に住す。寛永十六年本山妙滿寺住職輪番となり權律師に任ず、正保二年本漸寺に寂す、其の宗徒稱して中興の祖師となす、正觀述聞五卷・法華玄籤考拾記十卷其の他著書多し。

大多和四郎右衞門　舊山邊郡東金の人にして里正なり、寛永十九年天下大に饑饉し、二十年八月里民大に飢に瀕む、四郎右衞門屢、領主堀田氏に訴へ、廩米を請うて救濟せんとしたれども允されず。四郎右衞門意を決し其の月十五日自ら領主の廩を發きて里民に給與し、而して其の子籠千代と共に田間村字石切場に於て屠腹して其の專斷の罪を謝す、年四十八、法號を道養と稱す。

丈部山代　舊武射郡の上丁にして養老中和歌を以て知られ、萬葉集に其の詠歌を載す、

余曾爾能美、美豆夜和多良毛、奈爾波我多、久毛爲爾美由流、志麻奈良奈久爾。

僧日親　舊武射郡埴谷村（今睦岡村の大字）の領主埴谷大掾左近將監の次子なり、幼名を寅菊丸といふ、僧と爲り其の叔父妙宣寺の僧日英を師として日蓮の法義を修む。足利義政の時宗法を弘めんと欲し、諸國を巡行して諸宗を誹謗し、屢宗論を起す。寛正三年十一月義政千葉介に命じて日親を京師に拘致せしめ、細川右馬頭に付して之を禁獄せしめ、且其の執る所を改めしめんと欲し熱鍋を頭上に蒙らしむるも日親固く執りて撓まず、其の徒大に尊敬して鍋冠日親聖人と稱し其の像を模して之を傳ふ、像今埴谷村妙宣寺に藏す。長享二年九月十三日京都本法寺に

寂す年八十二。

三谷信慈妻　信慈は舊武射郡坂田城主なり、弘治元年閏十月十八日信慈山田村金光寺觀音に詣で、歸途寶馬の六方塚に於て井田友胤に要擊せらる。其の妻變を聞き直に乳母（名浮舟）と共に走りて六方塚に至る、死屍狼藉たれども夫の屍を見す、金光寺を望見すれば火焔天を焦せり。妻以爲らく夫此處に殺されたるに非ずんば必ず金光寺に戰死せしならんと、乃ち乳母と相刺して死す、人其の貞烈を感じ祠を六方塚に建てゝ之を祀り、姫宮明神と稱す。

奴賀家忠　其の先は攝津の人なり、後山室氏の老臣となりて舊武射郡淺倉砦（今千代田村大字朝倉）に居る、家忠は源太左衞門と稱して、山室常隆氏勝光勝の三世に歷事せり。弘治元年牛尾胤仲父子を小原子村妙光寺に攻め殺し、三年齋藤清長を殺す。天正十八年德川氏の將保科正光飯櫃城を攻めしかば城殆と支ふる能はず、光勝自盡せんと欲し酒宴を張る、家忠時に年八十二、城に在りて督戰せしが、酒宴の聲を聞きて馳せ到りて諫めて曰く、臣三世の高恩を蒙り餘命長からず、願くは君の氏名を賜はり城に殉せん、君密に出て恢復を謀れと。光勝乃ち甲冑を與ふ、家忠

子忠重をして光勝を護して城を出でしめ、本城の高櫓に登り自ら光勝と稱し割腹して死す、時に十二月二十八日なり、後人墓を德藏寺に建てゝ之を弔ふ。

奴賀忠重　家忠の子にして駿河守と稱す、飯櫃城陷らんとせし時父の命に從ひ夜に乘じて其の主山室光勝を護して逃れ出づ。適、內外火起り明かなること白日の如し、敵兵二十餘人來り迫る、光勝返り戰はんとせしが忠重之を諫止し、步道に由りて逃避せしめ、自ら光勝の馬に騎りて六人を殺し七人を傷け決戰して死す、年三十四。

彌三郎　舊武射郡和田村（今成東町の大字）の人なり、寬政三年孝行を以て褒章を受く。

松崎退藏　同郡松尾の人なり、慊堂と號す、明和五年九月二十七日肥後國益城郡木倉村に生る、幼にして聰穎、數歲にして能く四書五經を讀む、十歲の時父の意を以て薙髮して僧となる、年十五にして儒に歸せんと欲し、江戶に出奔して淺草稱念寺に入る、住僧玄門其の敏慧を愛し屬院の住持たらしめんとせしも退藏肯せず、玄門乃ち昌平黌に擧ばしむ、居ること數年にして學大に進む。享和二年遠州掛川侯太田備中守の招聘を受けて藩の敎授となり、俸二十口を食む、藩侯大に

退藏を信任し、大小の政務諮問せざるはなし。文化八年朝鮮の使對馬に來聘せしとき、林氏接伴役となる、林氏乃ち退藏の才學を知りて之を伴ひ往く、從來接鮮の儀體を得ざること多かりしが、是に至りて悉く改められたり、これ皆退藏の意見による、退藏學殖の淹博なる鮮客敬服して敢て違はざりき。文化十一年十二月致仕して武藏國澁谷（字澤）に家し石經山房と稱す、天保十三年三月幕府より召見の命あり、四月一日始めて將軍に見ゆ、卽日用人格とし俸二十口を賜ふ、佐倉侯も亦月廩若干を致せり。弘化元年四月二十一日歿す年七十四、目黑長泉院に葬る、世に五經先生と稱す。著す所接鮮紀事一卷・接鮮痘語二卷・游豆小志一卷・換骨志喜一卷・游東隊錄二卷・日錄二十四卷・文詩若干卷あり、校栞するところ影宋爾雅・陶子集・三謝詩等あり、又審定十二經及び五經文字樣等は刻成りてこれを幕府に獻す。其の門人安井息軒・鹽谷宕陰・渡邊崋山・渡邊崋山等皆一世の大儒たり。明治元年太田侯遠州掛川より封を上總に移ざるゝに及びて、退藏の子孫隨つて松尾に移れり。

海保元備　同郡北清水村（今上野村の大字）の人なり、字は鄕老又春農、別名を紀之と曰ふ、漁村又傳經廬と號し、通稱を章之助といふ、幼字を純鄕といふ、父は修之、恭齋と號す、元備父に從つて學を受け、年二十四にして江戶に至り、柳河劉と共に太田錦城の門に遊び業大に進み、屢諸侯のために招聘せらる。後幕府醫學校直舍の儒學と爲り敎授の任にあたる、慶應二年九月十八日歿す年六十九、本所普賢寺域內に葬る。著す所經籍訪古志三卷・漁村文話二卷・邊政備覽一卷・周易古占法若干卷あり。

稻葉正信　本姓は越智氏にして稻葉を苗字とす、諱は正信、幼名を又三郎と云ひ默齋は其の號なり。父迂齋儒學を以て古河侯土井氏に仕ふ、享保十七年十一月江戶山伏町に生る、幼にして家庭敎育を受け、長じて野田剛齋に師事す。道學を以て自ら任じ研鑽怠らず、時に幕府の執政田沼意次專橫を極め風俗大に亂る、默齋大義を論じて同志を勵ましも、その志を達するに由なかりき、こゝに於て迹を晦まして市中の隱となる。天明元年江戶を去り、舊武射郡淸名幸谷に來り、里正鵜澤氏の宅に寓す、鵜澤氏父子兄弟みなこれに師事す、故に此の地を卜して隱遯の地とす。後五年居を三木之莊に移し名けて孤松庵と云ふ、終に此の地に

歿す。居ること幾ど二十年、英才を訓育し、教を後昆に垂る、清谷全話百五十卷は門人の錄する所にして、みな道要を開示するものなり、孤松庵全稿四十卷は默齋の手記にして道學の大小精粗備らざるところなし。童蒙訓・婦訓之心得・農家今川狀・五句引・姬島講義・一六談柄・癸丑講義・損益錄・代魂錄等皆卑近の說にして童蒙婦女を薰化陶冶せしこと頗る多く、詞章記誦の陋習を去りて實踐躬行を旨とせしは默齋の終始變らざる所なりき。諸侯の禮聘みな應せず、孤松庵全稿の六八錄はその絕筆にして寬政十一年十月二十四日の講義なり。曰く仲尼の門、五尺の童も五伯と稱するを羞づ、これ聖門の旨訣なりと、又曰く古は管仲を誣るものなし、管仲を誣るは孟子より始まると。この日默齋詩を講し畢りて弟子退散せし後俄に發熱して炎くが如く、腋下に塊を生じ疼痛殊に甚し、二十六日病益〻劇しく十一月朔日遂に歿す、享年六十有八、五日成東元倡寺に葬る。

郡別未詳

日下部使主三中　上總國造の丁なり、萬葉集に三中及び其の母の歌を載す、母の歌に曰く、

伊閉爾之豆、古非都々安良受波、奈我波氣流、多知爾奈里豆母、伊波非豆之加母。

三中の歌に曰く、

多良知禰乃、波波、乎和加例豆、麻許等和例、多非乃加里保爾夜須久禰牟加母。

刑部直三野　上總の助丁なり、萬葉集に其の詠歌を載す、

毛母、久麻能、美知波紀爾志乎、麻多佐良爾、夜蘇志麻須義豆和加例加由可牟。

若麻續部諸人　上總の帳丁なり、萬葉集に其の詠歌を載す、

爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之、阿例波伊波、牟加倍理久麻怛爾。

同集に又天平勝寶七歲上總國朝集使大掾大原眞人今城の京に向ふ時、郡司の妻女等之を餞する歌二首を載す、是に附記せる歌に曰く、

安之我良乃、夜敝也麻故要、多知之奈布、伎美我須我多乎、和須禮受波、與能可藝里爾夜、故非和多里奈無。

山田重春　上總の人なり東園と號す、南畝叢話、灌園暇筆各一卷を著す。

岡田欽　上總の人なり字は秀三、惶亭又南嶽と號し、通稱を彦助といふ、儒を以

て知らる。天保九年四月十日歿す年四十七著す所七經箚記八卷あり。

第三節　下總　千葉郡

大田部足人（オホタベノタリヒト）　千葉郡の人にして防人たり、萬葉集天平勝寶七歳二月十六日下總國防人部領使少目從七位下縣犬養宿禰淨人（キヨヒト）の進むる歌の中に其の歌を載す、以下載する所の下總防人の歌は、皆同時に進めしものなり。

知波乃如乃（チバノヌノコノ）、**古乃豆加之波乃**（コノヅカシハノ）、**保々麻例**（ホヽマレ）**等**、**阿夜爾加奈之美**（アヤニカナシミ）、**於枳豆他加枳奴**（オキデタガキヌ）。

略解に云ふ、他は和の誤ならんと。

僧日胤　千葉常胤の第七子にして律静房と稱し園城寺に居る、治承中源賴朝の密旨を承けて源氏を興復せんことを祈る、會、以仁王兵を起し平氏を討ちて園城寺に入りたまふ、尋いで日胤王に從つて奈良に赴かんとして光明山に至り王流矢に中りて薨じ給ひしかば、日胤追兵と戰ひ其の六人を斬りてこれに死す。後賴朝伊賀の山田郷を園城寺に附して日胤の冥福を祈らしむ。

僧聖聰　千葉氏胤の第三子なり、字は酉譽、正平二十一年生る、孩提の時より葷血を茹はず。常福寺に入りて僧聖岡に從ひ、年甫めて十五にして剪戒を受く、聖問圓頓戒を授け、自撰の二藏義略頌を附す。聖聰去つて四方を經歷し武藏江戸に於て一寺を創め淨業を勸弘す、今の增上寺是なり、學徒笈を負ひて談法を請ふもの多し、晩年德業益進む、永享十二年七月十八日寂す年七十五。著す所無量壽經要註紀二十四卷、論註記見聞十卷、大原見聞萬集、金明集、論藏集、徹髓鈔、當麻曼陀羅鈔等あり。

僧中納言房　千葉金剛授寺に住す、年少くして書を善くす、千葉胤直の子胤宣就いて學ぶ。享德四年八月胤直父子家臣原胤房の迫る所となりて土橋阿彌陀堂に自殺す、中納言房聞き住いて之を弔ひ、寺主東覺院に就きて胤宣自殺の狀を問ひ凄然として淚を飲み、歌を賦して堂柱に題す、

みるもうし夢になりゆく草の原現に殘る人の面影

と、竟に水に投じて死す。

僧日泰　姓は橘氏、圓頓房心了院と號す、京都白川に生る、幼にして聰明、僧となる

りて日蓮の宗法を修む、延德元年身延山第十六世を繼承す。文明元年濱野村（今生實濱野の大字）の廢寺の址に就いて本行寺を創建す、後四方に敎化して品川より海に航す、日泰之と船を同くせり、已にして暴風俄に起り、舟將に覆沒せんとせしかば、日泰舷に立ちて呪を誦す、幾もなくして風止み一船皆難を免るゝを得たり。定隆是より日泰を信じ、遂に本行寺に入りて戒を受け、若し一國一郡を領するを得ば治下を改宗して妙法に歸せしめんと誓ふ。後定隆山邊郡土氣城主と爲るに及び、長享元年日泰を迎へ、ために居館を改めて寺となし本壽寺と號し、遂に治下の諸寺をして悉く日蓮宗に改めしめ、南長柄郡の大半より北武射郡に及ぶまで縱橫七里の間悉く蓮經に歸せり、俗にこれを七里法華と稱す、日泰實に其の開祖なり。後權大僧都に陞りて一派の法義を立つ、是を妙滿寺派と云ふ、再び本行寺に住し永正三年正月十九日寂す年七十五、本行寺は今廢寺となり、其の墓石は千葉郡生實濱野村大字北生實の海邊に存す。

吉野重泰　千葉郡南生實村（今生實濱野の大字）の人にして八劔神社の祠官なり、著す所房總古說傳五卷房總名家傳十二卷本朝神社考記二卷あり。

宮城野馬五郎　同郡馬加村（今幕張町の大字）の人にして川島紋十郎の子なり、名は重美、幼にして膂力あり、年十八にして江戸に至り、力士荒馬源彌に就いて技を學び師家を襲ぎて荒馬大五郎と稱す。文化八年橫須賀侯祿百石を賜ふ、文政三年大關となり、同十一年橫綱を免許せられ名聲世に轟く、天保三年年寄となり宮城野馬五郎と改む、嘉永二年七月十六日歿す年五十七。

楠原長松　天保十二年十二月同郡寒川村（今千葉町の大字）に生る、家素より貧しく夙に父を失ふ。長松は天賦體軀矮小なりしが性孝順にして其の母全身不隨の病に罹り一家食を得るに道なし、長松能く家事を助け、飴菓子を路に賣りて母の藥餌を供し、能く五人の家族を扶養す、己は食せざることありとも母の嗜むものは必ず購ひてこれを羞め、凡そ二十五年間孝養一日の如し、明治三十年一月母遂に歿す、長松悲嘆號泣止まざりしと云ふ、明治四十二年夏逝く時に年六十九。是より先き明治十七年八月九日官綠綬褒章を賜ひて其の善行を表彰せられ、其の後大日本義立勸善會社寒川村に標木を立て之を旌す。

東葛飾郡

私部石島（サヰベノイソシマ）　舊葛飾郡（今本縣に屬する地か東京府其の他に屬する地か詳ならず）の人にして防人たり、其の詠歌萬葉集に載せらる、

由古作枳爾（ユコサキニ）、奈美奈等（ナミナト）恵良比（エラヒ）、志流倍（シルベ）久波（クハ）、古乎等（コヲラ）都麻乎良（ツマヲラ）、於枳豆等（オキテラ）母枳奴（モキヌ）。

僧日祐　千葉氏の族千田宗胤の孫なり、中山法華經寺に入りて僧となり、智行俱に進む。正和年中中山に主僧たりしとき、香取郡を巡遊す、時に郡内眞言宗多くして舍すべき處なく、樹下に露坐すること百日、說法甚だ力む、圓靜寺の主僧問答して之に服し先つ弟子の禮を執る、近村飯高、内山、飯塚等の寺主風を望みて之に歸し、或は寺を授け或は宗を改む、日宗是に於て大に弘まる。晩に肥前の光勝寺を創す、九州に日宗あるは是に昉まる、後中山に歸住す。

山本正成　伊豆國の人にして其の先は源義光より出づ、義光の孫義定近江國淺井郡山本郷を領して山本氏を稱す、十九世の孫正村足利政知に事へて伊豆國小浦に居り小浦氏と改む、其の孫を正高と云ふ、正成は其の第三子なり。正成後

本氏に復し、新五左衞門と稱す、十六歲にして德川家康に仕へ常に左右に侍す。慶長三年征韓の兵を召還するや、家康正成をして朝鮮に至りて命を諸將に傳へしめ、大坂の役には兼ねて壘柵を修築することを督せしむ。元和二年十二月二十六日江戸に歿す年六十三、其の采邑なる東葛飾郡小金東漸寺に葬る、房總治亂記に、天正十八年八月山本帶刀賴重佐倉内に封ぜられたる由見えたり、蓋し正成後に名を改めしならんか。

狩野新右衞門　伊豆國加茂郡加納村の人にして其の先は小田原の北條氏に仕へたり、慶長中舊東葛飾郡欠眞間村（今南行德村の大字）に來り大に荒蕪の一地を開墾す。又村民田中内匠と謀りて灌漑に便せんがため溝渠を通せり、道野邊村（今鎌ケ谷村の大字）より起りて當代島村（今浦安町の大字）に至るまで、延長約三里に達す、稱して内匠堀又は淨天堀と云ふ、淨天は新右衞門の法號なり、民今猶其の利を受く。又村内正念寺を再興して江戸增上寺中興の住職觀智國師を請して開祖とす、後更めて源心寺と稱す、源心は亦新右衞門の法號にして死後此の寺に葬られたりと云ふ。

惣七　舊東葛飾郡關宿臺町（今關宿町の大字）の人なり、寶曆十一年忠實を以て褒賞を

受く。

藤兵衛　同郡藤心村（今土村の大字）の人なり、明和二年弟新藏と共に孝行を以て褒賞を受く。

彌右衛門　同郡船戸村（今田中村の大字）の人なり、天明六年力田を以て褒賞を受く。

芳野世育　同郡松ヶ崎村（今千代田村の大字）の人にして父の名は彝、字は叙卿、南山と號す、家世々里正たり、彝に至り醫を業とし、別に家をなせり、好んで書を讀み詩文を善くす。世育は其の次子なり、字は叔果、金陵と號し、晩に匏宇と改め、通稱愿三郎、後立藏と更む。幼にして聰敏父に從ひて學ぶ、後江戸に出で龜田綾瀬の門に入りて帷を下して生徒を敎ふ、弘化四年本多侯（田中藩）に仕へて儒官となり、二世に歷事して弊政を釐革し、財務を整理し、文武を振興する等功勞頗る多し。米艦渡來するに及び己の見る處を書して密に閣老久世侯に上る、文久二年十二月幕府辟して昌平黌の敎授となす、明治の初め大學少博士に任じ、次いで中博士に進み、職に在ること四年にして罷む、時に歲七十一、城西大塚村に居をトして老を養ふ、十一年八月五日歿す年七十七。著す所譚故書餘二卷あり世に行はる、又經解數部詩文稿若干卷あり。

鈴木ゆき　同郡藤原新田（今法典村の大字）甚左衞門の三女なり、家田產に富めり。一夕偸兒壁を鑿ちて後室に入る、一賊刀を抽いて父に迫り、一賊財を擔ふ、ゆき以爲らく父必ず賊手に墜ちむと、乃ち男裝をなし一喝して白刃を犯す、偸兒惶駭して鼠竄し、一家恙なきを得たり、其の氣節膽略聞くもの感せざるはなし、時に甫めて十歲なり。後村民安川某に嫁し元治元年九月十四日歿す年二十六。

大友部子羊（コヒツジ）　舊相馬郡（今本縣に屬する地か茨城縣に屬する地か詳ならず）の人にして防人たり、其の詠歌萬葉集に載す、

於保伎美能（オホキミノ）美己等加之古美（ミコトカシコミ）、由美乃美仁（ユミノミニ）、佐尼加和多良牟（サネカワタラム）、奈賀氣己乃用乎（ナガケコノヨヲ）。

勘左衛門　舊南相馬郡泉村（今手賀村の大字）の人なり、寬政八年孝行を以て褒賞を受く。

印旛郡

丈部直大歲（ハセツカベノアタヒオホトシ）　舊印旛郡の人にして防人たり、和歌を善くせしを以て名を知ら

る、其の詠歌萬葉集に載す、

志保不尼乃弊古祖志良奈美、爾波志久母於不世他麻保加、於母波弊奈久爾。

文部直牛養　舊印旛郡の大領たり、天應元年正月軍糧を進めしを以て外從五位下を授けらる。

忠婢阿辰　臼井城主臼井祐胤の幼子竹若の保姆なり、正和三年八月七日祐胤卒せしとき、竹若甫めて三歳、祐胤其の弟志津胤氏に遺命して之を輔けしむ。胤氏竹若を殺して宗家を簒はんことを謀る、阿辰之を曉りて岩戸胤安に告ぐ、胤安竹若を奉じて阿辰を殺さんとす、阿辰印旛沼の蘆叢中に匿る、追兵來り索め其の咳聲を聞きて遂に捕へ殺す、里人之を義とし小祠を建てて之を祀り、阿辰樣と稱す。

岩戸胤安　千葉氏の庶族なり、舊印旛郡岩戸（今宗像村の大字）を領す、因りて氏とす、正和三年八月七日其の主祐胤卒して子竹若猶幼なり、祐胤の弟志津胤氏竹若を害せんことを謀る、胤安山伏の裝をなし竹若を笈中に匿し鎌倉に至りて之を建長寺に托す、胤氏怒りて岩戸を攻む、胤安苦戰し城を燒いて自殺す、胤氏遂に臼井を併有す。竹若年長じて興胤と改名し、胤氏を誅して舊地を復し、深く胤安の忠死を哀み寺を建てて其の冥福を修む、今の西福寺是なり。

木内宗吾　舊印旛郡公津村臺方の人なり、世に佐倉惣五郎と稱す、慶長十七年生る。佐倉侯堀田正盛の時人民苛稅に困む、宗吾里正の職に在り、百有餘村の里正と共に再三哀訴したれども容れられず。乘宗吾及び五人の里正を推して總代とし、江戸に到りて藩主堀田正盛に訴へしむ、是に於て正盛下民の實狀を知るを得て、宗吾等請願の大部を許可したり。然れども宗吾は直訴の禁を犯したるを以て父子五名嚴刑に處せらる、時に正保二年六月なり、年四十二。法號を德滿院涼風道閑居士と云ふ、後堀田氏其の墓を修繕し、又祠を將門山に建て口宮明神と稱し、春秋二季に之を祀らしめたりと云ふ。

平賀保秀　同郡佐倉の人にして舟翁と號し勘十郎と稱す、天文地理の學に精し。水戸侯德川賴房聞いて之を聘す、光圀の時に至り擢んでられて書物奉行となり、水戸市中の水道を計劃し功成りて、祿五百石を加賜せらる、後郡宰となりしかば郡民稱して古今の良宰第一とす。

夏見族之助　同郡佐倉の人なり、幼より刀術を好み、長ずるに及び柳生新陰流を學び、遂に其の妙を究めたり、場を開いて敎授せしかば、來遊の士極めて多かりき。常に門人に諭すに無滯體心の四字を以てす、故に稱して無滯體心流と云ふ、自ら一派をなし名聲頗る著る。

磯邊昌言　佐倉藩主稻葉氏に仕へて行軍使となる、最も國史に通ず。正德五年十二月藩主正知の命を承けて千葉家傳一卷を作り總葉概錄と題す、又佐倉風土記一卷を著せり。稻葉氏封を山城淀に移さるゝに及び從ひて之に移る。

澁井孝德　字は子章、太室と號し通稱を平右衞門といふ、武藏埼玉郡の人なり、（一に佐倉又は江戶の人に作る）井上蘭臺に師事し、佐倉藩主堀田正亮に仕へて伴讀となる、時に年二十四。天明七年侯の大阪城代となるや、孝德之に從ひ擢んでられて老職となり政事に參す、天明八年六月十四日大阪に歿す年六十九。孝德好んで傳記を讀み、國史八十卷、建官考一卷、讀書會意四卷、世手本若干卷等を著せり、紀平洲以て林鵞峰、安積澹泊に讓らずと爲す、同時の知交秋山玉山、瀧鶴臺等皆其の志行の卓絕なるを稱す。弟伴七亦篤學にして孝德の風あり、世免天者草四十七卷を著す。

莊兵衞　舊印旛郡瀨戶村（今六合村の大字）の人なり、寬政二年孝行を以て褒賞を受く。

川上右中　下總小金の牧士にして、幕府の御林掛を勤む。嘗て以爲らく此の地櫟樹多し、之を輪伐して炭を製せば一の物產たらんと、寬政五年相模より炭燒の業に熟練なる者を雇ひ來り、櫟炭を製せしむ、地方の人民此の法を傳へ、炭燒の業に就く者漸く多し。後佐倉藩其の業を奬勵し領內千葉郡登戶村に扳所を設け、營業取締の制を立て邑民所製の櫟炭を江戶に輸販せしむ、都下之を佐倉炭と稱し需用年々增加し、遂に此の地方の特有物產となれり。各地方の木炭も亦佐倉の製法に倣ひて、改良せしもの少からずと云ふ。

菱川窗　字は大觀、通稱は右門、秦嶺又岡山と號す、備前赤坂郡小森村の人なり、嘗て後藤芝山に學び、尾藤二洲と友として善し、記識該博、文を作るに法あり。天明中佐倉堀田侯の儒臣と爲る、侯時に大阪に鎭す、寬政三年侯に從ひて江戶に來り其の世子に伴讀す、享和三年七月九日江戶に歿す年五十六。正名緖言二卷、岡山史鈔、在京奇談、東來閑筆、秦嶺館漫筆各若干卷、秦嶺館文集四卷等の著あり。

向之益　字は儉卿、東湖と號す、世々堀田侯に仕へて老臣たり、文化十二年正月

家を繼ぎ藤左衞門と稱す。之益經世の才あり、曾て京師に入りて賴山陽の門に遊び、姬路の藩老河合漢年（隼人之助）と交りて財務の要を聞き、又林衡（大學頭）等に就きて講究す、殊に松前の老臣蠣崎某につき、經濟學を修めて大に得る所あり。是より さき佐倉藩財政困難にして歲計給せざりしかば、文政元年藩主正愛之益を擧げて執政と爲し、專ら財政を整理せしむ。之益改革意見として三分法を草して之を獻ず、藩主之を容る、四年春改革令を發して之を勵行す、不幸にして比年災害竝び至り、其の效を收むること能はず、之益百方苦慮遂に病を得、九年三月十日歿す年四十七、一藩之を惜む。

渡邊治　字は子修、寧軒と號し、通稱を彌一兵衞といふ、後主計と改む、世々佐倉藩士として祿五百石を食む、小寄合より先筒物頭に轉じ、側用人を兼ね、世子正篤の傅となりて江戸に遷る。既にして藩主正愛卒し世子立ちて後天保三年執政と爲り、翌年勝手主役を兼ぬ、正愛の時執政向之益の議を用ひて會計の法を改め、藩士の祿制を定め弊政を革めんとせしが、之益中途に死して事成らず。正篤始めて封に就き、從來專ら事を用ひたる家宰を退け、治及び一二忠良の士を擧げて

之に信任す。同年十一月令を發し新政を布き、專ら奢侈を抑け、儉素を尙び、藩士の衣服家室吉凶贈遺等の制を定め、大に文武の兩道を作興し藩學を更張し、私塾を城の內外に置き、士卒の子弟をして業に就かしむ、風俗一變百廢悉く擧がる、これ治啓沃の功最も多きに居る時に正篤年二十四。後城代次席に班し、尋いで城代に陞り、文武の總監と爲る、嘉永二年秩百石を加賜せられ、同年歿す年五十四。

香宗我部和親　舊印旛郡佐倉海隣寺町（今佐倉町の大字）の人なり、九之允と稱し雲淵と號す。文政三年佐倉侯の命を以て昌平黌に入り、居ること七年、學大に進む。文學を以て常總の間に歷遊し、舊下埴生郡佐野村（今豐住村の大字）に止まり、學舍を開きて學生を敎授し、名聲大に著れ、其の門に入りて名をなす者頗る多し。文久元年十一月歿す年五十六、今に至るまで人其の德を稱す。

平野重久　字は伯敬、初め郁太郎と稱し、後縫殿と改む、元は田中氏にして眞野志摩の後なり。志摩才略あり兵學に長ず、堀田正亮藩政を改革せしとき大に信任せられ、年寄役より家老格に進み、偏名を賜はりて亮重と稱し、寵遇甚だ厚し、後罪を得謹愼中に歿す。重久は其の玄孫にして經史に通じ詩文を善くす、執政渡

邊治藩主正篤に請ひて江戸に遊學せしむ。重久乃ち古賀・安積等の門に歷遊し昌平黌に入る、嘉永五年年寄役と爲り文武總監を兼ね、門閥人望・才學俱に一藩に超越し、敬重せらるゝこと渡邊治に亞ぐ。元治元年水戸の擾亂に兵を率ゐ幕府の軍に會して功あり、慶應三年藩命を以て上京し、天下の形勢を視察す。明治元年閏四月三日德川氏の脫籍者官軍と戰ひ敗れて上總に走る、官軍之を追つて佐倉に入り、以て佐倉藩の動靜を視る、時に藩主堀田正倫京師に在り、藩論沸騰して殆と事に及ばんとす、重久毅然として動かず、副總督柳原前光を城外成德館に館せしめ藩士の動搖を制し、斷乎として勤王の兵士を發す。二年大參事に任せられ四年藩廢せられて職を罷む、七年太政官歷史課に出仕し、後修史局に勤む、十年廢局に因りて罷む、十六年十二月歿す年七十、大正四年十一月正五位を贈らる。

佐藤泰然　名は信圭、家世々羽前庄內竹川村の豪族なり、其の先は佐藤繼信より出づ。泰然人と爲り高明にして率直なり、初め足立長雋に從ひて泰西の醫術を學ぶ、長雋常に授くるに譯書を以てせしかば、泰然更に原書に就きて其の奧義を究めんと欲す。會〻高野長英長崎より江戸に來りて業を開く、長英蘭學に通じ且醫を善くせしを以て、泰然悅びて之に師事せしも、遂に滿足すること能はず、天保五年意を決して長崎に至り、蘭人甲比丹尼曼（ニーマン）に就きて醫を學び、傍ら大石良逸に就いて質義す、居ること四年、業大に進む、乃ち江戸に歸りて、兩國藥研堀に開業す、名聲大に顯れ治を請ふもの多く、門人も亦集まるもの少からず、林洞海・岡南洋・三宅艮齋の如き皆其の門より出づ。天保十四年堀田正睦の聘に應じて艮齋を伴ひ佐倉に來り、始めて順天堂病院を建つ、これ本邦私立病院の始めにして實に官立病院に先んじたるものとす。遠近治を乞ふもの麕集して院中常に虛室なし、泰然平素力を外科に專らにして一機軸を出せり、開腹術を實地に施して、良結果を收めたるは我が國にては順天堂を以て嚆矢とす。又學舍を建て廣く學生を敎授す、來り學ぶもの百餘名、常に開國の意見を說く、所謂佐倉派蘭學は泰然の首唱したるものなり。泰然數子あり、皆瑰奇にして各一家を成すに足れり、然れども泰然恒に謂ひらく、苟も醫を以て業と爲さんと欲せば其の術精妙ならざるべからず、家聲を失墜せざらんと欲せば其の人を擇んで嗣となすに如かず、何ぞ必ずしも己の子を嗣となさんやと、遂に門人山口舜海を以て其の嗣となす。是

の時米國使を遣して修好を求めしかば、時論沸騰す、泰然書を藩主正睦に上りて、宇内の大勢に鑑み開港の利あるを痛論し、且兵制を釐革せんことを說く、正睦の開港を主張し敢て外交の難局に當り、夙に藩の兵制改革を爲せしは蓋し泰然の力多きに居ると云ふ。晩年米國宣教師ヘボン及び蘭醫マイエル等と交り、日新の知識を交換して常に樂となす。明治五年四月十日東京下谷池端の寓居に歿す年六十九、男爵松本順、伯爵林董は其の實子なり。大正四年十一月從四位を贈らる。

佐藤尚中　もと山口氏、字は泰卿、舜海又笠翁と號す、小見川藩の侍醫甫僊の長子なり。江戸に遊び安藤文澤に從つて醫を學ぶ、一日隣家に爭鬪して大に傷つく者あり文澤を請す、文澤時に家に在らず、尚中裁縫用の鍼を以て往いて創口を縫合すること二十餘刺、擧止自若毫も難色なし、時に年十六、文澤歸りてこれを聞き驚歎して曰く、國器なり久しく我が門に屈せしむべからずと、勸めて佐藤泰然に就いて學ばしむ。泰然佐倉藩に聘せらるゝに及び、尚中從つて佐倉に至る、治を乞ふ者あれば泰然概ね之を尚中に委ぬ、尚中症に隨つて治を施し皆奇効あり、泰然遂に養つて嗣と爲し、老を告ぐるに及びて家を讓る。藩主尚中を引きて侍醫とす、萬延元年幕府蘭醫百朋を長崎に招く、尚中藩命を以て往いて之に學ぶ、百朋其の才を歎稱し、盡く其の方を授く、歸るに際し百朋贐するに外科書數部を以てす、皆泰西名醫の著す所なり、尚中熟讀して大に得る所あり、こゝに於て弟子益〻進み、治を乞ふ者麕集す。藩主尚中の議を用ひて病院及び衞生館を建て、洋法を主とせる醫數人を招き尚中をして之を總管せしむ、而して格を側用人に班し、糧三十口を增給す、時人之を異數とす。既にして幕府其の名を聞き辟して醫員と爲さんとせしも固辭して往かず。明治元年徵されて大學大博士に任じ、大學東校の事を掌る、翌年正六位に叙せられ、大典醫を兼ぬ。また旨を奉じて生理書を進講す、四年從五位に進み、兼ねて海軍病院を管理す、尋いで大學大丞に遷り前官を兼ぬ。後致仕して病院を湯島に建て順天堂と云ふ、嗣子進と共に協力して醫業を擴張す、順天堂の名海内に著る、明治十五年七月二十三日卒す年五十六。

小永井岳　字は君山、小舟と號し、通稱を八郎といふ、もと平野氏にして世々佐倉藩士たり、幼にして小永井氏の嗣となる、少壯江戸に遊學し、業を野田笛浦、古賀

謹堂に受け、後羽倉簡堂の門に入る。安政六年幕府軍艦操練所の屬吏と爲り、萬延元年國信使に隨つて米國に航し、還りて調役に進み大坂調役に遷る。維新の後一橋侯の侍讀となり、尋いて尾張侯の聘に應じ國學の教頭となる。晩に東京淺草新堀に居り、濠西塾を開きて生徒を教授す、明治二十一年十二月十日歿す年六十。岳詩文に長じ、行草書を善くす、著す所漢史一班四卷・無絃琴・獨鶴清淚・濠西小築・代畫小說・天放集各一卷、清史略及び小舟廬詩文稿各若干卷あり。

倉次亨　佐倉藩士なり、明治四年同志と謀りて同協社を組織し、專ら力を農耕の事に盡くし、茶業を振興す。五年三月舊印旛郡上勝田村（今和田村の大字）字富山の原野を開墾して茶園となす、十八年四月十一日千葉縣及び一府五縣共進會に於て金三十圓を賞賜せられ、十九年七月十九日藍綬褒章を賜ひて其の功を表彰せらる。

久保侈堂　佐倉藩の儒者なり、通稱を吉人といふ、父竹外藩主正篤に擧げられて藩學の教授となる。侈堂は其の長子なり、大槻盤溪に就きて經學文章を修む、元治元年家を繼ぎて藩學の教授となり、明治四年廢藩と共に職を解かれ文部省に出仕す、二十年佐原に家塾を創め、二十六年十二月二十八日歿す年六十、其の著文章軌範訓點世に行はる。

西村茂樹　初の名は平太郎、後鼎と稱し、更に茂樹と改む、晩に泊翁と號す、世々堀田侯に仕ふ。茂樹儒學を安井息軒・大槻盤溪に、西洋兵學を佐久間象山に、蘭學・英學を手塚律藏に、佛學を原坦山に學ぶ。嘉永六年三月佐野支藩の重役と爲る、時に年二十六、安政二年藩主正睦幕府の老中に任ぜられ茂樹を擢んでて秘書の文書を管掌せしむ、五年藩主に從つて上京し明治の初め大參事に任ぜられ、後印旛縣權參事に任ぜらる。五年職を辭し家塾を東京に開きて學生に授く、六年八月森有禮の發起にて共に明六社を起す、是を本邦學會の嚆矢とす、同志の士は福澤諭吉・中村正直・加藤弘之・西周・津田眞道・箕作秋坪並に茂樹有禮なり。八年文部省四等出仕に補せられ、三等侍講を兼ね、累遷して文部大書記官に任ぜらる、九年三月東京修身學社を起して國民道德の振興を謀る、後の日本弘道會是なり。十二年三月東京學士會員に推選せられ、十七年宮內省三等出仕に補せられて文部省御用掛を兼ね、明年明宮殿下御教育御世話掛を命ぜられ、尋いで宮中顧問官と

なり、二十一年華族女學校長を兼ね、後兼官及び本官を免せらる、此の間累に位階勳等を進めらる。二十三年貴族院議員に勅選せられ、二十五年之を辭し、三十三年宮中顧問官を辭し、三十四年四月文學博士の學位を受く、三十五年八月病篤かりしとき、兩陛下並に皇太子殿下より物を賜ひ疾を問はせらる、同月十六日特に正三位勳一等に陞り、同日薨ず年七十五。

大伴部麻與佐　舊埴生郡の人にして防人たり、其の詠歌を萬葉集に載す、

阿米都之乃（アメツノカミヲ）、以都例乃可美乎（イツレノカミヲ）、以乃良波加（イノラバカ）、有都久之波（ウツクシハ）、爾麻多己等乃波牟（ニマタコトノハム）。

神崎孫右衞門　舊下埴生郡幡谷村（今久住村の大字）の人にして里正たり、本村は田安侯の封邑なりしが、從來墮胎の弊風あり、孫右衞門之を憂ひ育嬰の策を講じ、侯に稟して允さる。其の法凡そ貧民三子以上を擧ぐるものには毎兒金三分を賜ひ、五歳に至るに及んで止む、孫右衞門父老を招きて侯の命を傳へ之を奬勵す。是に於て飯岡村（今久住村の大字）大河平兵衞以下金を獻じて其の資を助け、公金を合せて若干兩、依りて其の金を貸し利子を以て育嬰の資とし永遠の計をなす、侯嘉賞し命じて十六村の鄉目付となし、苗字佩刀を許す、弘化元年二月歿す年八十九。

大河平兵衞　同郡飯岡村の人にして樂山と號せり、其の家世々農を業とし、資産豐かなり、平兵衞に至り勤儉業を力め、益、富裕なり。近邑墮胎の惡習多かりしにより、領主田安侯令を下してこれを嚴禁し、三子以上ある者には特に金を給して鞠育の資となさしむ、平兵衞若干金を捐て其の費に充て、別に金を獻じて公費に充つ、侯之を賞し白銀を賜ひ帶刀を許す。平素身を奉ずること儉薄、來りて財を乞ふものあれば欣然として之に應せり。嘗て大に金を貸付し、歳末に至りて其の息を以て近鄉の窮民を賑はす、爾後歳々之を行ふ、人稱して鄉金と云ふ、由りて困厄を免れたるもの多し。天保十三年十月九日歿す年七十、邑中慈母を喪ふが如し。其の子某醉月と號す、父の遺訓に循ひ、偏く郡内に鞠育金を給し、三子以上あるものには一子毎に金一分を增す、之を請ふもの陸續として門前市の如し、郡中古來の惡弊ために地を拂ひ、人々子を擧ぐるを悦ぶに至る、明治元年八月十一日歿す年六十五。

神山魚貫　同郡飯岡村の人にして、初め周助と稱せしが、後其の家の通稱三郎左衞門を襲ぐ、庭に巨松あるを以て松廼舍と號し、また無境庵と號す。幼より和

歌を嗜む、然れども僻郷師承すべきなく、獨學刻苦、古今の歌書窺はざるなし、遂に古今集以下八代集を悉く暗誦するに至る、小山田與清と親善にして、ために益を得たりと云ふ。若清水前後二篇を著し、前篇を領主田安侯及び松平春嶽侯に獻す、春嶽侯親ら和歌及び衣錦尚絅の四大字を書して之を賜ひ、田安侯も亦白銀一枚を賜ふ、歌名籍甚、門人太だ多し、伊能穎則・椿仲輔・鈴木雅之等最名を知らる。其の歌初め定家の風に擬し、後貫之に私淑し、豁然として心に會する所あり、詞藻富贍、詠ずる所の歌二萬餘首に及ぶ、精力人に絕し、老いて益、壯なり、年九十を踰えて詠歌輟まず、明治十五年五月歿す年九十六。著す所麻葉集・若清水前後篇及び後々集あり、子雅貫も亦和歌を善くす、孫勝彌眞影流の擊劍を善くし、其の技を以て小田原侯の指南役となる。

鈴木雅之　同郡南羽鳥村（今豐住村の大字）の人にして姓を穗積と云ふ、初め一平と稱す、神山魚貫に從つて和歌を學び、兼ねて皇漢の學を修む、高萩村に移り高橋某の家に寓し志を著作に專らにし、傍ら子弟を敎授す。明治の初め宮谷縣令柴山典其の名を聞きて之を召し、官仕を勸めたれども、固辭して受けず、草する所の民政要論五卷を呈して去る。二年九月集議院の徵す所となり、十月七日大學少助敎に任せられ、尋いで神祇官宣敎師に轉じ中講義となる、四年四月少博士たるの內旨を受け、未だ任せられずして二十一日俄に病んで歿す年三十五。著す所民政要論五卷・治安策三卷・春秋贊義若干卷・理學新論・大學辨・中庸辨・論語辨・百體百首・花實百首各一卷・孟子辨二卷・撞賢木五卷・客居偶錄若干卷・天津祝詞考五卷・天津祝詞略若干卷・靈魂說略若干卷・花のしべ若干卷・類代淸風集及び續編共四卷・詞の花筐十卷・歌學正言一卷・歌學新論二卷・類代八代選六卷・話語全圖一折・史論若干卷・古事記譯解若干卷・宮賣神考若干卷・日本書記名物正訓十二卷等あり。

香取郡

香取連五百島（ムラジイホシマ）　經津主命の裔にして外從七位上たり、神龜元年二月私穀を陸奥の鎭所に獻せしを以て、外從五位下に陞叙せらる。

千田親政　平忠盛の女婿なり、千田莊（もと匝瑳郡なりしも後香取郡に屬す）を領し判官代と稱す。源賴朝兵を擧げ敗れて安房に逃れしとき、千葉常胤賴朝に應じ襲うて下總の目

代を殺す、親政之を聞き常胤を襲はんとす、常胤之を覺り治承四年九月十四日孫成胤等と共に來り攻めて親政を擒にし、國府に至り賴朝に獻ず。

僧德見　香取郡の人、龍山と號す、俗姓平氏にして桓武天皇の後裔なり、夙に相模の壽福寺に投じて僧寂菴（昭公）に師事す。聰明强記にして、法理に精通し、傍ら外典に及ぶ、寂菴之を歎稱す。年二十二、航して元に赴き法を求む、天童に登り吳門を經、江西の諸名山を巡歷し、錫を匡廬東林に駐め、分寧に到るに及んで僧平山·濟川等相繼いで雲巖寺に住し、德見を留めて分座せしむ、法德頓に進み四衆皆仰挹す。州守其の名を聞き、擧げて兜率寺に住せしむ、居ること十年、大龍翔の集慶寺に寓し、復還りて兜率寺に住す、正平四年歸朝す、時に年六十六。足利直義請じて洛の東山に住せしめ、足利尊氏奏して南禪寺及び天龍寺に主たらしむ、朝廷特に眞源大照禪師の號を賜ふ。十三年十一月寂す年七十五、東山知足院に葬る、塔を建て稱して靈淵と云ふ。

飯篠家直　同郡飯篠村（今多古町の大字）の人にして山城守と稱し、又長威齋と號す、劍法を好み、其の技を以て名を天下に著さんと欲し、香取·鹿島の神に祈り、竟に精妙に至る。其の法を天眞正傳神道流と稱し、東國七流の一なり、從遊の士頗る多く、諸岡一羽·塚原土佐守·松本備前守·政信等皆其の門に出づ、稱して刀槍中興の祖となす。嘗て將軍足利義政に仕へ、後鄉に歸りて山崎村（今吉田村に屬す）に居り、長享二年四月七日歿す。子盛近（若狹守）槍法に長じ、孫盛信（若狹守）曾孫盛綱（山城守）並に其の技に精しく、子孫世々其の術を傳ふ。

川口金虎　多古城主牛尾胤仲の老臣なり、弘治元年六月上總飯櫃城主山室常隆の攻むる所となりて、多古城陷りしとき、金虎胤仲を助けて城を逃れ、閏十月朔日同志二十四人と共に竊に飯櫃城に入り、常隆の弟式部尉を殺し、進んで常隆を刺さんとせしが、衆寡敵せずして引き歸る。後三日また胤仲を助けて飯櫃城を襲ひしも、利あらずして胤仲父子之に死す、金虎民間に潛居し、日夜主家の舊業を復せんことを謀りしが、志を果さずして七十餘歲にて死す、子孫多古町に存す。

僧麟岳　甲斐武田氏の族なり、香取郡與倉村（今香西村の大字）大龍寺に住す、武田勝頼の屢敗るゝを聞き往いて之を訪ひ從つて田野に在り、勝頼之をして去らしめんとせしも聽かず、力戰して敵を却け、天正十年三月十一日終に天目山に殉死す。

伊能朝辰　因幡と稱し、心月（一に眞月に作る）と號す、其の先景能は本郡大須賀莊伊能村（大須賀村の大字）を領せり因りて氏とす、朝辰志氣慷慨にして國分氏の遺孤を庇ひ、矢作城を保つ、里見氏の將正木氏の下總を侵掠するや、朝辰屢〻之と鋒を交えしが、矢作城終に陷り、朝辰之に死す、時に天正十四年七月九日なり年七十三、法號を高明院心月道性と云ふ、二子守胤景久佐原に移り住す、守胤は伊能魚彥の祖先にして、景久は忠敬の祖先なり。

石出吉深　香取郡石出村（今橘村の大字）の人なり、東氏の族石出次郎胤朝の裔にして帶刀と稱せり、小田原役の後德川家康に仕へて囚獄を掌る。後致仕して常軒と號し、葛西牛田村に居り歌詠自ら娛む、著す所源氏物語窺原抄一百餘卷あり。

石田駿河　常陸江戸崎城主土岐氏の族臣なり、天正十八年德川家康の關東を領して江戸に入りしとき、駿河香取郡沖島北はす新田の寄洲を開拓せんことを請ひて允さる、十六島新田開墾は實に駿河を以て嚆矢となすと云ふ。

木内胤末　香取郡川上城主胤時の弟なり、慶長五年鳥居元忠の麾下に屬し、共に伏見城に戰死す。

僧日圓　同郡飯高村（今飯高村の大字）の人なり、俗姓を椎名氏といひ飯高檀林の首座たり。慶長三年飯高寺主を定めんとせしとき、或は日圓を擬し或は日重を推すものありて、各黨を結んで相爭ひしが、日圓勸めて日重を立てんとし、誨諭再三に及びしも衆猶可かず、日圓遂に間行して中村淨妙寺に入る。日重も亦飯高に主たるを肯せず、日圓を以て主となさしめんとす、是より飯高中村分れて兩檀林となる、德川氏中村に寺封を賜ひ正東山日本寺と號す。日圓後又飯高檀林の第四世講主たり、十年六月四日寂す年三十九、著書頗る多かりしも、今は唯金錍顯性錄解を存するのみ。

僧鐵牛　長門の人なり、（一に石見の人となすは其の祖先の本貫による又因幡の人となすは幼時母の鄉里因幡に寓せしことあるによる。）名は通機、鐵牛及ひ自牧子は其の號なり、幼少にして佛門に歸し、僧木庵に師事し、隱元に親炙し黃蘗の法燈を揭剔す。香取郡小南村（今東城村の大字）福聚寺の開祖にして又一百餘寺を創立せり、晚年福聚寺に退隱し、元祿十三年八月二十日寂す、年七十七。著す所七回錄あり、正德二年八月勅して大慈普應禪師と諡す、諸侯歸依するもの多く、特に小田原侯の寵遇を受く、侯老中たりし時椿海開墾の事あり、其の成功せ

しは鐵牛斡旋の勞によれりと云ふ。

僧日充　香取郡岩部村（今栗源村の大字）の人なり、深く佛敎に通し經を安興寺に講せし時、聽者市をなせりといふ。後遁れて尾張に至り、一の弊寺に寓し薪水の勞を躬らし、題目を唱へ壽量偈を念じて復他事なし、居ること三年、弟子追うて之を求む、日充又去つて能登に之き、晩に鄕里に歸る。人と爲り質素にして慈心物に及び衣敝るれども易へず、垢つけば則ち自ら之を濟ひ、濟ふ每に手から蟻蝨を拾ひ之を楮囊に盛り、衣乾けば之を放つ、其の奇行概ね此の如し。

僧存良　香取郡小南村（今東城村の大字）の醫師岩瀨道菴の弟なり、初め長智と稱し後存良と改む、眞胤は其の號なり。性强記にして書肆に入り書を購はんとして開卷數時、書中の意義を解得して忘れず、遂に求めずして去ること少からざりしといふ。同時に笹川村に僧寂入と云ふものあり、敏悟にして書の標識を見れば善く其の大旨を解す、人呼んで不見の寂入、不買の存良と稱せり、存良寶永二年十月十八日寂す。

永澤次郎右衞門　名は征俊、同郡佐原村（今佐原町の大字）の人にして、世々邑の富豪た

り、某歳民大に饑う、次郎右衞門其の宅を修築して大に土木を興し、七歳以上六十歳以下の貧民を傭ひて、土石を運ばしむ、由りて饑荒の難を免れたるもの數百人に及べり。又困民の飢寒に逼り妻孥を棄て他鄕に流寓せんとするものあるを聞き、義を唱へ衆を鳩め資を出して之を濟ふ、寶曆丙子歳又歉なり、乃ち貲を捐て貧民八百餘人を賑濟す、其の明年大水あり禾穀皆沒す、復廩粟を發きて之を賑はす、闔鄕の窮民因りて烟を擧くるを得たるもの數十戸、事官に聞え同八年之を奇特として褒賞せらる。其の子次郎右衞門明和三年亦奇特の行ありて賞を受く。

香取魚彦（ナヒコ）　同郡佐原村の人にして伊能を氏とす、其の江戸に在るや香取氏と稱す、初め名は景豐、又景良、後魚彦と改む、通稱を茂左衞門といひ靑藍と號す、六歳の時父景榮歿して母に育てらる。幼より讀書を好み、又畫を建孟喬に學ぶ、畫く所の鯉魚及び梅花は最も能く世人の翫賞する所たり。會、加茂眞淵江戸にあり、魚彦往いて其の門に入り古學を修め、和歌を學ぶ、明和二年家を子景序に讓り出て江戸に居る。眞淵歿して後魚彦に從ひ學ぶ者益多し、酒井侯・奥平侯・戸田侯等皆禮を厚くして之を延く、奥平侯俸若干を賜ひ、又東叡山法親王の寵遇甚だ渥か

り、天明二年三月二十三日歿す年六十、著す所古言梯・萬葉千歌・奈良の葉・雨夜の燈・筆のさきこと・百人一首略傳等あり。

伊兵衛　同郡猿山村（今滑川町の大字）の人なり、寛政二年孝行を以て褒賞を受く。

久七・新左衛門　共に同郡佐原村の人なり、寛政七年孝行を以て褒賞を受く。

永澤躬國　同村の人なり、半十郎と稱す、橘千蔭の門に學び和歌を善くす、清原雄風と友とし善し、文化四年五月十六日歿す年五十三、著す所躬國家集あり。

伊能忠敬（チユウケイ タダカ）　本姓は神保氏にして舊武射郡小堤村（今大總村の大字）の人貞恒（利左衛門）の第三子なり、初め名は詮與、字は子齋、東河と號す、通稱を三郎右衛門と云ひ、後勘解由と改む。香取郡佐原村伊能三七郎長由の家を繼ぎて里正たり、伊能家は長由の時家產頗る衰へしが、忠敬嗣となるに及び、日夜黽勉儉素を守り產稍、復す、天明三年及び六年關東飢饉の時私儲を發きて窮民を賑はしゝにより、領主之を賞して署姓及び佩刀を許す。忠敬星曆の學を好みて之を究めんとするに意ありしが、家道未だ復せざるを以て因循數年、寛政六年に至り決然產を子景敬（三郎右衛門）に委ね、獨り江戸に出て曆法を高橋東岡（作左衛門）に學び、數年にして推步測量の術に精通す。十二年閏四月十四日幕命を奉じ始めて蝦夷地方の東南沿海を測量す、後屢、命あり享保元年三月伊豆・相模・房總・常陸・陸奥の沿海、六月出羽・三越・佐渡・能登・駿河・遠江・參河・尾張の沿海を測量せしむ、文化元年八月に至り地方各圖を集めて進呈す、九月賞して廩米を賜ひ、擢てゝ散手となし日官に屬せしむ。既にして又命を奉して山陽・山陰・西海・南海の四道及び壹岐・對馬を測量し、十二年には伊豆七島及び箱根湖を測り、尋いで江戸府内を實測し、十四年府内の地圖成りて進呈す、寛政十二年より是に至るまで十八年、五畿七道跋涉圖記せざるなし、文政四年七月大日本沿海輿地全圖及び輿地實測錄成りて之を上る。九月四日歿す年七十七、（實は文政元年四月十三日に歿す、蓋し忠敬は實測地圖を完成せずして死せしを以て門弟其の遺志を繼ぎ地圖の完成を告げたる後に喪を發せしなり。）江戸淺草新寺町源空寺に葬る、同月十七日幕府忠敬の功を追賞す。著す所國郡晝夜時刻對數表・紀源術並用法・求割圓八線法・紀源法・地球測圓術問答・度數譜・行程記等若干卷あり。就中地圖は尤も精巧にして本邦未だ曾てあらざる所なり、今に至りても本邦地圖を製するもの忠敬の圖に據らざるはなし、歐米の人も亦深く之を歎美せりと云ふ、明治十六年二月正四位を贈らる。

久保木清淵　香取郡津宮村の人なり、初め字は蟠龍、後に仲默と改め、竹窓と號し、通稱を太郎右衞門といふ、清英の子なり。清淵年十一にして香取根本寺の假住松永北溟に從つて學ぶ、已に長じて學は濂洛を宗とし、漢唐の諸家に涉る、又草書に工なり。人と爲り重厚にして專ら德行を以て聞え、田原藩の渡邊華山其の風貌を稱して小藤樹となす。津宮は小笠原安房守の采地なり、侯清淵を擢んで若干村を監せしむ、水戸藩の郡宰小宮山昌秀請ひて行方郡延方村の鄉校に講書せしむること毎月數次、尋いで水戸侯月俸を給し、國老中山信敏をして引見し政治を諮詢せしむ、文政十二年八月二十八日歿す年六十八。著す所補訂鄭註孝經一卷·孝經獨見二卷·孝經孔傳翼註若干卷·西遊日記四卷·香取私記二卷あり。

僧茂蘭　同郡岩部村（今栗源村の大字）の人にして、江戸大乘寺の住職たり、二世宗瑞の門に學び俳諧を善くす、啄木の句最も世人に愛誦せらる、人呼んで啄木の茂蘭と稱す、陸奥記行日照笠一卷を著す。

椿仲輔　同郡猿山村（今滑河町の大字）の人にして初め名は千稔、小字は源吾、四郎左衞門と稱す、常磐舍と號し南塘·藕塘·寂庵等の別號あり、神山魚貫に學び後江戸に遊び小山田與清を師として國學を修む。國朝古今の制度に通じ、最も國文を善くす、神皇正統紀に倣ひ國文の國史を修めんと欲せしが果さず。嘗て佐倉藩に仕へ幾何もなくして辭して京師に赴き、穗井田忠友等と交り歷史·制度を考覈す、弘化三年二月四日京師に歿す年四十四。著す所萬葉集發揮一卷·古今說一卷·二鏡遺韻若干卷·小岐蘇日記二卷·常磐舍雜記·常磐舍歌文集等若干卷あり。

葛井溫　字は元溫、初め名は雍、一名を甃といひ、月鴻又文哉と號す、柳村·梅坨·嚶其·愼靜舍は皆其の別號なり、通稱を甚兵衞と云ひ、京師及び江戸に在りては慶藏·和槌·要·韜藏等と稱せり。上野山田郡桐生の人なり、佐藤一齋の門に入りて經義を受け詩及び書を善くす、文政十三年十一月香取郡佐原村に來り帷を下して敎授す、博覽强記にして國史に通じ、和歌·俳諧·醫術及び泰西の學皆其の一班を窺はざるなし、制度通增補を作らんと欲し、度量を考究し稿を屬して未だ成らず、嘉永二年七月八日歿す年三十九。著す所愼靜舍詩集·和歌集·初秋紀行·中庸發蒙·割雞芻語·彗星略說·傷寒論摘說各一卷·越俎致遠二卷あり。

平山忠兵衞　同郡鏑木村（今古城村の大字）の人なり、性仁慈にして古來近邑墮胎の惡

習あるを傷み、訓戒編を作りて閭里に頒行す、其の子忠遺志を紹ぎ屢〻貲を捐て窮民を賑し、棄兒を擧げて之を掬育す、人皆之を稱す。

大原幽學　名古屋藩士大導寺玄蕃の次子なり、出て大原氏を繼ぐ、幼名を才次郎と云ひ、實生又靜齋と稱す。年十八にして藩を脫して諸方を遊歷し、香取郡長部村（今中和村の大字）に留り道學を唱ふ、敎ふる所義理に精通し、心神を鍛鍊するを以て主となし、德行を尊び議論を排し、勤儉力行專ら實踐を要とす。人を導くこと極めて懇至、衆徒之に懷くこと父母の如し、稱して性學先生と曰ふ。居ること十年、鄕俗大に改まる、其の徒十餘村に亘り、門に在るもの常に三四百人、讒者あり官に告げ、誣ふるに黨を結び奸を謀るを以てす、仍りて捕へられて獄に繫がる。後宥されて歸り再び長部村に至る、獄に在ること殆ど六年、敎徒漸く離散し或は其の敎に背く者あり、幽學憂憤し書を其の徒に遺りて痛く之を戒飭し、死を以て之を勵さんと欲し遂に長部の丘上に登り腹を割いて死す、時に安政五年三月八日なり年六十二、今に至りて猶其の敎を傳ふるものあり。

宮負定雄　同郡清和村（もと松澤村と稱す今中和村の大字）の人にして佐平と稱す、初め宇井某に

從つて學び、後江戸に遊び平田篤胤の門に入り國學を修む、農學及び算數を研究し頗る得る所あり、安政五年九月二十三日歿す年六十二。著す所農家要集・草木撰種錄・民家要術・五穀菓實及竹ノ男女考・野夫拾遺・太神宮靈驗記・下總名所圖繪等あり。

熱田祐庵　同郡磯山村（今新島村の大字）の人にして小倉芳右衞門の子なり、醫を匝瑳郡長谷村（今共興村の大字）の熱田玄庵に學び、遂に其の家を襲ぎ江戸に出でて業を開く、一時其の名都下に振ふ。水戸侯之を召して俸三口を給し、後侍醫となして俸三拾口を加ふ、嘉永以降意を海防に注ぎ屢〻建言する所あり、憂國の餘遂に病をなし慶應二年五月二十一日歿す。

伊能穎則（ヒデノリ）　同郡佐原村の人にして三左衞門と稱し、三造又外記と改め、蒿村又梅雨と號す、初め神山魚貫を師とし、後小山田與清に學び、又平田篤胤の門に入る。家元呉服商を營みしが、業を棄てゝ江戸に至り、居を本所にトし、國學和歌を以て世に知らる。明治二年大學大助敎に任ぜられ、令義解を御前に講ず、尋いで宣敎權中博士に轉じ、從七位に叙せらる、宣敎使廢せらるゝに及んで鄕に歸る、後大講

義に補し、香取神宮少宮司に任じ、權少教正に兼補せらる。孜々として力を地方の教導に盡しゝが、明治十年七月十一日歿す年七十三。天資溫雅にして塵俗の氣なし、其の官に在る比ひ、人稱して天孫降臨時代の人と曰ふ、歿するに先たち藏書數千卷を香取神宮に獻ず、著す所大日本史類名稱訓正續編國史略辨謬香取鹿島祭神說歌語彙諭百人一首新釋神道新論夏衣集歌文集等あり。

清宮秀堅　佐原村の人にして幼名秀太郎、後總三郎と改め、通稱を利右衞門といふ、字は顯栗、棠陰又縑浦漁者と號す。秀堅父の遺書を讀み、刻苦獨學して時々久保木竹窓宮本洲と號し最も學を好む、秀堅父の學經世を以て主となし、最も理財に長ず。年二十七水雲等に就きて質疑す、其の帶刀を許さる、邑主津田氏の財務を管理し數年ならずにして里正となり、苗字帶刀を許さる、邑主津田氏の財務を管理し數年ならずして金穀贏餘あり、後物頭席に陞る。堀田侯の此の地を領するに及び、其の學問聲績を聞き、召し見て之を勞ふ。明治五年印旛縣召して地理を問ふ、秀堅素より本州の地理に精し、乃ち之を條陳す、六年新治縣徵して地誌を編輯せしめ、家に居り從事することを聽す、尋いで職を辭し後權中講義に補せらる。嘗て貲を捐て本村及び十七村の道路を修む、官銀盃を賜ひて之を賞す、地租改正の擧あるや亦貲を出して其の費を助け、又佐原新田の經界を正せり、人之を便とす。十二年十月二十日歿す年七十一。著す所の地方新書は元老院採りて之を印行す、其の他下總舊事考十五卷下總全圖一舖近古詩鈔四卷古學小傳三卷雲煙略傳二卷新編香取誌三卷新撰年表北總詩誌外史劄記香取新誌總廼舍集三家文鈔喪儀備考國體正論各一卷經邦或考八史測義棠陰遺稿等若干卷あり。

柳田貞亮　同村の人にして字は節夫、正齋と號す、江戸に到り昌平黌に遊び、臨池に工なり、天保の末より江戸神田に住し、後本所に移り書を以て著れ、遂に一家をなす、從遊の弟子頗る多し、安政六年回錄の災に罹りてよりは本所相生町に住す。明治二十一年九月三十日歿す年九十二、著す所歲華小牘今樣假名消息論書二十首詩文等あり。

伊能景晴　同村の人香取魚彦の曾孫なり、字は德輝、節軒と號し茂左衞門と稱す、家もと富豪なりしが父祖の時より家道漸く衰ふ、景晴黽勉經營して資產舊に復す。里正となり五區取締役を兼ね在職二十八年に及ぶ、堀田侯の佐原を領す

るや其の多年の功勞を賞し召し見て食を賜ふ。人と爲り精敏にして器識あり、財を輕んじ義を慕ふ、天保七年天下大に饑るしとき景晴粥を作りて饑民を賑はす、毎晨來りて給を受くるもの二百餘人、八月より翌年五月に至る。本村は利根川の衝路に當り年々堤防潰決し人家數十戸を陷れ、次第に市街に及ばんとす、景晴之を憂ひ建議して前洲を開鑿し、以て水勢を轉せしめ其の害を息むることを得たり。又其の所有の林木を伐り、椿（クヌ）を諸處に植て以て波流を捍ぐ、小野川の淤塞して通船の難あるを見、貲を出して之を疏鑿し、以て漕運に便し、字川口の地沮洳にして飲料の井水なきを以て、又貲を捐て水道を敷設す。此の他善行甚だ多し、明治二十八年十二月官其の前後の功績を賞し藍綬褒章を賜ふ、二十九年三月十九日歿す年七十九。

神崎惣次平　小御門村大字名木の人にして母に事へて至孝なり、明治二十二年石田本縣知事より褒賞せらる。

平野諸左衛門　栗源村の人なり、屢、戸長副戸長其の他の公職に從事し、後村長に擧げらる、事務を整理して其の宜しきを得、治績大に擧がり德望甚だ高し、明治三十五年十月官これを賞し藍綬褒章を賜ふ。

香取權兵衛　香取町の人なり、常に心を農事に用ひて勤勉懈らず、同町大字多田の田泥深くして耕耨に艱み且收穫多からず。權兵衛法を案じ、樹枝木葉を投じ土を其の上に覆ひて畦畔を堅くし、溝渠を設けて惡水を排出し、馬道を通じて地盤を固めたるにより、四十餘町の田終に變じて良田となり收穫舊に倍す。又意を農具の改良に注ぎ、輕便なる馬鍬を發明せり、其の具郡内各地に行はる、人呼んで權兵衛馬鍬と稱す。又米種を選擇試驗して良種を諸方に頒布する等農事上の功績頗る多し、明治二十七年二月官綠綬褒章を賜ひて之を賞す。

海上郡

海上國造他田日奉直春岳（テサダヒマツリノアタヒハルオカ）　海上郡の大領なり、外從六位上に叙せらる、仁和元年閏三月十九日百姓に代りて調庸を皆濟せしを以て、假に外從五位下を授けらる。

海上國造他田日奉直得大理（トコタリ）　海上郡の助丁たり、萬葉集に其の歌を載す、

阿加等伎乃(アカトキノカ)、加波多例等枳爾(ハタレドキニ)、之麻加枳乎(シマカギヲ)、已枳爾(コギニ)之布禰乃(シフネノ)、他都枳(タヅキ)之良受母(シラズモ)。

早器居士(一に總歸に作る) 山城の人なり、其の姓名を詳にせず、年七十餘にして飯沼(今本銚子町)圓福寺觀音堂の東南に草菴を設けて之に居り、炷香誦經を事とす、一瓢を檐に懸け鄉人の饋を受けて餐に充つ。安積澹泊の史論に新庄系圖を引いて云ふ、「慶長十六年十月神祖(德川家康)河越に放鷹す、語次新庄直賴(宮內卿法印)に謂て曰く、聞く下總海上邑に一隱士ありと、想ふに彼は三好氏の族ならん、天文十六年六月十二日汝の父直昌(藏人)足利將軍に屬し、三好氏と攝津江口に戰ひ之に死す、當時汝猶幼なり其の狀を知らず、彼の隱士は必ず能く其の事を知らん、往いて之に問ふべしと。直賴命を奉じ飯沼に至りて之を覓め一草菴を得、中に叟あり年七十餘、卽ち居士なり、因りて江口の戰狀を問ふ、果して其の顚末を語ること甚だ詳なり、談直昌戰死の事に及ぶや直賴涕を流して曰く、これ吾が父なりと、居士驚歎稍久し。直賴又問ふ、其の役三好氏の將少年にして金塵を采り、諸軍を指揮し手采甚だ觀るべきものありしと、其の人は誰なりや、居士曰く卽ち予なりと、其の姓名を問へども竟に答へず。直賴歸りて其の狀を具申せしかば神祖感歎すと、」其の墓は觀音堂

の側に在り。

五郎兵衛利七次右衛門與七 共に海上郡荒野村(今銚子町の大字)の人なり、寬政二年孝行を以て褒賞を受く。

惣兵衛孫兵衛四郎左衛門 共に同郡今宮村(今銚子町の大字)の人なり、寬政二年奇特の行を以て賞を受く。

よし女 同郡長塚村(今西銚子町の大字)の人なり、父を權七と曰ふ、寬政二年孝行を以て褒賞を受く。

宮內嘉長 同郡新生村(今銚子町の大字)の人なり、本姓永井氏にして宮內氏を嗣ぐ、初め名を篤と云ひ、後嘉長と改む、字は竹馬、號は仁里、實齋、釣客子は其の別號なり、通稱を主水といひ後和泉と改む。江戶に出でゝ太田錦城に學ぶ、錦城其の詩才あることを稱せり、歸りて子弟を敎授し、又宮澤雲山に就きて詩を質す、吟社を創め風雅を提唱す、銚子の地文雅あるは嘉長に始まる。又書法を橘千蔭に學び、古學を平田篤胤に受けて國文を善くせり。里正となり田地の用水に乏しきを患ひ新に一池を鑿つ、後人其の惠に賴る。天保十四年五月十七日歿す年五十五、著す

所銚子竹枝一卷・天磐笛記一卷・遠山毘古一卷・古史獨言若干卷・實齋詩稿及び和歌集若干卷あり。

宮内嘉雄　本姓は吉川氏なりしが嘉長の後を嗣ぐ、字は大節、君浦と號し主水と稱す。常陸の宮本水雲に學び又鹽谷宕陰・藤森天山等に就いて質義す、詩文に長じ兼ねて國書に通せしを以て、來りて業を受くるもの多し。高崎藩歳俸を給し、其の別邑藩士の子弟を敎導せしむ、明治元年辟して本藩の文館總裁と爲さんとせしも、母の老いたるを以て固辭して往かず、猶子弟を敎授す、地方の文化に貢献せる功勘からず、人皆先生と稱して名云はず、明治三十三年十二月一日歿す、年七十五。著す所古事記傳抄十二卷・神代三字史一卷・斗七錄一卷・守學齋詩文稿若干卷あり、其の神代三字史を印行せしとき高崎侯親ら自有蒼々鑑赤誠の七大字を書して以て賜ふ。

匝瑳郡

僧日朗　千葉氏の族印東有國の子にして、匝瑳郡野手村（今野田村の大字）に生る、幼名を吉祥丸といふ年十六にして日蓮の弟子となり、日朗と號し大國阿闍梨と稱す、日蓮六老僧の第二なり。人と爲り仁厚にして日蓮に奉事すること其の父の如く、日蓮の伊豆に流さるゝや、從つて共に往かんことを請ひしが允されず、日に海岸に出て伊豆を望んで悲泣す。文永中日蓮佐渡に流され日朗も亦宿谷に禁錮せらる、獄に在り日夜涕泣して日蓮を慕ふ、獄吏之を憐み密に免して獄を出だす、日蓮佐渡に在ること二十八月、日朗看省すること前後八回、屢、赦宥を北條氏に請ひて遂に允さるゝを得、其の赦狀を捧げ日夜奔馳して佐渡に至り、共に鎌倉に歸る。元應元年正月二十一日池上に寂す年七十八、平賀本土寺の開祖なり、康永二年菩薩の號を追賜せらる。

僧弘智　匝瑳郡大浦村（今匝瑳村の大字）の人鈴木五郎左衞門の次子なり、幼名を音松といひ薙染して弘智と稱し、後甚袋坊と號す。延元中蓮華寺に住し、正平中武藏四谷に蓮乘院を創建す、七年諸國を巡錫し、土佐より海に航して九州に渡らんとす、海中鮫魚の難に遭ひ船將に覆沒せんとす、弘智法を修し其の難を免る。十八年十月二日越後國三島郡野積村西生寺の岩上に入寂す年八十二、其屍肉乾固し

て毫も腐朽せず、世人之を異として小堂を建て之を藏せりと云ふ。

小川重威　豐後速見郡日出の人なり、其の遠祖以來世々大宰少貳筑紫氏に仕ふ、高祖信忠（伊豆守）其の弟信重（左近筑前岩嚴城に居りしが、筑紫氏亡びて後肥後の加藤氏に事へ、八代城に移る、祖父重定、父則重共に木下侯に仕ふ。重威幼にして父を喪ひ、元祿の初め致仕して遂に匝瑳郡野手村（今野田村の大字）に隱れ、醫を業とし順安齋と號す。享保十年二月三日歿す年七十、草隸書を善くし、擊劍銃砲の技を練習す、歿して後豐後の人其の德を慕ひ、伊藤東涯に請ひて其の墓に銘す。

金谷小兵衛　匝瑳郡鎌數村（今共和村の大字）の人なり、明和八年奇特の廉を以て褒賞を受く。

大川衡　同郡八日市場村の人なり、字は子銓、椿海と號す、香海椎臺・醉仙・思歸堂・三月亭・南城・高臥樓等は皆其の別號なり、兎毛又香之進と稱す。幼にして書を能くせり、少老大久保佐渡守其の才を奇とし、費を給して師に就かしむ、書を細井廣澤に、畫を山本養德に學び、皆其の堂奥を窺ふ、創意して一筆を以て畫を作り、連綿畫と稱す。享保中韓使來聘せしとき善書を以て林大學頭に招かれ、其の書記となる。安永三年十月十八日歿す年六十二、其の兄惣柄吉益周輔に從つて醫を學ぶ、人と爲り曠誕にして、亦當時に名ありしと云ふ。

熱田玄菴　同郡長谷村（今共興村の大字）の人なり、名は皐、玄菴又白洲と號す、醫を上總の鷲見道賢に學び、後紀伊の華岡隨軒に從つて遊び、造詣甚だ深し。隨軒の弟大坂に在りて業を開きしが病んで死す、隨軒命じて往いて其の業を繼ぎ且諸生を督せしむ。後鄉里に歸りしかは治を乞ふもの麕至し、敎を請ふもの常に門下に滿つ、水戶侯・松代侯皆謁を賜ふ。其の交はる所一時の偉人耆宿多し、藤田東湖・宮本水雲等と交最も厚し、弘化五年正月二十二日歿す年四十六、東湖其の墓に題し、水雲墓表を撰す、養子を祐菴と云ふ、香取郡の部に記述せり。

鈴木あき　上總國舊武射郡木戶村（今綠海村の大字）の人庄右衞門の次女なり、匝瑳郡尾垂惣領（今白濱村の大字）の農又右衞門に嫁す、資性孝貞にして克く姑に事ふ。慶應元年姑及び夫病床に臥せり、あき湯藥侍養頗る力めたりと雖も、遂に姑は明を失し、夫は不治の惡疾たり、既にして又右衞門全身膿潰し臭氣近づくべからず、人皆鼻を掩ふ、あき毫も嫌厭の色なく看護倍〻勤む。人あり他に適かんことを勸めたれ

ども固く辭して肯かず、晝は田圃に耕し、歸れば病夫し盲姑とを慰め、傍ら細業を務め、以て家事を經紀すること二十年一日の如し、明治十九年一月四日綠綬褒章を賜ひ、其の善行を表彰せらる。

郡別未詳

占部虫麻呂　下總の人にして防人たり、萬葉集に其の歌を載す、

多妣等（タビト）弊等（ヘド）麻多妣爾奈理（マタビニナリ）奴、以弊乃母加（ヌイヘノモガ）、枳世之己呂母爾阿加都枳爾迦理（キセシコロモニアカツキニカリ）。

僧澤阿　下總の人なり年十九にして僧となり、鎌倉極樂寺に至りて忍性律師に從ひ、戒を受け專ら法を修す。後法燈國師の教に從ひて淨土教を修め、諸州を經歷して越中野尻に至り、場を開いて淨教を說く、蓮經の徒嫉みてこれを深淵に投す、邑民來り救ひて僅に恙なきを得たり、領主波多野氏蓮徒を譴責して之を逐ふ、是に於て淨阿素志を果すを得たり。正安二年僧眞教（他阿）に武藏に會し淨教を論じ、其の法義を承けて相模愛甲郡當麻山に居る。延慶二年京師に至り祇陀林寺に寓す、時に廣義門院產に臨みて艱みたまふ、淨阿念佛印札を寫して之を獻ず、

幾もなくして女院平產あり。上皇祇陀林を革め淨阿をして之に住せしめ、宸翰錦綾山金蓮寺の號を賜ひ、上人位を授け給ふ。淨阿其の師眞教の未だ其の號を拜せざるを以て固辭す、上皇乃ち併せて眞教に上人位を授け給へり、興國二年六月二日寂す年七十三。

僧深有　字は覺然、下總の人にして千葉氏の族なり、夙に佛門に入る、京に上り僧玄慧に就きて台敎を聽き、僧虎關に河內に謁し、禪錄を探問して之に歸す。醍醐寺に住し野澤の秘流を傳ふ、後近江長尾山寺に住す、寺後瀨水川あり巨巖水中に聳立す、瀑水漲激し鱗介棲息すること能はず、深有夜々岸頭に立ちて誦經加持す、一夜山鳴り磐石沈沒す、是より魚鼈游泳するに至る、某年十二月四日寂す年八十五。

太田新之允　下總の人なり、初め助之允と稱せしが後改む、砲術に長じ、萬治中其の技を以て水戶藩に仕へ名聲あり、岸和田流と稱す、其の子新之允亦其の術を繼ぎて頗る精妙なりき。

鏡ヶ浦（安房郡北條町）

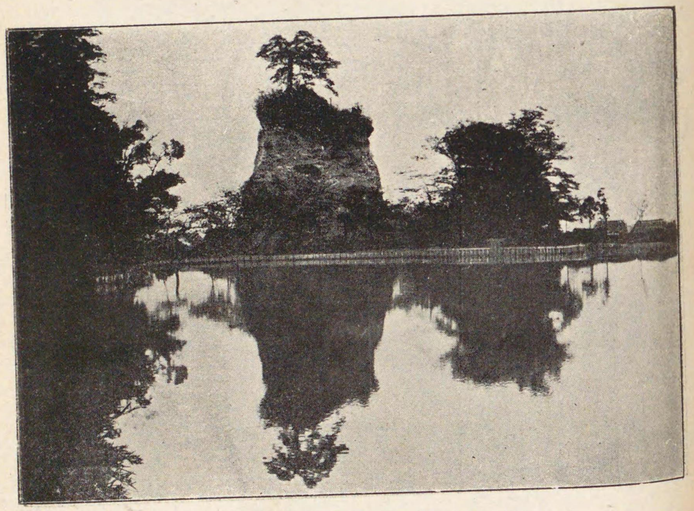

八鷗湖畔（山武郡東金町）

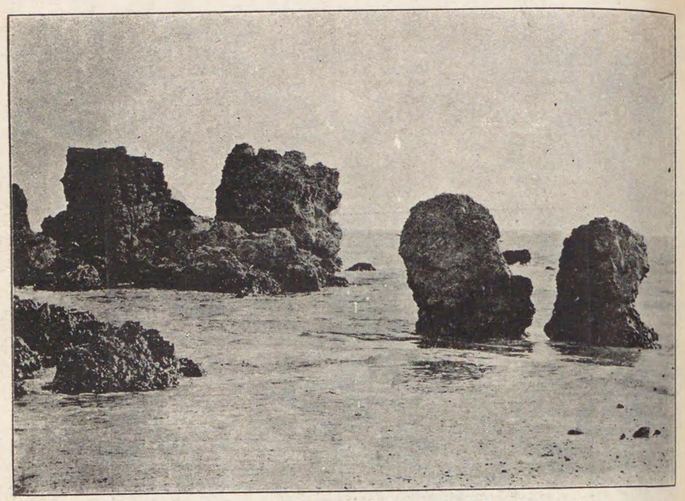

夫婦岩の奇觀（海上郡銚子市）

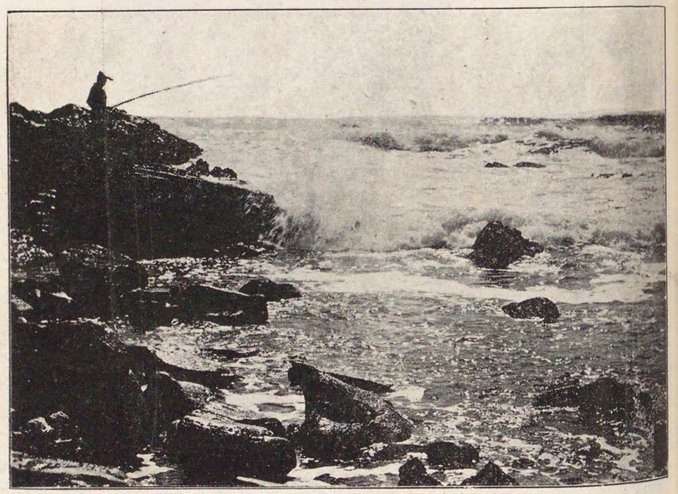

犬吠岬附近の海濱（海上郡飯岡村）

眞間山の紅葉（東葛飾郡市川町）

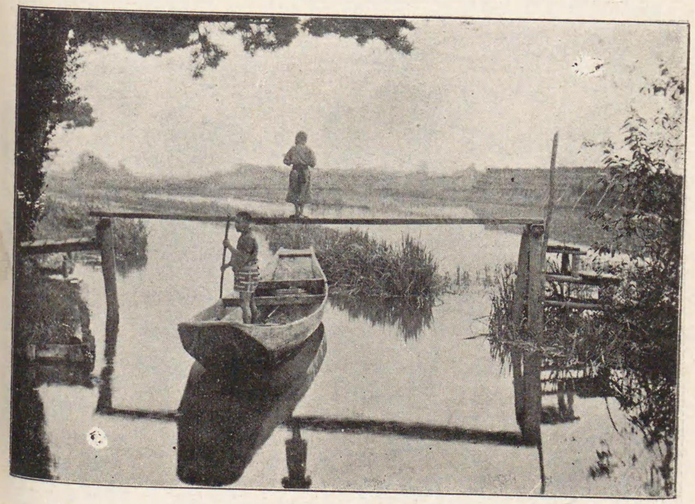

加藤洲十二橋の一（香取郡新島村）

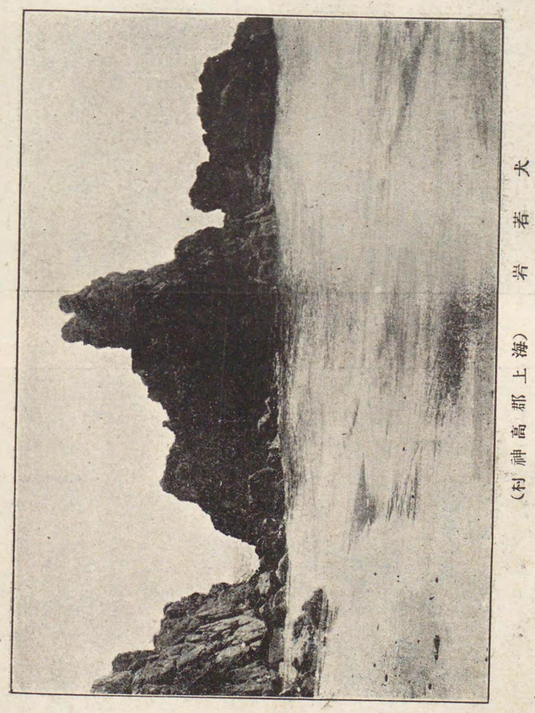

若狭大井（村井高那郡上）

第五編　名勝舊蹟

第一章　名勝

第一節　安房郡

鋸山　保田町大字元名に在る縣の公園なり、字根元より東北に向ひ、溪流に沿ひて登ること六七町許にして日本寺に達す、區域極めて廣く寺を環る半里餘は皆公園なり。瀑布あり、堂塔あり、獅子・蝦蟆達磨等と號する奇石あり、又石佛千餘體を各所の巖窟に配置し、或は十餘丈の大佛を崖石に刻するありて奇觀云ふ可からず。境内に呑海樓あり、鏡浦を瞰下し風景佳絶なり、山頂に十州一覽臺あり、房總常野武相豆駿の諸山皆一眸の間にあり。近時縣の補助を得て境内を修理し大に遊覽の便を計りたり。古來題詠頗る多し、淮后道興の回國雜記に、

宮木ひく峯の嵐に雲晴れて鋸山はかゝりとそ見る。

又梁川星巖の詩に、

流丹萬丈削芙蓉　寺在磅礴第幾重　捲地黑風來海角　有時微雨變山容
三千世界歸孤掌　五百仙人共一峯　怪得殘雲挾腥氣　老僧夜降石潭龍。

富山（トミサン）　岩井村大字合戸に在り、二峯南北に對峙し、北峯の眺矚最も雄大にして外洋及び東京灣を俯視し、富士其の他關左の諸山を望むべし。

大武崎（タイブサキ）　富浦村大字多々良に在り、東京灣に突出し、崖角瀑布を懸く。此の地西は三浦半島と相對し、東南鏡浦を控へ、富士及び豆相の諸峯遙に前面に聳立し、大島近く南海に橫はりて其の噴烟を望むべく、眺望頗る開豁なり。州人鈴木松塘詩あり、

萬頃蒼波小畫樓　登臨且擬洗閒愁　愧將城市塵埃面　來對江湖浩蕩鷗
殘雨夕陽連極浦　淡煙喬木接長洲　好携餘興棹明月　一曲漁歌清夜舟。

石井（イハヰ）　岩井村に二井あり、一は大字市部字埋田に在り、御明井戸（オミヤウメイド）と云ひ、清泉涌出し、旱天と雖も減量せず。一は大字竹ノ内字大畑に在り、御名井戸（ゴミヤウド）又石場（セキバ）と云ふ、今廢井となり僅に其の跡を存するのみ、然れども清水沸出して水田數段歩の灌漑に供す。往古此の地に石井郷の稱ありしは蓋し之に基くならん。

勝山ノ里　勝山町大字加知山を云ふ、地勢山を負ひ海に臨み、前面に浮島及び數小島あり、風光極めて佳なり。

駒はあれどかちよりぞ往く勝山の里にはこまそ思ひやらるゝ。（准后道興）

田子ノ浦　同町大字下佐久間に田子臺あり、此の近傍沿海の地を總稱して田子浦と稱す、海を隔てゝ富士山を望むべし。里人云ふ山邊赤人の詠せし田子浦は此の地なりと、此の説取るに足らざれども、亦一の勝地たるを失はず。

備後芝　同町大字下佐久間に在り、北田子臺に連り、東峠塚の山峰を仰ぐ、山勢緩斜にして短草蓐を展ぶるが如し、海を隔てゝ豆相の諸山を望み、風光殊に爽快なり。傳へ云ふ、安西備後守之に居りしと。

大井戸　平群村大字吉澤字吉井に在り、方形に石を疊みて井桁となす、上下二箇あり各徑一丈深さ三尺許、清泉混々として噴出し、大旱と雖も更に減ずることなし。近傍七十餘戸の飲用に供し、又水田數町歩の灌漑及び水車運轉等の用をなす。

那古浦　鏡浦の内にして那古町大字那古に在り、觀音閣は小丘に倚り、鏡浦を俯瞰し、古來勝景を以て著る。

那古の浦の霧の絕え間に眺むればこゝも入る日をあらふ白波。准后道興

旭影回光上石臺一分明積水一奩開、不知縹澹雨將至、只道仙娥呵鏡來。梁川星巖

河名里　船形町大字船形に在り、准后道興の歌に、

摘ためて洗ふかはなの里人よ誰があつものゝ供へにやある。

鏡ヶ浦　館山灣の稱なり、大武岬より洲崎に至るまで一大灣を爲し、其の形鏡に似たり、故に此の稱あり、鏡の異名を菱花といふを以て、騷人往々菱花灣と稱す。灣内に沖ノ島、鷹ノ島の二小嶼ありて、樹木鬱蒼たり、海を隔てゝ富士の高峯雲表に屹立し、風景の佳なること本州第一たり、古來詩歌頗る多し。

名にしおふ鏡が浦は富士うつす雪かとぞ見る岸の白波。准后道興

館山公園　館山町の西南丘上に在り、俗に北下臺と稱す。南邊に大日岩あり、東邊に琴平神社を安んず、丘上雜樹繁茂し、菱花灣脚下に在り、富士の雪、洲崎の波指顧の間に在り、亦勝地なり。

明神山　西岬村大字洲崎の南端に在り、遙に豆相駿遠の諸山に對し、眺望開豁なり。山上に洲崎神社あり、喬木枝を交へ雜樹陰森たり。梁川星巖の此の地眺望の詩に曰ふ、

環海何邦路不通　舟船無數坐虛空　鯨噴氣處沫成雨　鵰奮翮時雲挾風。

辨天下　長尾村大字根本の西南海濱なり、巨岩屹立して其の狀舟に似たり、故に石舟と稱し、又伊勢舟と稱ふ。傳へ云ふ、古昔此の岩暗礁にして伊勢國の舟難破せしことありと、岩上に嚴島神社の祠あり。渚濱に小石多く、波に隨ひて聚散し、珠を漂はし璣を擲ちて奇狀愛すべきものあれども、村民之を拾ふことを忌む。此の邊又釣魚を禁ず、故に舷を叩けば衆魚群集し、餌を投ずれば爭うて之を食ひ毫も人を怕れずと云ふ。

野島ヶ崎　白濱村大字白濱に在り、もと一の島なりしが、後陸地に接續して岬角となる。奇岩突兀、矮松其の間に點綴し、上に燈臺あり、怒濤巖を拍ち、澎湃轟磕として壯快名狀すべからず。

東路の野島が崎の濱風に我が紐結ひし妹か顏のみ面影に見ゆ。千載集旋頭歌　左京大夫顯輔

蜑小舟見えつ隱くれつ朝かけの野島が崎の霧のむらむら。准后道興

芋井（イモヰ）　同村大字白濱字青木に在り、縱六尺橫一丈、清泉湧出す。其の內に數莖の大芋叢生す、高さ八九尺、綠葉四時凋枯せず、世人之を奇とす。蓋し此の地房州の極南にして、氣候溫暖、泉水も亦寒冽ならざるに由るならん。

太夫崎　太海村大字太夫崎に在り、東海に斗出して斷崖をなす、東方波太島を望み、西は鳥羽崎に對し、眺望甚だ佳なり、岩壁の間に一洞あり、名馬太夫黑の出でたる處なりと傳ふ。梁川星巖の詩あり、

海氛籠樹綠昏々　明滅斜陽逗洞門　孤鶩齊飛霞有態　殘雲盡散雨無痕
沙頭漁市纔三戶　島背蜑烟又一村　自去大夫龍種絕　空留磊塊萬蹄屯。

前原里　鴨川町大字前原を云ふ、南に波太島を望み、北に小湊浦を控へ、東に海を帶び、西に舊長狹郡の諸山を負ひて山海の景致あり。

前原の里のうしろの山おろし舟に紅葉の錦積むなり。准后道興

磯村　同町大字磯を云ふ、前面は大洋に臨みて蒼波浩渺たり、沿岸は濱浦曲折巖礁錯落して風光賞すべし。此の地大率漁戶にして巖石の間に家す、浦上舟を繫ぎ網を曝す、宛然畫幅の如し。

海近く磯傳ひ行く磯村にむらむら見ゆる蜑の釣舟。准后道興

天津　天津町大字天津なり、清澄山の麓にして東海に面す。南に葛崎ありて一小灣をなす、漁戶岸に沿ひて櫛比せり、題詠の詩歌多し。

昔もし雲の通ひ路吹きとぢば乙女の姿今もみましを。准后道興
寧知此景在荒陬　羅扇香杉卷畫舟　十里風廻漁父笛　半簾月逗酒家樓
無聊滋味宜微醉　垂老光陰怕薄遊　坐剔吟燈到鷄唱　紅霞已曳海桑繆。梁川星巖

清澄山　同町大字清澄に在り、山高く境幽にして東海を眺望し風光壯大なり准后道興此の山に詣うで通夜せる時の歌に、

あかつきのたれとき星も清澄の海原遠く昇る山かな。

第二節　上總

市原郡

海上潟　千種村大字今津朝山附近一帶の海濱なり、此の地古の海上郡にして

卽ち上菟上國なり。萬葉集羇旅作歌及び東歌に海上潟を詠じて曰ふ、

夏麻引、海上潟乃奥津洲爾、鳥者簀竹跡、君者音文不爲。

奈都素妣久、宇奈加美我多能、於伎都洛爾、布禰波等杼米牟、佐欲布氣爾家里。

千種浦　千種村大字青柳の海濱なり、南は姉崎椎津、北は玉崎岩崎等突出して灣形を成す、夫木集定圓の歌に、

咲にほふ千種の浦の汐かせに秋はいろ〳〵の浪ぞ寄せ來る。

椎浦　姉崎町大字椎津の海濱なり、里俗長浦と稱す、古の海上潟の內なり。西は海を隔てゝ豆相駿遠の諸山に對し、遙に富岳を望み、風光殊に明媚なり。海水遠淺にして退潮のときは干潟と爲ること一里許、漁夫蜑婦の魚を捕へ貝を拾ふもの群を爲す、源孝範の上總に在りし友に贈れる歌に、

しもはらふ椎の浦かせ身にそめて海上潟に月を見るらん。

音信山　高瀧村大字山口の西部にあり、古來杜鵑の名所なり、此の地又片葉の薄を生ずと傳ふ。夫木集に載せたる歌あり、

時鳥たつね來たれば今こそは音信山のかひに啼なれ。　保重

來たりとや音信山の時鳥かたらふ聲はうはの空にて。　讀人不知

君津郡

宇麻具多能禰呂　舊望陀郡に在り、宇麻具多は卽ち望陀にして禰呂は嶺なり、蓋し郡中の山嶺を謂ひたるものにて、一處の名にはあらざるべし。萬葉集に、

宇麻具多能、禰呂能佐左葉能、都由思母能、奴禮弖和伎奈婆、汝者故布婆曾母。

宇麻具多能、禰呂爾可久里爲、可久太爾毛、久爾乃登保可婆、奈我目保里勢牟。

纏田井　所在詳ならざれども、蓋し望陀郡に在らん。萬葉集水田に寄する相聞の歌に、

劔後、玉纏田井爾、及何時、可妹乎不相見、家戀將居。

又夫木集定圓の歌に、

まくす原玉まく田ゐの秋風によせて穗波のまたかへるらむ。

萬葉集略解に、神武紀の頰枕田は磯城郡なり。又上總望陀郡はもと馬來田なれば此處にやとも云へり。名所桑には纏田に上總と註せり。

木更津ノ里　木更津町大字木更津なり、西は海灣を隔てゝ富士山を望むべく、風光頗る佳なり。

こゝにふときさらつの里過ぐれども猶も吾妻のうちとこそ聞け。准后道興

ふとは舊周准郡富津村を謂ひ、偶然の意と通はせたり。あづまは吾妻の謂にして木更津町の大字なり。

櫻井ノ濱　眞舟村大字櫻井の海濱なり。

春はさぞ花面白くさくらゐの濱にて拾ふ同じ名の貝。准后道興

畔戸ノ濱　一に袖志浦と稱す、南は巖根村大字江川の海岸に沿ひて木更津灣に亘り、北は金田村大字畔戸の海岸を經て大字申島の海濱に連りたる沿海を總稱す、蘆葦叢生して小櫃川其の間に注流す、古來吟詠頗る多し。

まどろまし今宵ならではいつか見ん黒戸の濱の秋の夜の月。良玉集、菅原孝標女

植ゑて見るところの名にも似ぬものはくろとに咲ける白菊の花。夫木集

上總なる黒戸の濱の秋の月くもらぬのりの道てらすらん。大藏卿次資

七里川　龜山村大字黄和田畑に在り、小櫃川の上流にして兩岸絕壁關門の如し、川は久留里より天津に至る道路に傍ひ、昔は此の川道路を横きること十餘回、其の間里程大約七里、（六町を以て一里となす）故に此の名あり。其の景幽邃にして且近傍に湯ヶ瀧の鑛泉あるを以て、時々來遊するものあり。

三石山（ミツイシヤマ）　同村大字草川原の南端に在り、全山岩石より成り、山上三大石峨々として鼎立す、古松老杉其の間に横生して奇觀を極む、巖間に菴あり觀音を安置す、郡中屈指の名區にして探勝の客頗る多し。

秋葉山　久留里町大字市場の東南端に在り、眞勝寺の舊境内に屬す、山腹に秋葉神社あり、櫻樹數百株古松老杉と交錯す。此の地背に久留里の城山を負ひ、前に小櫃川を帶びて眺望頗る佳なり、花時には觀賞の客群集す。

鹿野山（カノウザン）（同國雜記神野山に作る）　秋元村大字鹿野山を謂ふ、山中老杉蔭翳し神野寺の巨刹樹間に聳ゆ、堂を挾んで市街有り、東を閼伽井町（俗稱シタ下町）と云ひ、西を箕輪（ミツワ）町（俗稱カミ上町）と稱す、元神野寺の境内なりしが、明治の初め總稱して鹿野山宿と改む。箕輪町の北客舍檐を連ねて直に懸崖にのぞみ、東京灣を俯瞰し、遙に富士・淺間・日光・筑波等十餘州の諸山を望むべし。山中に鳥居崎・九十九谷・白瀧（山の南方に在り高さ三丈八尺幅四尺）・大杉（山の北口登路

の傍に在り、左右對立す、西にあるは一丈四尺等の勝あり。また白鳥神社あり、此の山は日本武尊周圍一丈七尺東にあるは一丈

の舊跡なりと傳ふ。鳥居崎は西方東京灣及び關東の諸山を望むべく最も景勝に富み、九十九谷は山の東方字天蛭にあり東南は懸崖峭絕、脚下に丘陵起伏して波濤の如し、所謂九十九谷なり、遠く清澄・三石・愛宕等の諸峯と相對し遠近の風光掬すべし。山上諸種の花木を栽ゑ道路を修め遊園となす、題詠の歌多し。

とめゆかむつふさにかとはみえずともしかのはかりはしるといふなり。

柿本集地名歌。蓋しかむつふさは上總をかむ具さに寄せしかのは鹿野を確のに寄せたるなり。

なく鹿の野にも聞ゆなり妻戀ひわたる秋の夕暮。　准后道興

千種ノ濱　大貫村の海濱なり、大字小久保磯根崎より西北富津村大字川名に至る沿海二里許の間は、白砂青松互に映帶し、海上波穩にして相模觀音崎と相對し、風光畫の如し。

色々の貝ありてこそ拾はるれ千種の濱をあさるまに〳〵。　懷中鈔讀者不詳

妻戀ひむ秋の尾の上の鹿よりも千種の濱のかひよとぞ思ふ。　夫木集祐擧

野路つゝく千種の濱のうつせ貝海さへ秋の色に出けり。　准后道興

夷隅郡

千種の地名市原郡にもあり、同名異所なるか否かを知らず。

限ノ山　老川村大字筒森の東南部に在り。傳へ云ふ弘文天皇の妃十市皇女難を遁れ、望陀郡より山を越えて此處に徵行し、疾を發して進むを得ず、因りて限の山と呼び給ひ終に此に薨ず、故に名づくと。

名木川　上野村大字名木にあり、里人中川或は櫻川と呼ぶ、卽ち夷隅川の上流なり。　我が爲に憂きこと見えは世の中に今は限りの山に入りなむ。　懷中鈔讀人不知

萬葉集に名木川作歌五首を載す。

燫干、八母在八方沾衣乎、家者夜良奈羈印。

在衣邊、著而榜尼、杏人、濱過者、戀布在奈利。　本居宣長曰く、杏は京の誤にて、みやこ人なりと。

衣手乃名木之河邊乎、春雨、吾立沾等、家念良武可。

家人使在之、春雨乃、與久列杼吾立沾念者。

燫干、八母在八方、家人、春雨須良乎、間使爾爲。